

厚生労働省が実施した政策評価についての審査結果

1 審査の対象

「政策評価に関する基本方針」(平成13年12月28日閣議決定。以下「基本方針」という。)では、政策評価の円滑かつ着実な実施のため、総務省は「各行政機関が実施した政策評価について、その実施手続等の評価の実施形式において確保されるべき客觀性・厳格性の達成水準等に関する審査」等に重点的かつ計画的に取り組むこととされている。

今回審査の対象とした政策評価は、次のとおりである。

「厚生労働省における政策評価の評価書（平成16年6月17日付け厚生労働省発政第0617005号、平成16年7月30日付け厚生労働省発政第0730001号及び平成16年8月31日付け厚生労働省発政第0831001号による送付分）における計149件の政策評価のうち、

- ア 実績評価方式を用いた108件の政策評価
- イ 事業評価方式を用いた35件の政策評価（事前評価）
- ウ 事業評価方式を用いた5件の政策評価（事後評価（終期付き））

(注)上記149件の政策評価のうち、8月31日付けには、1件の総合評価方式を用いた政策評価が含まれているが、これについては、別途整理する予定である。

2 実績評価についての審査

(1) 審査の考え方と点検の項目

(目標の設定状況)

実績評価方式は、あらかじめ達成すべき目標を設定し、これに対する実績を測定して目標の達成度合いについて評価していく方式であるので、当該目標に関して達成すべき水準を明確にするとともに、その水準をいつまでに達成しようとするのかをあらかじめ定めておく必要がある。

この審査において点検を行っているのは、次の項目である(注)。

目標に関し達成すべき水準が数値化されているなど具体的に特定されているかどうか。

目標の達成度合いを検証する際の基準とする時期（基準年次）及び目標を達成しようとする時期（達成年次）が設定されているかどうか。

(注)目標に関し達成すべき水準が数値化されていないものの中には、目標値の設定が容易ではないものもあり得るが、その点について精査を行ったものではない。

(目標の達成度合いの判定方法)

実績評価方式は、目標の達成度合いについて評価することが基本である。目標の達成度合いについての判定の結果については、国民への説明責任の観点から、明確な判定基準に基づき整理されることが望ましい。目標に対する実績が数値により測定可能なものとなつていれば、目標の達成度合いは明らかであることから、その水

準をどのように評価するかについての判定基準が明示されていれば、達成度合いを客観的に評価することが可能となる。

しかしながら、目標の達成度合いを数値で表せず、達成度合いの判定基準を明確に示すことが困難である場合においては、目標の達成度合いをどのように判定しているかについて説明することが求められる。

この審査において点検を行っているのは、次の項目である。

目標の達成度合いについての判定基準を定量的に示すなど具体的で明確になっているかどうか。

目標の達成度合いが数値等で表されていないものについて、達成度合いについての判定の結果を「目標が達成できた」、「目標達成にもう一步であった」などパターン化した表現等により分かりやすく整理しているかどうか。

(2) 審査の結果

実績評価は、あらかじめ政策効果に着目した達成すべき目標を設定し、これに対する実績を定期的・継続的に測定するとともに、目標期間が終了した時点で目標期間全体における取組や最終的な実績等を総括し、目標の達成度合いについて評価することを基本としている。

厚生労働省では、同省の政策評価に関する基本計画において、同省の総合的・戦略的な政策展開を推進することを目的の一つとして政策評価を実施することとしている。これを受けて、同基本計画では、厚生労働行政全般について、政策体系（厚生労働行政の基本目標、基本目標を達成するための施策目標、実績目標及び評価指標を設定したもの）及び評価予定表（政策体系の施策目標ごとに事後評価を実施するおおむねの時期及び評価方式を示したもの（5か年計画））を定め、これに基づき毎年度の評価を実施することとしている（注）。

（注） 厚生労働省の政策体系では、厚生労働行政が12件の基本目標と144件の施策目標（重複掲上分を除く。）に分類されている。評価予定表では、これら144件の施策目標について、5か年計画に基づき、実績評価方式、総合評価方式又はモニタリングのいずれかにより毎年度計画的に評価を実施することとされている。

平成16年度においては、144件の施策目標のうち、モニタリングを実施するもの36件を除く108件の施策目標について実績評価方式により評価が行われることとされている。また、モニタリングを実施した施策目標を総合評価方式でも併せて評価するもの3件及び実績評価方式で実施した施策目標を総合評価方式でも併せて評価するもの1件がある。

108件の施策目標の実績評価の結果をみると、5件について「目標を達成した」、26件について「目標をほぼ達成した」、77件について「達成に向けて進展があった」とされ、いずれも達成に向けて一定の進展があったものと評価されている。

また、評価結果とともに、個々の分析の的確性について、「分析が的確に行われている」「分析がおおむね的確に行われている」「分析があまり的確でない」の3つのパターン化された文言を用いて分類が行われている。

これら108件の施策目標の実績評価についての審査の結果は、以下のとおりであ

る（詳細は、別添1-「政策評価審査表（実績評価関係）」参照）。

【審査結果整理表】

政策番号	政 策	目標の設定状況		目標の達成度合いの判定方法（判定基準の定量化等）		
		目標値等の設定の有無	目標期間の設定の有無	基準年次	達成年次	
基本目標1 安心・信頼してかかる医療の確保と国民の健康づくりを推進すること						
施策目標1-1 地域において適切かつ効率的に医療を提供できる体制を整備すること						
1-1-	日常生活圏の中で必要な医療が提供できる体制を整備すること	-	-	-	-	
1-1-	医療機関の機能分化と連携を促進し、医療資源の効率的な活用を図ること	-	-	-	-	
1-1-	救急・災害医療体制の整備を図ること	-	-	-	-	
1-1-	医療の質を向上させるために医療法に基づく基準を遵守させること				-	
施策目標1-2 必要な医療従事者を確保するとともに、資質の向上を図ること						
1-2-	今後の医療需要に見合った医療従事者の確保を図ること	-	-	-	-	
1-2-	医療従事者の資質の向上を図ること	-	-	-	-	
施策目標1-3 利用者の視点に立った、効率的で安心かつ質の高い医療サービスの提供を促進すること						
1-3-	利用者の視点に立った、効率的で質の高い医療サービスを実現するため、情報提供体制を推進すること	-	-	-	-	
1-3-	総合的な医療安全確保対策の推進を図ること	-	-	-	-	
施策目標1-4 広域を対象とした高度先駆的な医療や結核・難病などの専門的医療等（政策医療）を推進すること						
1-4-	政策医療を着実に実施すること	-	-	-	-	
1-4-	経営基盤の安定化を図ること	-	-	-	-	
1-4-	医療資源の集中・集約（再編成）を図ること				-	
施策目標1-5 感染症など健康を脅かす疾病を予防・防止するとともに、感染者等に必要な医療等を確保すること						
1-5-	治療方法が確立していない特殊の疾病等の予防・治療等を充実すること	-	-	-	-	
1-5-	ハンセン病対策の充実を図ること	-	-	-	-	
1-5-	エイズの発生・まん延の防止を図ること				-	
1-5-	適正な臓器移植の推進等を図ること	-	-	-	-	
1-5-	原子爆弾被爆者等を援護すること	-	-	-	-	
施策目標1-6 品質・有効性・安全性の高い医薬品・医療用具を国民が適切に利用できるようにすること						
1-6-	有効性・安全性の高い新医薬品・医療用具の迅速な承認手続を進めること	-	-	-	-	
1-6-	医薬品・医療用具の品質確保の徹底を図るとともに、医薬品等の情報提供に努めること	-	-	-	-	
1-6-	医薬分業を推進すること	-	-	-	-	
1-6-	医薬品副作用被害救済制度の適正な管理を行うこと	-	-	-	-	
施策目標1-7 血液製剤の国内自給を推進するとともに、安全性の向上を図ること						
1-7-	血液製剤の国内自給の推進を図ること		-		-	
1-7-	血液製剤の使用適正化を推進すること	-	-	-	-	
1-7-	血液製剤の安全性の向上を図ること	-	-	-	-	

政策番号	政 策	目標の設定状況		目標の達成度合いの判定方法(判定基準の定量化等)	
		目標値等の設定の有無	目標期間の設定の有無		基準年次
			目標値等の設定の有無	目標期間の設定の有無	
施策目標 1 - 8 保健衛生上必要不可欠なワクチン等の安定供給を確保するとともに、緊急時等の供給体制についても準備を進めること					
1-8-	希少疾病ワクチン・抗毒素及びインフルエンザワクチンの安定供給を図ること	-	-	-	-
施策目標 1 - 9 新医薬品・医療用具の開発を促進するとともに、医薬品産業等の振興を図ること					
1-9-	医薬品・医療用具の製造業や販売業等の振興を図ること	-	-	-	-
1-9-	医薬品・医療用具の流通改善を図ること	-	-	-	-
1-9-	バイオ技術、ナノ技術等の先端技術を活用し、画期的な医薬品、医療用具等の研究開発を推進すること	-	-	-	-
1-9-	患者数が少なく、研究開発が進みにくい稀少疾病用新薬や成人に比較して適用薬剤が少ない小児・未熟児に適した剤型等の研究開発を推進すること	-	-	-	-
施策目標 1 - 10 患者の多様なニーズ等に対応した医療関連サービスの提供を促進すること					
1-10-	患者の多様なニーズや医療機関経営上のニーズに対応した医療関連サービスの適切な提供を促進すること	-	-	-	-
施策目標 1 - 11 全国民に必要な医療を保障できる安定的・効率的な医療保険制度を構築すること					
1-11-	適正かつ安定的・効率的な医療保険制度を構築すること	-	-	-	-
施策目標 1 - 12 妊産婦・児童から高齢者に至るまでの幅広い年齢層において、地域・職場などの様々な場所で、国民的な健康づくりを推進すること					
1-12-	地域住民の健康の保持・増進及び地域住民が安心して暮らせる保健医療体制の確保を図ること	-	-	-	-
1-12-	医療保険者が行う健康管理事業を推進すること	-	-	-	-
施策目標 1 - 13 健康危機管理を推進すること					
1-13-	健康危機が発生した際に迅速に対応すること	-	-	-	-
基本目標 2 安心・快適な生活環境づくりを衛生的観点から推進すること					
施策目標 2 - 1 食品の安全性を確保すること					
2-1-	食中毒等食品による衛生上の危害の発生を減らし、食品の安全性の確保を図ること	-	-	-	-
2-1-	国民の健康を守るため、輸入食品の安全性の確保を図ること		-		-
2-1-	食品添加物の規格基準や残留農薬基準の整備等を通じ、食品の安全性の確保を図ること		-		-
2-1-	保健機能食品制度の適切な運用を図ること	-	-	-	-
施策目標 2 - 2 麻薬・覚せい剤等の乱用を防止すること					
2-2-	国民、特に青少年に対し、薬物乱用の危険性を啓発し、薬物乱用を未然に防止すること	-	-	-	-
2-2-	国内及び水際において、薬物事犯に対する取締りを徹底すること	-	-	-	-
2-2-	脱法ドラッグの不正使用を防止するとともに、薬物依存・中毒者の治療と社会復帰を支援すること	-	-	-	-

政策番号	政 策	目標の設定状況		目標の達成度合いの判定方法(判定基準の定量化等)	
		目標値等の設定の有無	目標期間の設定の有無		基準年次
			目標期間の設定の有無	基準年次	
施策目標 2 - 3 安全で質が高く災害に強い水道を整備すること					
2-3-	安全で質が高い水道の確保を図ること	-	-	-	-
2-3-	災害に強い水道の整備など水道水の安定供給を図ること	-	-	-	-
2-3-	未普及地域における水道水の整備を図ること	-	-	-	-
施策目標 2 - 4 国民生活を取り巻く化学物質による人の健康被害を防止すること					
2-4-	毒物・劇物の適正な管理を推進すること	-	-	-	-
2-4-	化学物質の毒性について評価し、適正な管理を推進するための規制を実施すること				-
2-4-	家庭用品の安全性を確保すること	-	-	-	-
施策目標 2 - 5 生活衛生関係営業の振興等により生活衛生の向上・増進を図ること					
2-5-	生活衛生関係営業における衛生水準の確保及び振興を図ること	-	-	-	-
2-5-	建築物衛生の改善及び向上等を図ること	-	-	-	-
基本目標 3 労働者が安心して快適に働くことができる環境を整備すること					
施策目標 3 - 1 労働条件の確保・改善を図ること					
3-1-	法定労働条件の確保・改善を図ること	-	-	-	-
3-1-	年間総実労働時間 1,800 時間の達成・定着		-		-
3-1-	賃金対策の推進を図ること	-	-	-	-
施策目標 3 - 2 労働者の安全と健康を確保すること					
3-2-	事業所における安全衛生水準の一層の向上を図ること				-
3-2-	産業安全水準の一層の向上を図ること	-	-	-	-
3-2-	労働衛生対策の推進を図ること	-	-	-	-
施策目標 3 - 3 労働災害に被災した労働者等の公正な保護を行うとともに、労働者の福祉の増進を図ること					
3-3-	労災保険給付の適正な処理を行うことにより、被災労働者等の保護を図ること	-	-	-	-
3-3-	被災労働者及びその家族の援護を図り、また被災労働者の円滑な社会復帰を促進すること	-	-	-	-
施策目標 3 - 4 勤労者生活の充実を図ること					
3-4-	勤労者の財産形成の促進を図ること	-	-	-	-
3-4-	中小企業における退職金制度の普及促進を図ること	-	-	-	-
3-4-	自由時間の充実等勤労者生活の充実を図ること	-	-	-	-
施策目標 3 - 6 安定した労使関係等の形成を促進すること					
3-6-	円滑な政労使コミュニケーションの促進を図ること	-	-	-	-
3-6-	集団的労使関係のルールの確立及び普及等を図ること	-	-	-	-
3-6-	集団的労使紛争の迅速かつ適切な解決を図ること	-	-	-	-
施策目標 3 - 7 個別労働関係紛争の解決の促進を図ること					
3-7-	個別労働関係紛争の解決の促進を図ること	-	-	-	-
施策目標 3 - 8 労働保険適用徴収業務の適正かつ円滑な実施を図ること					
3-8-	労働保険の適用促進及び労働保険料の適正徴収を図ること	-	-	-	-

政策番号	政 策	目標の設定状況		目標の達成度合いの判定方法(判定基準の定量化等)				
		目標値等の設定の有無	目標期間の設定の有無		基準年次			
			目標期間の設定の有無	基準年次				
基本目標 4 経済・社会の変化に伴い多様な働き方が求められる労働市場において労働者の職業の安定を図ること								
施策目標 4 - 1 労働力需給のミスマッチの解消を図るために需給調整機能を強化すること								
4-1-	公共職業安定機関における需給調整機能を強化すること	-	-	-	-			
4-1-	民間労働力需給調整システムを整備すること	-	-	-	-			
4-1-	官民の連携により労働力需給調整機能を強化すること	-	-	-	-			
施策目標 4 - 2 雇用機会を創出するとともに雇用の安定を図ること								
4-2-	中小企業、新規・成長分野企業等における雇用機会を創出するとともに労働力の確保等を図ること	-	-	-	-			
4-2-	地域の実情に即した雇用機会の創出等を図ること	-	-	-	-			
4-2-	事業活動の縮小を余儀なくされた企業における雇用の維持・安定を図ること	-	-	-	-			
4-2-	円滑な労働移動を促進すること	-	-	-	-			
4-2-	産業の特性に応じた雇用の安定を図ること	-	-	-	-			
施策目標 4 - 3 労働者等の特性に応じた雇用の安定・促進を図ること								
4-3-	高齢者の雇用就業を促進すること	-	-	-	-			
4-3-	障害者の雇用を促進すること	-	-	-	-			
4-3-	若年者の雇用を促進すること	-	-	-	-			
4-3-	外国人労働者の就労環境の整備を図ること	-	-	-	-			
4-3-	就職困難者等の雇用の安定・促進を図ること	-	-	-	-			
施策目標 4 - 4 求職活動中の生活の保障等を行うこと								
4-4-	雇用保険制度の安定的かつ適正な運営および求職活動を容易にするための保障等を図ること	-	-	-	-			
基本目標 6 男女がともに能力を発揮し、安心して子どもを産み育てることなどを可能にする社会づくりを推進すること								
施策目標 6 - 1 働く女性が性別により差別されることなく能力を十分に発揮できる雇用環境を整備すること								
6-1-	制度的・実質的に職場において男女均等取扱いが徹底されていること	-	-	-	-			
6-1-	職場におけるセクシュアルハラスメント防止対策が徹底されていること	-	-	-	-			
施策目標 6 - 2 多様な就業ニーズに対応した就業環境を整備すること								
6-2-	パートタイム労働を魅力ある就業形態とすること	-	-	-	-			
6-2-	在宅ワークを魅力ある就業形態とすること	-	-	-	-			
施策目標 6 - 5 子どもが健全に育成される社会を実現すること								
6-5-	地域における子育て支援の充実を図り、子育て家庭を支援すること	-	-	-	-			
6-5-	子育て家庭の生活の安定を図ること	-	-	-	-			
施策目標 6 - 6 児童虐待や配偶者による暴力を防止すること								
6-6-	児童虐待の発生件数を減少させること	-	-	-	-			
6-6-	配偶者から暴力の被害者の適切な保護・支援を図ること	-	-	-	-			
施策目標 6 - 8 総合的な母子家庭等の自立を図ること								
6-8-	母子家庭の生活の安定を図ること	-	-	-	-			
6-8-	母子家庭等の自立のための就業支援を図ること	-	-	-	-			

政策番号	政 策	目標の設定状況		目標の達成度合いの判定方法(判定基準の定量化等)				
		目標値等の設定の有無	目標期間の設定の有無		基準年次			
			目標期間の設定の有無	基準年次				
基本目標 7 利用者の視点に立った質の高い福祉サービスの提供等を図ること								
施策目標 7 - 1 生活困窮者等に対し必要な保護を行うこと								
7-1-	生活困窮者に対し必要な保護を行うこと	-	-	-	-			
7-1-	災害に際し応急的に必要な救助を行うこと	-	-	-	-			
施策目標 7 - 2 地域福祉の増進を図ること								
7-2-	ボランティア活動等住民参加による地域福祉活動を促進し、地域福祉を推進すること	-	-	-	-			
7-2-	ホームレスの自立を促進すること	-	-	-	-			
施策目標 7 - 3 社会福祉サービスを支える人材養成、利用者保護等の基盤整備を図ること								
7-3-	社会福祉事業に従事する人材の養成確保を推進することにより、より質の高い福祉サービスの提供がなされる基盤を整備すること	-	-	-	-			
7-3-	利用者の選択を可能にするための情報提供や判断能力が不十分な者に対する援助を行うことにより、福祉サービスの利用者の保護を図ること	-	-	-	-			
施策目標 7 - 4 戦傷病者、戦没者遺族、中国残留邦人等を援護するとともに、旧陸海軍の残務を整理すること								
7-4-	戦傷病者、戦没者遺族等に対して、援護年金の支給、療養の給付等の援護を行うこと	-	-	-	-			
7-4-	戦没者の遺骨の収集等を行うことにより、戦没者遺族を慰藉すること	-	-	-	-			
7-4-	中国残留邦人等の円滑な帰国を促進するとともに、永住帰国人の自立を支援すること	-	-	-	-			
7-4-	旧陸海軍に関する人事資料を適切に整備保管すること	-	-	-	-			
基本目標 8 障害のある人も障害のない人も地域でともに生活し、活動する社会づくりを推進すること								
施策目標 8 - 1 障害者の住まいや働く場ないし活動の場を整備すること								
8-1-	障害者の住まいや活動の場を整備すること		-		-			
施策目標 8 - 2 必要な保健福祉サービスが的確に提供される体制を整備すること								
8-2-	施設・在宅両面にわたる介護等のサービスが適切に提供される体制を整備すること		-		-			
施策目標 8 - 3 障害者の自己実現や社会参加を通じた生活の質の向上を進めること								
8-3-	障害者が必要とする情報や福祉用具等を十分に入手できる体制を整備すること	-	-	-	-			
8-3-	障害者のスポーツ、芸術・文化活動を支援すること	-	-	-	-			
基本目標 9 高齢者ができる限り自立し、生きがいを持ち、安心して暮らせる社会づくりを推進すること								
施策目標 9 - 1 老後生活の経済的自立の基盤となる所得保障の充実を図ること								
9-1-	公的年金制度の安定的かつ適正な運営を図ること				-			
9-1-	公的年金制度の上乗せの年金制度(企業年金等)の適正な運営を図ること	-	-	-	-			
施策目標 9 - 3 高齢者の健康づくり・生きがいづくりを推進するとともに、生活支援を推進すること								
9-3-	高齢者の介護予防、健康づくり・生きがいづくり及び社会参加の支援を推進すること	-	-	-	-			

政策番号	政 策	目標の設定状況		目標の達成度合いの判定方法(判定基準の定量化等)				
		目標値等の設定の有無	目標期間の設定の有無		基準年次			
			有	無				
基本目標 10 國際化時代にふさわしい厚生労働行政を推進すること								
施策目標 10 - 1 國際機関の活動に対し協力すること								
10-1-	国際労働機関が行う技術協力に対し積極的に協力すること	-	-	-	-			
施策目標 10 - 2 國際協力の促進により國際社会へ貢献すること								
10-2-	福祉医療、労働分野における人材育成のための技術協力を推進すること	-	-	-	-			
基本目標 12 国民生活の利便性・サービスの向上を図ること								
施策目標 12 - 1 国民生活の利便性の向上に関わるIT化を推進すること								
12-1-	厚生労働省電子政府構築計画等を推進すること	-	-	-	-			
合 計 (108 施策目標)		= 14 = 1	= 8	= 15	= 108			
総括記述	厚生労働省では、施策目標について、実績目標の達成状況をもとに、社会経済情勢の変化等の外的要因の影響などを考慮した上で、必要に応じて定性的な記述を加え、総合的に評価することとしており、具体的な施策や事務事業について、225件の実績目標を掲げ、これと対応する695件の評価指標の測定結果により、108件の施策目標の達成度を評価しようとしている。評価指標のうち、多くは業務の実施状況又は政策対象に関する状況を示す指標ではあるものの、政策効果に着目した指標が設定されているものも少なからずみられ、ほぼ全てが定量的な指標となっていることから、実績目標に具体的な達成すべき水準が示されていない場合であっても、施策目標に係る業務の実施状況については、これらの評価指標の推移をみるとことにより、定量的に把握できる状況となっている。							
	目標に關し達成すべき水準が数値化等により具体的に特定されているものは、108件の施策目標のうち、14件である。残る94件については、達成すべき水準が具体的に特定されていない(ただし、後者のうち1件については「少なくとも前年報告数以下にする」として方向が示されており、達成すべき水準は特定されていないものの目標を達成したかどうかの判断はできるようになっている)。							
	達成水準が特定されている14件については、目標期間(達成年次)も明らかにされており、数値化等された目標に対する実績の推移をみるとことにより目標の達成に向けた進捗状況等が分かるようになっている。							
	また、施策目標の達成度を評価するために設定されている225件の実績目標の設定状況についてみると、アウトカムに着目した目標となっているものは97件であり、アウトプットに着目した目標となっているものは128件となっている。今年度の評価においては、定量的なアウトカム目標を設定して改善を図っているもの(施策目標4-1-等)も見られるが、アウトカムに着目した実績目標に示されている評価指標について、定量的な目標が設定しているものは15件にとどまっている。							
	評価の結果については、昨年度から、「目標を達成した」「目標をほぼ達成した」「達成に向けて進展があった」という3つのパターン化された文言を用いて分かりやすく整理する工夫がなされている。							
	しかし、今年度も達成度合いの判定基準については、明確に示されていない。							
	実績評価方式は、あらかじめ達成すべき目標を設定し、目標の達成度合いを評価していくことを基本としていることから、評価指標の推移や関連状況の把握結果を基として評価が行われているものについては、できる限り達成度合いの評価になるよう、施策の特性も勘案しつつ、いつまでにどの水準まで達成しようとするのかを							

明確にするための適切な目標値、目標期間の設定について、引き続き検討を進めていく必要がある。

(注) 1 「目標値等の設定の有無」欄には、目標に関し達成すべき水準が数値化されている場合及び定性的であっても目標に関し達成しようとする水準が具体的に特定されている場合には「」を記入し、いずれにも該当しない場合には「」を記入している。ただし、達成すべき水準は数値化されていないものの、前年度よりも数値を向上させる等の方向が示されている場合には「」を記入している。

2 「目標期間の設定の有無」欄には、目標の達成度合いを検証する際の基準とする時期が設定されている場合には「基準年次」欄に「」を、目標を達成しようとする時期が設定されている場合には「達成年次」欄に「」を記入し、それらが設定されていない場合には当該欄に「」を記入している。

3 「目標の達成度合いの判定方法(判定基準の定量化等)」欄には、目標の達成度合いについての判定基準が定量化されているか、又は、具体的で明確なものとして示されている場合には「」を記入し、示されていない場合には「」を記入している。

また、「」を記入したもののうち、目標の達成度合いについての判定の結果をパターン化した表現等により分かりやすく整理している場合には、右横に「」を記入している。

3 事前の事業評価についての審査

(1) 審査の考え方と点検の項目

事前評価は、政策の決定に先立ち、当該政策に基づく活動により得られると見込まれる政策効果を基礎として的確な政策の採択や実施の可否を検討するものとされている(基本方針 - 4 - ア)。事前評価においては、一定規模以上の事業費を要する個々の研究開発、公共事業及び政府開発援助を実施することを目的とする政策について、その実施が義務付けられている(行政機関が行う政策の評価に関する法律(平成13年法律第86号。以下「評価法」という。)第9条及び行政機関が行う政策の評価に関する法律施行令(平成13年政令第323号)第3条)。

これら以外の政策については、評価法上は事前評価の実施が義務付けられているわけではなく、また、必ずしも確立された手法による政策効果の把握が可能となっているわけではないが、各府省における政策評価の実施状況をみると、それぞれが定めた基本計画に基づいて、評価法で義務付けられた政策のほか、自発的・積極的に新規の施策・事業や規制等を対象として事前評価が行われている。

こうしたことを踏まえつつ、政策評価の質の向上に向けた今後の課題等を明らかにする観点から、以下の点検項目により審査を行う。

(政策効果の把握及び得ようとする効果の達成見込みについて)

評価法では、行政機関は、その所掌に係る政策について、適時に、その政策効果を把握し、これを基礎として、必要な観点から評価を行うこととされている(評価法第3条)。事前評価を行う場合には、政策を決定する前の時点において、当該政策の実施により得られると見込まれる政策効果を把握した上で、「得ようとする効果」と「実際に見込まれる効果」との関係を明らかにし、当該政策の有効性を検証することが必要である。すなわち、事前評価においては、当該政策を実施することにより得ようとする政策効果は本当に得られるのか、その確実性(安定性)はどの程度のものなのかについて明らかにしていくことが求められる。

また、得ようとする政策効果が費用に見合ったものとなっているかどうか等の効率性に関する予測は、評価の対象とされる政策に適合した測定手法が開発されない状況において定量的に行なうことは必ずしも容易なことではない。

この審査において点検を行っているのは、次の項目である。

政策の実施により得ようとする効果はどの程度のものかなど、具体的に特定されているか。

政策の実施により得ようとする効果について、実際にどの程度得られると見込まれるかなど、得ようとする効果の達成見込みの確からしさがどのように検証されているか。

費用に見合った政策効果が得られるかどうかについて、どのような説明がされているか。また、定量的な分析は試みられているか。

(事前評価の結果の妥当性の検証について)

事前評価については、政策効果が発現した段階においてその結果の妥当性を検証すること等により得られた知見を以後の事前評価にフィードバックする取組を進めいくことが重要である（基本方針 - 4 - ウ）。

政策の実施により「得ようとする効果」を的確に把握するためには、効果の把握の方法が特定されており、かつ、それが効果をできる限り具体的（定量的）に把握できるものであることが望ましい。

また、政策効果が発現した段階における事後的な検証を適切に行なうためには、実際に得られた効果が当初得ようとしていた効果との関係でどのように評価されることとなるのかを、事前評価の段階で明らかにしておくことが望ましい。

この審査において点検を行っているのは、次の項目である。

事後的な検証を行うなど、事前評価の結果の妥当性をどのように検証しようとしているのか。

また、事後的な検証を予定している場合には、政策効果の把握の方法が、得ようとする効果が実際に得られたかどうかを事後的に把握することが可能な程度に特定されているか。

(2) 審査の結果

厚生労働省では、評価法上事前評価の実施が義務付けられている政策以外に、同省の政策評価に関する基本計画において、予算要求等を伴う新たな政策であって、重点的な施策とするもの又は10億円以上の費用を要することが見込まれるもの、規制の新設を目的とする政策等について、事業評価方式を基本とした事前評価を行うこととしている。

これらの評価の観点は、必要性（官民の役割分担、国と地方の役割分担、民営化や外部委託の可否、緊要性）有効性（政策効果が発現する経路、これまで達成された効果・今後見込まれる効果、政策の有効性の評価に特に留意が必要な事項）効率性（手段の適正性、費用と効果の関係に関する評価、他の類似事業がある場合の重複の有無）

の三点である。

なお、同省の基本計画では、従来より「事前評価の際に設定した評価指標のモニタリングの値や推移等を参考にして必要が生じたもの」を事後評価の対象としていたところであるが、平成16年度の改正において、新たに「事前評価の実施後、一定期間が経過したもの」が追加され、必要に応じて事前評価の評価結果を重点的に検証することとしている。

事前評価の対象とされた35件はいずれも実施義務付け対象外のものであり、その審査の結果は、以下のとおりである(詳細は、別添1-「政策評価審査表(事業評価(事前)関係)」参照)。

なお、今年度の評価において、平成17年度に試行事業を実施し、平成18年度に事業の本格実施を行うこととされている事業で、事前評価の実施時点で試行事業の内容が決定していないものを評価の対象としているものがみられる。

【審査結果整理表】

No.	政策	手段	得ようとする効果の明確性	効果の達成見込みに関する検証方法		効果の把握の方法の特定性	効率性に関する情報
				推論	その他		
1	災害派遣医療チーム(DMAT)研修事業	全国的に統一された研修を実施					
2	電子診療情報連携推進事業	地域の中心的役割を果たしている医療機関にWeb型電子カルテシステムを導入					
3	献血手帳電子化事業	現在紙製である「献血手帳」を磁気カード化するために、日本赤十字社に対し必要な関連機器類を整備、構築し、献血カードへの切り替えをすすめるために補助を行う。					
4	業種・職種間ミスマッチ対策	希望する求人の範囲が極端に狭い、又は範囲が特定できない等の理由により有効適切な求職活動ができずにいる求職者に対し、効果的な求職活動のノウハウや留意事項の提供 求人が多く就職可能性の高い業種や職種への求職活動の方針転換の促進等のため、セミナーの開催等の集団指導や適職選択支援員による個別具体的な助言・相談					
5	早期再就職促進のための個別支援の拡充	「再就職プランナー」との予約相談による希望条件等の把握、職務経歴の棚卸、自己分析、労働市場分析、応募方法等に関する学習等を含む就職実現プランを策定しこれに基づく就職支援			比較		

No.	政策	手段	得ようとする効果の明確性	効果の達成見込みに関する検証方法		効果の把握の方法の特定性	効率性に関する情報
				推論	その他		
6	雇用関連事業ワンストップサービスの実施	公共職業安定所における、地方公共団体等の雇用関連事業の利用者（求職者及び求人者双方）に対する総合的な情報提供等の実施等、利用者の立場に立った雇用関連事業ワンストップサービスの実施					
7	地域職業相談室の体制整備について	公共職業安定所と市区町村が共同で運営する地域職業相談室を設置し、市区町村独自の相談・情報提供業務と連携した職業相談・職業紹介の実施					
8	地域雇用創造パックアップ事業(仮称)	地域における雇用創造のための構想を策定しようとする市町村等に対し、地域雇用創造支援人材データベース(仮称)に掲載された専門家等のあっ旋、都道府県労働局のアドバイザーによる助言、参考となる成功事例の紹介、地域雇用創造促進会議(仮称)の開催等により、企画・構想段階から支援					
9	地域提案型雇用創造促進事業(パッケージ事業)(仮称)	雇用機会が少ない等の地域において、雇用創造に自発的に取り組む市町村等が提案した、雇用機会の創出、能力開発、情報提供・相談等の事業の中から、コンテスト方式により雇用創造効果が高いものを選抜し、当該市町村等に対しその事業の実施を委託					
10	地域重点産業創業助成金(仮称)	市町村、経済団体等から構成される地域の協議会が自ら選択した重点産業において創業する法人又は個人に対し、新規創業及び創業に伴う雇入れについて助成を実施					
11	林業就業支援事業	新たに林業への就業を希望する求職者に対し、林業作業体験、山村生活体験等を通じて林業労働に対する情報・認識等を付与する。					
12	精神障害者の雇用の段階に応じた体系的支援プログラムの実施	事業主を対象 ・精神障害者の復職支援 ・精神障害者の雇用継続支援 ・精神障害者の雇用促進支援 気分障害及び統合失調症を有する者を対象 ・雇用への移行支援技法の開発					
13	精神障害者の雇用の段階に応じた体系的支援プログラムの実施	地域障害者就労支援チーム(仮称)の設置 就労アドバイザー(仮称)の派遣・職場実習等を通じた意識啓発の促進					

No.	政策	手段	得ようとする効果の明確性	効果の達成見込みに関する検証方法		効果の把握の方法の特定性	効率性に関する情報
				推論	その他		
14	若者の人間力を高めるための国民運動の推進	経済界、労働界、地域社会、政府等の関係者が一体となった、国民会議の開催や啓発活動等に取り組む国民運動の展開					
15	無償の労働体験等を通じての就職力強化事業（ジョブパスポート事業）の創設	ジョブパスポート・マニュアルの開発・配布 地域団体との連携による社会貢献活動機会の創出・積極的情報発信等 ジョブパスポートを活用した採用選考の普及活動、就職支援					
16	若年労働者の職場定着促進事業の実施	「働く若者ネット相談室(仮称)」の設置 地域の商工・業界団体等を対象としたセミナーの開催 地域の商工・業界団体と連携した職場定着支援事業の実施					
17	キャリア探索プログラム等による職業意識啓発の推進	企業人等の講師派遣等による学校内での職業指導の拡充 職場体験活動等の拡充					
18	大学及び大学生に対する就職支援の強化	大学就職支援機能サポート事業の実施 大卒未充足求人を活用した未内定学生に対するマッチング促進策 大学生の就職・採用選考活動のあり方に係る検討会議の開催					
19	ホームレス就業支援事業（仮称）	就業支援相談 就業機会確保支援 職場体験講習					
20	就職基礎能力速成講座の実施	フリーター等に対し、民間事業者を活用して、職業意識啓発、職場におけるコミュニケーション能力、基礎的なビジネスマナー等の習得を図るための講座の実施（10日間程度）					
21	若者自立塾（仮称）創出推進事業の創設について	教育訓練も受けず就労することもできないでいる若年者等に対する、合宿形式による集団生活の中での生活訓練や労働体験等の実施					
22	母子家庭の母等に対する職業訓練受講機会の拡大	「プレ訓練付き職業訓練」の実施					
23	ものづくり立国の推進	「ものづくり立国」の基盤整備に向けた国民的気運の醸成 若年者ものづくり人材育成促進事業 「ものづくり立国」啓発・広報事業					

No.	政策	手段	得ようとする効果の明確性	効果の達成見込みに関する検証方法		効果の把握の方法の特定性	効率性に関する情報
				推論	その他		
24	仕事と家庭の両立や働き方の見直しにむけた地方自治体の積極的な取組の推進	仕事と家庭の両立や働き方の見直しに資する事業を地方自治体が行った場合に、その経費の一部を補助					
25	男性が育児参加しやすい職場環境整備の取組への支援	父親の育児参加促進給付金(仮称) 事業 普及促進事業					
26	総合施設モデル事業	平成18年度の事業の本格実施に向け、総合施設の制度の枠組みを前提とした事業の先行実施、保育・教育内容等の策定、モデル事業を実施するための経費を補助 就学前の教育・保育を一体としてとらえた一貫した総合施設について、平成18年度の本格実施に向けて、教育・保育の内容や職員配置、施設設備のあり方に関する検討を行うためのモデル事業の実施（モデル施設30か所）	未定	未定		未定	
27	児童虐待防止対策支援事業	「児童虐待防止対策支援事業」の実施					
28	小規模作業所への支援の充実強化事業	小規模作業所に対し新たな施設類型への円滑な移行のために必要な知識等の修得及び人材育成・資質向上のための研修事業の実施 移行に向けたモデル的・先駆的事業等を行う小規模作業所に対する補助を行う都道府県等に対する補助					
29	重度障害者在宅就労促進特別事業	在宅の重度障害者を対象にITを活用した仕事の受注・分配等を行う在宅就労事業者（バーチャル工房）に対して1箇所につき3年間の補助を行うとともに、工房を利用する障害者の技術指導等にかかる支援を実施					
30	発達障害者支援体制整備事業（仮称）	全ての都道府県・指定都市に発達障害支援の検討委員会を設置 各都道府県・指定都市の管内にある障害保健福祉圏域のうちの一つにおいて個別支援計画の作成や発達支援等、支援体制の整備をモデル的に実施（計60圏域）					
31	障害児タイムケア事業（仮称）	デイサービス事業所や養護学校等の空き教室等で中高生障害児を預かるとともに、社会に適応する日常的な訓練を行う市町村に対する補助の実施					

らかにしたり、当該政策の手段の適正性等を検討することを通じて、検証しようとしているが、具体的な評価をみると、今後見込まれる効果について、推論による定性的な説明によるものがほとんどである。見込まれる効果については、できる限り客観的な情報・データや事実を用いて説明することが望まれるところであり、中には、過去に実施された同種類似の事業により得られた効果や実績を基に、効果の達成見込みについて説明しているもの（「比較」に該当するもの）もみられるところから、このような取組を継続していくことが望まれる。

（効果の把握の方法の特定性について）

厚生労働省では、政策の実施により発現した効果の把握について、評価指標の測定結果によることを基本としており、35 政策のすべてについて評価指標を設定している。これら評価指標のうち発現した効果の全体をとらえることとなっているものが 19 件となっており、昨年度（29 件中 11 件）と比較してみると改善がみられる。

しかし、残り 16 件については、設定されている評価指標が行政活動の実態を表すものになっていることから、発現した効果を適切に把握する観点から引き続き評価指標の充実に努めるとともに、政策の効果を把握するためのその他の情報を積極的に活用していくことが望まれる。

（効率性に関する情報について）

厚生労働省は、評価書に「手段の適正性」欄、「費用と効果の関係に関する評価」欄を設けており、いずれの政策についても予算額の記述に加え、定性的な説明により、効率的である旨評価している。

しかし、事前評価において、費用と効果について定量的に分析することには難しい面があるとしても、例えば、必要な効果がより少ない費用等で得られないか、同一の費用等でより大きな効果が得られないかなどの分析を行うことにより、できる限り具体的なデータを用いて得ようとする効果が費用に見合ったものとなっているかについて客観的に明らかにしていく取組が望まれる。

- (注) 1 「得ようとする効果の明確性」欄には、得ようとする効果について、「何を」「どの程度」「どうする」のかが明らかにされているなどどのような効果が発現したことをもって得ようとする効果が得られたとするのかその状態が具体的に特定されている場合には「 」を、「何を」「どうする」のかは説明されているものの、「どの程度」かは明らかでないなど具体的には特定されていない場合には「 」を、得ようとする効果についての記載がない場合には「 - 」を記入している。ただし、達成すべき水準は数値化されていないものの、前年度よりも数値を向上させる等の方向が示されている場合には「 」を記入している。
- 2 「効果の達成見込みに関する検証方法」欄には、推論及び比較・推計・実験のうち該当する分類（推論には「 」）を記入している（複数もあり得る。）
「推論」 定性的な説明等により、得ようとする効果が実際に得られると見込まれることを説明している。
<その他（例示）>
「比較」 過去の同種類似の政策の実施等により得られた効果、実績等に基づき、今回の政策の実施により得ようとする効果が実際に得られると見込まれることを帰納的に根拠付けている。
「推計」 定量的なデータの集計・分析等に基づき、当該政策の実施により得ようとする効果が実際に得られると見込まれることを一定の手法により算出し根拠付けている。
「実験」 実験や研究の結果に基づき、当該政策の実施により得ようとする効果が実際に得られると見込まれることを実証的に根拠付けている。
- 3 「政策効果の把握の方法の特定性」欄には、政策の実施により発現した効果を把握できる程度に明確にされている場合には「 」を、効果の把握の方法が不明確の場合には「 」を記入している。
- 4 「効率性に関する情報」欄には、当該政策（施策や事業）の実施に要する費用等に関する分析の結果が示されている場合には「 」（当該政策の実施に要する費用等と当該政策により得られると見込まれる政策効果との関係について定量的な分析が試みられている場合には「 」）を、当該政策の実施に要する費用等の見込額、従来からの活動等についての予算執行額（実績額）等の記載にとどまっている場合には「 」を、上記の情報が記載されていない場合には「 - 」を記入している。

4 事後（中間段階）の事業評価についての審査

（1）審査の考え方と点検の項目

（政策効果の把握について）

評価法では、行政機関は、その所掌に係る政策について、適時に、その政策効果を把握し、これを基礎として、必要な観点から評価を行うこととされている（評価法第3条）。また、基本方針において、事後評価は、政策の決定後において、政策効果を把握し、これを基礎として、政策の見直し・改善や新たな政策の企画立案及びそれに基づく実施に反映させるための情報を提供する見地から行うものとされている（基本方針 - 5 - ア）。

この審査において点検を行っているのは、次の項目である。

政策の実施により得ようとする効果はどの程度のものかなど、具体的に特定されているか。

政策の実施により実際にどの程度の効果が得られているのかが、具体的に把握されているか。また、把握された効果が、得ようとする効果の全体を表すものとなっているか。

費用に見合った政策効果が得られたかどうかについて、どのような説明がされているか。また、定量的な分析は試みられているか。

（把握された効果と評価結果との関連性について）

事業評価方式を用いた事後評価（事後の検証）においては、事前の時点に行行った評価内容を踏まえ、実際に得られた政策効果を把握・測定した上で、あらかじめ期待していた政策効果が得られたのかどうか、見込んでいた政策効果と比べて実際に得られた政策効果はどのように評価されるものなのかを明らかにしていくことが求められる。

特に事後評価の対象となる事務事業等が継続中のものである場合（中間段階の評価）には、社会経済情勢の変化、実際の効果の発現状況等を踏まえ、今後とも継続していくことで得ようとする効果が当初の見込みどおりに確保できるのかについての分析が求められる。

この審査においての点検を行っているのは、次の項目である。

中間段階の評価においては、発現した政策効果の把握の状況を踏まえつつ、当該政策の継続、中止等の反映方針との関係において合理的な説明が行われているか。

（2）審査の結果

厚生労働省では、同省の政策評価に関する基本計画において、事後評価の対象となる政策を列挙し、併せてその政策の特性に応じた評価の方式も定めている。（注）

このうち、今回、審査の対象とした事後の事業評価は、「終期を設定して実施した政策のうち、終期が到来したものであって、検証のため評価が必要なもの」に該当するものであり、継続中の事務事業についての継続・中止を判断するものである。

(注) 事後評価の対象として、厚生労働省の政策評価に関する基本計画において列挙されているものは以下のとおりである。

イ 政策体系に基づき対象とする政策

政策体系の施策目標について、政策の特性に応じて定期的な見直しを行う場合

政策体系の施策目標について、各行政分野における計画等の改定や法律改正など主要な制度の変更を行う場合

政策体系の施策目標について、当該施策目標の評価指標のモニタリング結果の値や推移等により必要が生じた場合

ロ 大綱的指針に基づき事後評価の対象とすることとされた研究開発

ハ 個々の公共事業であって、別途要領で定めるところにより事後評価の対象とすることとしたもの

ニ 事前評価を実施した政策について、事前評価の際に設定した評価指標のモニタリングの値や推移等を参考にして必要が生じたもの及び事前評価の実施後、一定期間が経過したもの

ホ 終期を設定して実施した政策のうち、終期が到来したものであって、検証のため評価の必要なもの

ヘ 法第7条第2項第2号に規定する政策

ト その他その政策が国民生活又は社会経済に相当程度の影響を及ぼすと認められるもの

終期付き事業評価5件についての審査の結果は、以下のとおりである（詳細は、別添1 - 政策評価審査表（事業評価(事後)関係）参照）。

【審査結果整理表】

整理番号	政 策	手 段	得ようと する効果 の明確性	把握した 効果の客 觀性	効率性に 関する情報	把握された 効果と評価 の結果との 関連性
1	難病特別対策推進事業費	重症難病患者入院施設確保事業 難病患者地域支援対策推進事業 神経難病患者在宅医療支援事業 難病患者認定適正化事業 難病相談・支援センター事業				
2	エイズ対策促進事業費	エイズ対策促進事業 地方ブロックエイズ対策促進事業				
3	結核対策特別促進事業	指定地域結核発病防止対策促進事業 先駆的、モデル的事業 結核対策上特に重要な事業 一般住民に対して普遍的に行う事業 定着性のある事業 結核定期病状調査事業等				
4	生活保護適正実施推進等事業費	診療報酬明細書等点検充実事業 収入・資産状況把握、扶養義務調査等充実事業就労促進事業等				

整理番号	政 策	手 段	得ようとする効果の明確性	把握した効果の客観性	効率性に関する情報	把握された効果と評価の結果との関連性
5	生活支援ハウス運営事業	<p>高齢等のため居宅において生活することに不安のある者に対し、必要に応じて住居を提供すること 居住部門利用者に対する各種相談、助言を行うとともに緊急時の対応を実施すること</p> <p>居住部門利用者が虚弱化等に伴い、通所介護、訪問介護等介護サービス又は保健福祉サービスを必要とする場合は、必要に応じ、利用手続きの援助等を実施</p> <p>居住部門の利用者と地域住民との交流を図るための各種事業及び交流のための場の提供</p>				
合 計 (5 件)			= 5	= 5	= 1 = 4	= 1
総括記述	<p>(得ようとする効果の明確性について)</p> <p>今回審査の対象とした事業すべてにおいて、得ようとする効果について、「何を」、「どうするか」については説明されているが、「どの程度」の効果が発現したことをもって得られたとするのか、必ずしもその状態が特定されていない。</p> <p>事後評価においては、当初得ようとする効果と発現した効果との関係を明らかにし、当初見込んでいた効果は実際に得られたのか、得られなかつたとすればどのような理由があり得るのかを明らかにすることが求められる。そのためにも、得ようとする効果をあらかじめ明確にしておくことが望ましい。</p> <p>(把握した効果の客観性について)</p> <p>今回審査の対象とした事業すべてにおいて、効果に着目した指標（エイズの患者数、新登録結核患者数、診療報酬の不正受給件数等）を設定し、その測定結果により実際に得られた効果が把握されている。</p> <p>(効率性に関する情報について)</p> <p>5件の政策評価のうち1件については、当該事業において実施された個別の事例により効率性（就労促進事業等に係る補助金交付額に対する当該事業を行った結果減少した保護費額を比較したもの）を説明しようとしているものがある。残りの4件については当該事業の実施に要した費用の記載にとどまっている。</p> <p>しかし、事後の事業評価においては、費用に見合った政策効果が得られたかどうかについての検証を行うことが望ましく、定量的に効果を把握することによる検証が困難である面があるとしても、例えば、当初予定した費用と実際に要した費用を比較し、当初得ようとした効果が見込んだ費用で得られたかなどの検証についての取組を進めていくことが望まれる。</p> <p>(把握された効果と評価の結果との関連性について)</p> <p>得ようとする効果について、「どの程度」の効果が発現したことをもって得られたとするのかがあらかじめ示されていなかったことから、実際に把握された効果と評価の結果との関連性が必ずしも明らかにできていないものが1件みられる。事業の継続の反映方針を評価する際にはできる限り合理的な説明が行われることが望まれる。</p>					

- (注) 1 「整理番号」欄における番号は、厚生労働省から送付された評価書に記載された番号としている。
- 2 「得ようとする効果の明確性」欄には、得ようとする効果について、「何を」「どの程度」「どうする」のかが明らかにされているなどどのような効果が発現したことをもって得ようとする効果が得られたとするのかその状態が具体的に特定されている場合には「」を、「何を」「どうする」のかは説明されているものの、「どの程度」かは明らかでないなど具体的には特定されていない場合には「」を、得ようとする効果についての記載がない場合には「-」を記入している。
- 3 「把握した効果の客観性」欄には、実際に得られた効果が具体的に把握されている(「何が」「どの程度」「どうされた」)場合には「」を、効果についての記載はあるがどの程度の効果が得られたのかが明確にされていない場合、効果の把握が個別的なものにとどまつており全体を表していない場合、「得ようとする効果」が複数挙げられているにもかかわらず、そのうちの主要な効果が把握されていない場合等には「」を、効果についての記載がない場合には「-」を記入している。
- 4 「効率性に関する情報」欄には、当該政策(施策や事業)の実施に要する費用等に関する分析の結果が示されている場合には「」(当該政策の実施に要する費用等と当該政策により得られると見込まれる政策効果との関係について定量的な分析が試みられている場合には「」)を、当該政策の実施に要する費用等の見込額、従来からの活動等についての予算執行額(実績額)等の記載にとどまっている場合には「」を、上記の情報が記載されていない場合には「-」を記入している。
- 5 「把握された効果と評価の結果との関連性」欄には、把握された効果と評価の結果との関連性について、不整合が特にみられない場合には「」を、両者の関連性について必要な説明がなされていない場合には「」を記入している。

(全体注) 各府省の評価の実施状況を踏まえた横断的又は共通的な課題等の整理・分析については、今年度末を目途に別途取りまとめる予定である。

【別添1 - 】

政策評価審査表（実績評価関係）

(説明)

本審査表は、公表された厚生労働省の評価書に基づき総務省の責任において整理したものである。

各欄の記載事項については以下のとおりである。

欄名	記載事項
「政策番号」欄	厚生労働省の評価書において、評価の対象とされた施策目標ごとに付されている番号を記入した。
「達成すべき目標」欄	<p>「政策」(「施策目標」)欄には、評価の対象とされた政策の名称を記入した。具体的には、厚生労働省の評価書中の「施策目標」(施策に関する具体的な目標)を記入した。</p> <p>(「実績目標」)欄には、厚生労働省の評価書中の「実績目標」(施策目標の達成度を評価するために掲げた具体的な施策や事務事業についての目標)を記入した。</p> <p>「目標分類」欄には、「アウトカム指標とアウトプット指標の分類の考え方(総務省行政評価局)」を踏まえ、政策目標の「C」「P」の別を記入した。ただし、当省において示した分類と厚生労働省の分類に違いがある場合には、その両方を記入し、当省の分類結果を()内に示した。</p> <p>なお、「C」(=outCome)はアウトカム、「P」(=outPut)はアウトプットをそれぞれ示す。</p>
「測定指標」欄	「達成すべき目標」に対する実績を定期的・継続的に測定するため使用する指標を記入した。具体的には、厚生労働省の評価書で使用している「評価指標」(実績目標の達成状況を測定するための指標)及び「参考指標」(実績目標の達成状況を測定するための参考となる指標)を記入した。その際、実績目標に示されている評価指標と示されていない評価指標を区分して記入した。
「指標分類」欄	<p>「アウトカム指標とアウトプット指標の分類の考え方(総務省行政評価局)」を踏まえ、測定指標の「CM」「CI」「P」の別を記入した。ただし、当省において示した分類と厚生労働省の分類に違いがある場合には、その両方を記入し、当省の分類結果を()内に示した。</p> <p>なお、「CM」(=outCome Measurable)はアウトカムで定量的な指標、「CI」(=outCome Immeasurable)はアウトカムで定性的な指標、「P」(=outPut)はアウトプット指標をそれぞれ示す。</p>
「目標値」欄	「達成すべき目標」についての目標とする値、水準等を定めている場合に、その値、水準等を記入した。
「目標期間」欄	「達成年次」には、政策を実施することにより達成すべき目標を達成しようとする年次を定めている場合に、「基準年次」には、目標の達成度合いを把握するための基準となる年次を定めている場合に、それぞれ当該年次を記入した。
「測定結果」欄	測定の結果を記入した。なお、「1」を付しているものは、厚生労働省の評価書において、「見込み」としているもの、「2」を付しているものは、「速報値」であるとしているものを示している。
「評価の結果」欄	厚生労働省における評価の結果(指標等に照らした目標の達成度、分析の的確性及び評価結果の概要)を記入した。
「政策手段」欄	達成すべき目標を実現するために具体的に講じる手段が記入されている場合、その内容を記入した。

アウトカム指標とアウトプット指標の分類の考え方(総務省行政評価局)

各府省の実績評価方式を用いた評価で用いられている測定指標について、アウトカム指標とアウトプット指標との区分を分類整理するに当たっては、下記の考え方沿って指標を分類した案を各府省に提示した。各府省がこの分類案と異なる分類の考え方を探っている場合には、当該府省の考え方を以下に別記として整理している。

記

行政機関が行う政策の評価に関する法律(平成13年法律第86号)第3条第1項において、政策効果は「政策に基づき実施し、又は実施しようとしている行政上の一連の行為が国民生活及び社会経済に及ぼし、又は及ぼすことが見込まれる影響」と定義されている。この「国民生活又は社会経済に及ぼし、又は及ぼすことが見込まれる影響」がアウトカムに当たる。

アウトカム指標	
行政の活動の結果として、国民生活や社会経済に及ぼされる何らかの変化や影響	(例) <ul style="list-style-type: none">○行政サービスに対する満足度、○講習会の受講による知識の向上、技能の向上○搬送された患者の救命率、○開発途上国における教育水準(識字率、就学率)○農産物の生産量、○大気、水質、地質の汚染度○ごみ減量処理率、リサイクル率、廃棄物の再生利用量、不法投棄件数○株式売買高の推移、○育児休業取得率○就職件数、就職率
アウトプット指標	
アウトカム指標以外のもの	
行政の活動そのもの	(例) <ul style="list-style-type: none">○事業の実施件数、○会議の開催数○偽造防止技術の研究件数、○環境基準の設定○検査件数、○行政処分の実施件数
行政活動により提供されたモノやサービスの量	(例) <ul style="list-style-type: none">○講習会、展示会等の開催回数、○標準事務処理期間の遵守状況○電算機の稼働率、○助成金の支給件数・支給金額○パンフレットの配布数
行政活動により提供されたモノやサービスの利用の結果	(例) <ul style="list-style-type: none">○講習会、展示会等の参加者数、○ホームページ等へのアクセス件数○論文の被引用数、○共同利用施設の利用者数○放送大学の学生数、高等教育機関における社会人の数、○技術士、環境カウンセラー等の登録者数○相談件数、○インターネット参加者数
行政機関同士や行政内部の相互作用の結果であり直接国民生活や社会経済に及ぼす影響でないもの	(例) <ul style="list-style-type: none">○機構・定員等の審査結果、○一般会計予算の主要経費構成比○法令等審査件数、○恩給請求書を3ヶ月以内に総務省に進達した割合
行政活動の結果に起因して生じている現象や事態を表す指標であるが、それ自体は直接国民生活や社会経済に及ぼす影響を表すものではないもの	(例) <ul style="list-style-type: none">○各種研究開発の特許取得件数、○マネーロンダリングに関する金融機関からの届出件数○新規化学物質の製造、輸入に関する届出件数

(別記) 厚生労働省におけるアウトカム指標とアウトプット指標の分類の考え方

厚生労働省では、総務省行政評価局の分類において、アウトプット指標として分類されているものの一部について、以下の考え方によりアウトカム指標に分類している。

アウトプット指標分類 (行政の活動そのもの)に該当するとされた指標のうち、法等に基づき制度の安定的運営が行われることにより、制度の信頼性が確保され、国民が安心してサービスを利用することができるようになるという成果を表すもの

(例)

- ・ 失業等給付関係の收支バランス(収入額、支出額、積立金残高)
- ・ 三事業関係の收支バランス(保険料収入額、支出額、雇用安定資金残高)

達成すべき目標の実績を測定する指標の設定状況 < 総括表 >

達成すべき目標についてその実績を測定するため、事前に指標を設定しておく必要がある。また、指標は、できる限りアウトカムに着目した定量的なものであることが望ましい。

厚生労働省が設定した指標の特徴をみると、平成 15 年度よりアウトカムに着目した指標が増加しているが、アウトプットに着目した指標が中心に設定されている。

【表 厚生労働省における指標の設定状況とその性質及び前年度比較】

評価の 実施年度	指標名	指標数	目標に関し達成しようとする水準が数値化等されている指標数		目標に関し達成しようとする水準が数値化等されていない指標数				
			アウトカム	アウトプット	アウトカム定量		アウトカム定性	アウトプット	
平成 16	評価指標	688	107	38	69	581	138 [136]	10	433 [435]
	参考指標	7	0	0	0	7	7	0	0
平成 16	合計 (構成比)	695 (100%)	107 (15.4%)	38 (5.5%)	69 (9.9%)	588 (84.6%)	145 [143] (20.9%) [(20.6%)]	10 (1.4%)	433 (62.3%) [(62.6%)]
平成 15	評価指標	667	34	3	31	633	155 [153]	10	468 [470]
	参考指標	10	0	0	0	10	7	0	3
平成 15	合計 (構成比)	677 (100%)	34 (5.0%)	3 (0.4%)	31 (4.6%)	643 (95.0%)	162 [160] (23.9%) [(23.6%)]	10 (1.5%)	471 (69.6%) [(69.8%)]

(注) 1 「目標に関し達成しようとする水準が数値化等されている指標数」欄は、目標に関し達成すべき水準が数値化されている場合及び定性的であっても目標が達成される水準が具体的に特定されているものを計上した。

2 アウトカム指標とアウトプット指標の区分については、当省において一定の考え方で分類整理したものを厚生労働省に示し、それに対し、厚生労働省において分類整理について別の考え方がある場合にはその考え方の提示を受けるとともに、厚生労働省による分類整理の結果を計上した。[] 内は、当省において一定の考え方で分類整理した結果である。詳細は、「アウトカム指標とアウトプット指標の分類の考え方」参照。

3 構成比は小数点第二位を四捨五入した。

政策評価審査表（実績評価関係）

政策番号	達成すべき目標		測定指標	指標分類	目標値	目標期間		測定結果			評価の結果	政策手段			
	政策 （「施策目標」）	目標分類 （「実績目標」）				基準年次	達成年次	H13	H14	H15					
施策目標1-2 必要な医療従事者を確保するとともに、資質の向上を図ること															
1-2-	今後の医療需要に見合った医療従事者の確保を図ること	C	今後の医療需要に見合った医療従事者を養成すること	C	<実績目標に示されていない評価指標>										
					医師の就業者数（人）	C M	-	-	-	262,687	-	目標の達成度 達成に向けて進展があった。 分析の的確性 分析があおむね的確に行われている。 評価結果の概要 現時点では医療従事者の供給増が求められており、医療従事者が着実に増加していることから、施策目標の達成に向けて進展があった。 需給に関する検討会の報告書の予測によると、今後医師などが供給過剰となりうるため、医療従事者の養成の在り方についても検討する必要がある。		医療従事者の養成施設の認可 ・理学療法士養成所及び作業療法士養成所の施設整備費の補助 ・ナースバンク事業（病院内保育所の運営費の補助、潜在看護職員の再就職の促進を図る）等の実施 ・救急医療に従事する医師・救急救命士等の養成・確保を図るために研修等の実施	
					歯科医師の就業者数（人）	C M	-	-	-	92,874	-				
					薬剤師の就業者数（人）	C M	-	-	-	229,744	-				
					保健師の就業者数（人）	C M	-	-	-	43,295	44,226				
					助産師の就業者数（人）	C M	-	-	-	25,053	25,877				
					看護師・准看護師の就業者数（人）	C M	-	-	-	1,119,202	1,163,393				
					理学療法士の従事者数（病院）（人）	C M	-	-	-	21,070	22,028.6				
					作業療法士の従事者数（病院）（人）	C M	-	-	-	10,645	11,882.3				
					視能訓練士の従事者数（病院）（人）	C M	-	-	-	2,202	2,199.3				
					言語聴覚士の従事者数（病院）（人）	C M	-	-	-	2,903	3,382.3				
					義肢装具士の新規免許登録者数（人）	P	-	-	-	100	88	115			
					歯科衛生士の就業者数（人）	C M	-	-	-	73,297	-				
					歯科技工士の就業者数（人）	C M	-	-	-	36,765	-				
					診療放射線技師の従事者数（病院）（人）	C M	-	-	-	34,036	33,558.8				
					臨床検査技師の従事者数（病院）（人）	C M	-	-	-	45,256	44,945.6				
					衛生検査技師の従事者数（病院）（人）	C M	-	-	-	315	328.5				
					臨床工学技士の従事者数（病院）（人）	C M	-	-	-	6,849	7,450.8				
					救命救急士の資格取得者数（人）	P	-	-	-	21,131	23,123	25,157			
1-2-	医療従事者の資質の向上を図ること	C	医師、歯科医師の臨床研修の履修促進と内容充実を図ること	C	<実績目標に示されていない評価指標>								目標の達成度 達成に向けて進展があった。 分析の的確性 分析があおむね的確に行われている。 評価結果の概要 各種講習会の実施、各種研修の実施、臨床研修の補助等、現在講じている施策により、医療従事者の資質の向上が図られ、施策目標の達成に向けて進展があった。しかし、医療技術の進歩等に伴い、今後とも臨床研修や講習会の実施等により、医療従事者の質の向上を図る必要がある。		医師の臨床研修に必要な運営費・施設整備の補助 ・臨床研修指導医養成講習会の実施 ・歯科医師の臨床研修に必要な運営経費・施設整備費の補助、歯科医師臨床研修指導医講習会の実施 ・臨床研修の必修化に向けた検討や準備 ・看護職員専門分野研修の実施 ・看護職員等養成所の看護教員を対象にした看護教員養成講習会及び専任教員再教育研修の実施 ・病院、訪問看護ステーション等の実習指導者を対象にした実習指導者講習会の実施 ・看護研修研究センターにおいて、看護師等養成所の幹部職員を対象にした幹部看護教員養成課程等の研修の実施 ・訪問看護ステーションと医療機間に勤務する看護師の相互交流による研修等 ・診療放射線技師等の実習施設の実習指導者を対象とした実習指導者講習会の実施 ・理学療法士等養成所の教員や実習施設の実習指導者を対象とした教員等講習会の実施 ・薬剤師業務全般についての幅広い基本的な研修の実施
					医療従事者に対する研修等を充実すること	P	<実績目標に示されていない評価指標>								
					看護職員に対する研修会等の実施回数（回）	P	-	-	-	317	310	287			
					診療放射線技師実習指導者に対する講習会修了者数（人）	P	-	-	-	78	78	147			
					臨床検査技師実習指導者に対する講習会修了者数（人）	P	-	-	-	138	117	101			
					視能訓練士実習指導者に対する講習会修了者数（人）	P	-	-	-	52	64	72			
					歯科技工士実習指導者に対する講習会修了者数（人）	P	-	-	-	16	26	20			
					理学療法士・作業療法士養成所の教員等に対する講習会修了者数（人）	P	-	-	-	127	126	127			
					薬剤師の資質の向上を図ること	C	<実績目標に示されていない評価指標>								
					薬剤師実務研修修了者数（人）	P	-	-	-	56	71	71			

政策番号	達成すべき目標			測定指標	指標分類	目標値	目標期間		測定結果			評価の結果	政策手段			
	政策 (「施策目標」)	目標分類	(「実績目標」)				基準年次	達成年次	H13	H14	H15					
施策目標1-3 利用者の視点に立った、効率的で安心かつ質の高い医療サービスの提供を促進すること																
1-3-1	利用者の視点に立った、効率的で質の高い医療サービスを実現するため、情報提供体制を推進すること	C	カルテ開示を推進すること	C	<実績目標に示されていない評価指標>		患者に対して診療情報を提供している病院の割合(%)		C M	-	-	80.8	90.5	93.9		
				C	<実績目標に示されていない評価指標>		財団法人日本医療機能評価機構による医療機能評価の年度別認定数(病院)		C M	-	-	183	245	301		
				C	<実績目標に示されていない評価指標>		診療ガイドラインが完成している疾患数(疾患)		C M	-	-	5	10	20		
				C	<実績目標に示されていない評価指標>		病院内情報システム(電子カルテ、オーダーリングシステム)の普及率(%)		C M	-	-	-	14.4	-		
1-3-2	総合的な医療安全確保対策の推進を図ること	P	医療事故防止に関する医療機関等の自主的な取組を支援すること	P	<実績目標に示されていない評価指標>		医療機関の安全管理体制の確保率(%)		P	-	-	-	-	-		
				P	医療安全対策ネットワーク整備事業によるヒヤリ・ハット事例収集件数(件)		P	-	-	15,063	30,144	56,788	評価結果の概要			
				P	医療安全に関するワークショップの受講者数(人)		P	-	-	3,962	3,131	医療安全の推進については、施策を進める上で必要な情報の共有や事例収集により、医療事故防止のための有効な改善策を検討するなど、安全対策の確立に向けて前進している。また、病院に対する安全管理体制整備の義務付けや「医療安全支援センター」の設置等の施策も推進しており、目標の達成に向けて進展がみられた。		医療安全対策検討会議の開催 ・医療安全対策ネットワーク整備事業 ・患者安全確保事業 ・医療安全に関するワークショップ、シンポジウム等を実施		
				P	<実績目標に示されていない評価指標>		地域の医療従事者を対象とした研修会等の受入数(人)		P	-	-	-	1,467	3,614		
1-4-1	政策医療を着実に実施すること	P	政策医療の実施体制の整備を図ること	P	<実績目標に示されていない評価指標>		政策医療に係る研究機能(臨床研究センター・臨床研究部の数)(箇所)		P	-	-	47	52	54		
				P	研究論文数(件)		P	-	-	2,577	3,158	4,186	評価結果の概要			
				P	<実績目標に示されていない評価指標>		経常収支率(%)		P	-	-	102.8	104.4	-		
				P	<実績目標に示されていない評価指標>		経常収支率(%)		P	-	-	102.8	104.4	-		
1-4-2	経営基盤の安定化を図ること	P	経営の改善を行うこと	P	<実績目標に示されていない評価指標>		経常収支率(%)		P	-	-	102.8	104.4	-		
				P	<実績目標に示されていない評価指標>		経常収支率(%)		P	-	-	102.8	104.4	-		

政策番号	達成すべき目標				測定指標	指標分類	目標期間		測定結果			評価の結果	政策手段		
	政策 (「施策目標」)	目標分類	(「実績目標」)	目標分類			基準年次	達成年次	H13	H14	H15				
1 - 4 -	医療資源の集中・集約(再編成)を図ること	P	行政改革大綱（平成12年12月閣議決定）に基づき、昭和61年再編成計画に掲げる32施設及び平成11年見直し計画に掲げる13施設の国立病院・診療所の再編成を実施すること	P	<実績目標に示されていない評価指標> 再編成実施施設数（施設）		P	11	15年度	15年度	9	15	11	目標の達成度 目標を達成した。 分析的正確性 分析が的確に行われている。 評価結果の概要 国立病院・療養所の再編成実施時期等を具体化した対処方策を平成13年4月に公表して以降、平成14年度は15施設、平成15年度も11施設の再編成を計画どおり実施しており、これにより医療資源の集約、集中が可能となり、政策医療の推進に繋がっていることから施策目標は達成されている。	・資産の減額譲渡 ・施設・設備整備等に係る費用の補助等
施策目標1 - 5 感染症など健康を脅かす疾病を予防・防止するとともに、感染者等に必要な医療等を確保すること															
1 - 5 -	治療方法が確立していない特殊の疾患等の予防・治療等を充実すること	C	医療の受診機会を増加させること	C	<実績目標に示されていない評価指標> 都道府県の難病医療拠点病院・協力病院数		P	-	-	1,122	1,256	1,525	目標の達成度 達成に向けて進展があった。 分析的正確性 分析があおむね的確に行われている。 評価結果の概要 本施策により、難病医療拠点病院・協力病院が増加し、難病情報センターにおけるホームページのアクセス件数も増加していることから、難病患者の受診機会の増加及び国民への効果的な情報提供が有効かつ効率的に行われている。今後も、増加・高齢化する難病患者の療養上の悩みや不安に的確に対応するための施策を講じていく必要がある。	・地域の医療機関の連携による難病医療提供体制の整備 ・難病情報センターによる情報の提供	
1 - 5 -	ハンセン病対策の充実を図ること	P	補償金支給事務の迅速な実施を図ること	P	<実績目標に示されていない評価指標> 支給件数（件）		P	-	-	3,278	142	24	目標の達成度 目標をほぼ達成した。 分析的正確性 分析があおむね的確に行われている。 評価結果の概要 「らい予防法」とこれに基づく隔離政策のために、ハンセン病患者・元患者の方々に耐え難い苦難と苦痛を与え続けて来たことに対し、改めて深く反省・謝罪し、今後とも必要な措置を講じる必要がある。補償金支給事務については、大多数の対象者が既に支給済みとなっており、ハンセン病資料館及び中学生向けパンフレットについても、適正に事業が実施されている。	・補償金支給事務の周知及び申請促進のための広報活動 ・ハンセン病に対する正しい知識の普及啓発	
1 - 5 -	エイズの発生・まん延の防止を図ること	P	HIV感染者・患者報告数を減少させる（少なくとも前年報告数以下にする）こと	C	<実績目標に示されている評価指標> エイズ発生動向調査における報告数 ・HIV感染者報告数 ・エイズ患者報告数		C M	前年以下	14年	15年	621	614	640	目標の達成度 達成に向けて進展があった。 分析的正確性 分析があまり的確でない。 評価結果の概要 エイズ発生・まん延防止のための取組として、情報提供・知識の普及啓発を行い、また、検査・相談体制についても整備を実施し、相談及び検査の件数も増加が見られ、危惧されている“感染爆発”は抑えられている。しかし、世界的なHIV感染の拡大にかんがみ、引き続き効果的な施策を講じる必要がある。	・エイズに関する正確な情報提供及び知識の普及啓発 ・保健所等がエイズに対する検査及び相談窓口を設置するためなどに対する補助
			エイズに対する医療・相談体制の整備を図ること	P	<実績目標に示されていない評価指標> 保健所におけるエイズ相談受付件数 HIV抗体検査件数 エイズ予防財団の実施する電話相談件数		P	-	-	141,269	108,911	130,153			
							P	-	-	69,925	61,652	75,539			
							P	-	-	10,878	10,816	9,522			

政策番号	達成すべき目標			測定指標	指標分類	目標値	目標期間		測定結果			評価の結果	政策手段				
	政策 (「施策目標」)	目標分類 (「実績目標」)	目標分類				基準年次	達成年次	H13	H14	H15						
1 - 6 -	医薬品・医療用具の品質確保の徹底を図るとともに、医薬品等の情報提供に努めること	P 医療品・医療用具の品質確保の徹底を図ること	P 立入検査件数(件)	<実績目標に示されていない評価指標>			P	-	202,832	205,174	-	目標の達成度 達成に向けて進展があった。 分析の的確性 分析があおむね的確に行われている。 評価結果の概要 製造所、薬局等への立入検査及び不良品の回収について、15年度においても一定の実績を上げてきており、医薬品・医療用具の品質確保の推進に寄与していると評価できる。また、的確な伝達手段として、インターネットを介し、迅速かつ効率的に医療関係者等に情報提供を実施することができた。	・薬事監視員の任命 ・監視指導 ・薬局、医薬品販売業等監視指導ガイドイン提示 ・不良品回収の基本的な考え方の明確化 ・インターネットを活用した医薬品に関する情報の提供				
			C 不良品の回収を徹底すること	<実績目標に示されていない評価指標>			P	-	8,519	8,629	-						
			C (P) 医薬品の安全性に関する情報を充実させること	<実績目標に示されていない評価指標>			CM	-	426	774	643						
		P 地域単位での医薬分業を推進すること	P 地域ごとの分業計画整備率	<実績目標に示されていない評価指標>			P	-	15,360	19,197	19,772	目標の達成度 達成に向けて進展があった。 分析の的確性 分析があおむね的確に行われている。 評価結果の概要 平成15年度における医薬分業率は、前年度に比べ全国平均で約3パーセント以上上昇しているなど、全国的にみても地域的に見ても医薬分業が着実に推進されていると評価できる。					
			CM 医薬分業率(%)	<実績目標に示されていない評価指標>			CM	-	44.5	48.8	51.6						
			<実績目標に示されていない評価指標>			調査計画中											
1 - 6 -	医薬分業を推進すること	P 適切な徴収、給付を推進すること	P 拠出金額(百万円)	<実績目標に示されていない評価指標>			P	-	965	1,105	2,607	目標の達成度 目標をほぼ達成した。 分析の的確性 分析があおむね的確に行われている。 評価結果の概要 医薬品副作用被害救済制度における拠出金については、医薬品製造業者等への制度周知が図られてほぼ未収金がない状態にある。請求件数の増加は、広報活動により患者・医療機関への制度の周知が行き届いてきたことから生じたものと考えることができ、引き続き、制度の安定的な維持に万全を期すこととしている。					
			P 給付金額(百万円)	<実績目標に示されていない評価指標>			P	-	1,022	1,056	1,204						
			P 請求件数(件)	<実績目標に示されていない評価指標>			P	-	483	629	793						
			P 給付件数(件)	<実績目標に示されていない評価指標>			P	-	352	352	465						
			<実績目標に示されていない評価指標>			調査計画中											
			<実績目標に示されていない評価指標>			調査計画中											
施策目標 1 - 7 血液製剤の国内自給を推進するとともに、安全性の向上を図ること																	
1 - 7 -	血液製剤の国内自給の推進を図ること	P 効果的な献血の普及を推進し、年次計画による原料血漿確保目標量を確保すること	C 原料血漿確保量(万L)	<実績目標に示されている評価指標>			CM	108.0	-	15年度	104.3	109.8	102.5	目標の達成度 目標をほぼ達成した。 分析の的確性 分析があおむね的確に行われている。 評価結果の概要 計画的な原料血漿の確保、血液製剤の適正使用の推進等により、献血血液による血液製剤の自給率は向上しているが、輸入に依存している部分も見られる。今後とも、血液製剤の中長期的な需給見通しに基づき、献血の推進を図るとともに、一層の適正使用を進めること等により、自給を推進する必要がある。	・献血キャンペーン等地域における効果的な献血の普及活動 ・年次計画に基づく原料血漿の確保 ・日本赤十字社が実施する環境整備（主要な駅の周辺（繁華街）への献血ルームの設置・回収、成分採血装置の整備等）に対する補助金の交付		
			C 献血者数(万人)	<実績目標に示されている評価指標>			CM	-	-	579.1	576.5	560.6					
			C 献血量(万L)	<実績目標に示されている評価指標>			CM	-	-	193.6	212.8	207.4					
		C 輸血用血液製剤の国内自給を維持し血漿分画製剤の国内自給を推進すること	C 輸血用血液製剤の国内自給率(%)	<実績目標に示されている評価指標>			CM	-	-	100.0	100.0	100.0					
			C アルブミン製剤の国内自給率(%)	<実績目標に示されている評価指標>			CM	-	-	33.6	38.1	47.5					
			C 免疫グロブリン製剤国内自給率(%)	<実績目標に示されている評価指標>			CM	-	-	82.1	83.8	86.9					
		P 献血受入体制を整備すること	C 血液凝固第V因子製剤(血液由来)の国内自給率(%)	<実績目標に示されている評価指標>			CM	-	-	100.0	100.0	100.0					
			P 献血ルーム数	<実績目標に示されていない評価指標>			P	-	-	125	124	124					
			P 成分採血装置数	<実績目標に示されていない評価指標>			P	-	-	2,481	2,601	2,545					
			P 献血ルームのベッド数	<実績目標に示されていない評価指標>			P	-	-	1,135	1,164	1,175					

政策番号	達成すべき目標				測定指標	指標分類	目標期間		測定結果			評価の結果	政策手段
	政策 (「施策目標」)	目標分類	(「実績目標」)	目標分類			基準年次	達成年次	H13	H14	H15		
1 - 7 -	血液製剤の使用適正化を推進すること	C	需給動向調査を実施すること	(P)	<実績目標に示されていない評価指標>								
					血液製剤使用量								目標の達成度 達成に向けて進展があった。 分析的的確性 分析があまり的確でない。 評価結果の概要 血液製剤使用状況調査の結果を踏まえた使用指針の策定等により、血液製剤の適正使用は進んできており、血液製剤の国内自給率は上昇傾向にあることから、施策目標の達成に向けて進展があったと評価できる。
1 - 7 -	血液製剤の安全性の向上を図ること	C	各種抗体検査等を実施すること	P	<実績目標に示されていない評価指標>				使用指針等策定の進捗状況(件)				
					検査項目数(項目)	P	-	-	0	0	0		目標の達成度 達成に向けて進展があった。 分析的的確性 分析があまり的確でない。 評価結果の概要 抗原・抗体検査、核酸増幅検査等各種検査の実施 ・複数回献血の推進
1 - 8 -	希少疾病ワクチン・抗毒素及びインフルエンザワクチンの安定供給を図ること	C	国家買上げ及び備蓄を実施すること	P	<実績目標に示されていない評価指標>				検査実施率(%)				
					複数回献血を推進すること	C	<実績目標に示されていない評価指標>						目標の達成度 達成に向けて進展があった。 分析的的確性 分析があまり的確でない。 評価結果の概要 採血事業者及び製造業者等による新たな安全対策が公表され、一部は実施に移されているなど、血液製剤の安全性の向上について一定の進展があったと評価でき、検討会における議論を踏まえ、今後の複数回献血の推進に向けた取組等を進めていくことが重要である。
施策目標1 - 8 保健衛生上必要不可欠なワクチン等の安定供給を確保するとともに、緊急時等の供給体制についても準備を進めること													
1 - 8 -	希少疾病ワクチン・抗毒素及びインフルエンザワクチンの安定供給を図ること	C	国家買上げ及び備蓄を実施すること	P	<実績目標に示されていない評価指標>				供給要請本数(本)				
					需給調査及び需要予測を行うこと	P	<実績目標に示されていない評価指標>	C M - - 539 104 257					目標の達成度 目標をほぼ達成した。 分析的的確性 分析があおむね的確に行われている。 評価結果の概要 コレラワクチン・乾燥組織培養不活化狂犬病ワクチン等の買上げ及び備蓄・供給 ・インフルエンザワクチンの需給調査及び需要予測の実施 ・国立感染症研究所における新型インフルエンザワクチン製造株の開発・製造及び試作ワクチンの品質管理検査の実施
1 - 9 -	医薬品・医療用具の製造業や販売業等の振興を図ること	C	質の高い医薬品・医療用具等の安定供給を確保する観点から、医薬品・医療用具に関する事業者の振興を図ること	C	<実績目標に示されていない評価指標>				売扱本数(本)				
					市場規模(医薬品)(億円)	C M	-	-	71,373	71,739	-		目標の達成度 目標に向けた進展があった。 分析的的確性 分析があまり的確でない。 評価結果の概要 研究開発に対する支援(医薬品副作用被害救済・研究振興調査機構の基礎研究推進事業や出資事業等) ・研究開発に対する支援(医薬品副作用被害救済・研究振興調査機構の基礎研究推進事業や出資事業等)
施策目標1 - 9 新医薬品・医療用具の開発を促進するとともに、医薬品産業等の振興を図ること													
1 - 9 -	医薬品・医療用具の製造業や販売業等の振興を図ること	C	質の高い医薬品・医療用具等の安定供給を確保する観点から、医薬品・医療用具に関する事業者の振興を図ること	C	<実績目標に示されていない評価指標>				市場規模(医療用具)(億円)				
					製造業者数(医薬品)(社)	C M	-	-	1,391	1,347	-		目標の達成度 目標に向けた進展があった。 分析的的確性 分析があまり的確でない。 評価結果の概要 産業界の関係者を参考した懇談会で、各施策の実施状況について、全般的には一定の評価を受けている。しかし、医薬品・医療機器産業において、国際競争力のある治験環境が完全には実現されていないなど、一部施策目標が十分に達成されていないという指摘もあり、現行施策を推進する必要がある。
1 - 9 -	医薬品・医療用具の製造業や販売業等の振興を図ること	C	質の高い医薬品・医療用具等の安定供給を確保する観点から、医薬品・医療用具に関する事業者の振興を図ること	C	<実績目標に示されている評価指標>				販売業者数(卸売業者)(医薬品)(社)				
					新医薬品・新医療用具の承認取得件数(上段:医薬品、下段:医療用具)(件)	P	-	-	278	231	214		・研究開発に対する支援(医薬品副作用被害救済・研究振興調査機構の基礎研究推進事業や出資事業等) ・研究開発に対する支援(医薬品副作用被害救済・研究振興調査機構の基礎研究推進事業や出資事業等)

政策番号	達成すべき目標			測定指標	指標分類	目標値	目標期間		測定結果			評価の結果	政策手段						
	政策 (「施策目標」)	目標分類 (「実績目標」)	目標分類				基準年次	達成年次	H13 H14 H15										
1 - 9 -	医薬品・医療用具の流通改善を図ること	C	取引慣行の改善による公正な競争を実現すること 流通の効率化・合理化を促進すること	C	<実績目標に示されていない評価指標>							目標の達成度 目標に向けて進展があった。 分析的確性 分析があおむね的確に行われている。 評価結果の概要 医薬品・医療用具の流通を取り巻く状況の変化等の影響がある中においても、各施策の実施により医薬品の平均の流通コストが平成11年度から14年度までの間に3年連続で減少するなど、施策目標の達成に向けて進展があった。	・流通改善のための指導 ・医療用医薬品製造業公正取引協議会等が業界に対して行う法令の周知徹底の支援 ・医薬品コードの標準化 ・サプライチェーン構想の推進						
					不公正な競争の事案数(件)	C M	-	-	3	2	5								
1 - 9 -	バイオ技術、ナノ技術等の先端技術を活用し、画期的な医薬品、医療用具等の研究開発を推進すること	C	画期的な医薬品、医療用具等の開発の促進による治癒率の向上、患者のQOLの向上を図ること	C	<実績目標に示されていない評価指標>							目標の達成度 目標に向けて進展があった。 分析的確性 分析があおむね的確に行われている。 評価結果の概要 CRCの養成等の臨床研究の推進に向けた基盤整備事業等の実施により、治癒率や患者のQOLを向上させるための実用化に向けた取組が見られる。また、ゲノム関連研究等のライフサイエンス分野の研究開発への効率的な資源配分により、治癒届提出数が増加傾向にあり、目標の達成に向けて進展があったと評価できる。	・画期的医薬品や医療用具等のシーズ開発研究費の確保 ・治験コーディネーターの養成 ・治験活性化のモデル事業の実施等						
					新医薬品・医療用具の承認取得件数(件) (上段：新医薬品、下段：新医療用具)	P	-	-	23 6	24 10	15 8								
1 - 9 -	患者数が少なく、研究開発が進みにくい希少疾病用新薬や成人に比較して適用薬剤が少ない小児・未熟児に適した剤型等の研究開発を推進すること	C	希少疾病用医薬品を開発すること 小児・未熟児用医薬品の承認取得を促進するとともに、新しい薬剤を開発すること	C	<実績目標に示されていない評価指標>							目標の達成度 目標に向けて進展があった。 分析的確性 分析があおむね的確に行われている。 評価結果の概要 希少疾患患者や小児等を対象とした医薬品等の開発については、国の支援が不可欠である。希少疾病用医薬品研究開発補助等の施策により、希少疾病用医薬品等の承認取得数は平成15年度までに2年連続で増加し、患者の生命を救うことやQOLの向上に一定の貢献が認められ、施策目標の達成に向け進展があった。	・希少疾病用医薬品の研究資金の確保 ・希少疾病医薬品の共同研究や国際協力の推進 ・小児・未熟児用医薬品のための研究費の確保 ・研究環境の基盤整備の推進						
					希少疾病用医薬品・医療用具の承認取得数(件)	P	-	-	1	5	7								
施策目標 1 - 10 患者の多様なニーズ等に対応した医療連携サービスの提供を促進すること																			
1 - 10 -	患者の多様なニーズや医療機関経営上のニーズに対応した医療連携サービスの適切な提供を促進すること	C	多様なサービスを提供する事業者の医療連携サービス市場への参入促進を図ること	C	<実績目標に示されていない評価指標>							目標の達成度 目標に向けて進展があった。 分析的確性 分析があおむね的確に行われている。 評価結果の概要 近年、医療連携サービスを行う民間事業数が毎年増加する等、事業者間の競争を通じて多様な医療連携サービスが効率的に提供されており、各種業務委託を行う施設数も例年増加していることから、施策目標の達成に向けて進展があった。今後とも、ニーズの多様化等に対応しつつ、医療連携サービス事業の業務委託の更なる進展を図るための施策を推進する必要がある。	・医療連携サービス事業の委託に関する法令の整備等						
					市場規模(業務受託施設数)	C M	-	-	-	21,182	-								
業者数(受託事業者数)																			
C M					-	-	5,592	5,695	5,759										

政策番号	達成すべき目標			測定指標	指標分類	目標値	目標期間		測定結果			評価の結果	政策手段	
	政策 (「施策目標」)	目標分類	(「実績目標」)				目標分類	基準年次	達成年次	H13	H14	H15		
施策目標1-11 全国民に必要な医療を保障できる安定的・効率的な医療保険制度を構築すること														
1-11-1	適正かつ安定的・効率的な医療保険制度を構築すること	P	医療保険財政の安定を図ること	P	<実績目標に示されていない評価指標>								目標の達成度 達成に向けて進展があった。 分析の的確性 分析がおおむね的確に行われている。 評価結果の概要 近年の経済の低迷、少子高齢化の進展等により、医療保険財政を取り巻く環境は厳しいものとなっている。そのことは、赤字保険者数、財政窮屈組合の指定件数など、個々の保険者の財政状況が依然として厳しい状況にあることから見て取れる。しかし、その一方で15年度の健康保険組合全体の財政状況は改善しており、平成5年度としては目標達成に向けて進展があつたと考えられる。	・医療制度改革の推進 ・財政窮屈状態にある健康保険組合に対する指定制度の創設 ・指定市町村の指定 ・国保財政の安定化の実施 ・特別調整交付金の交付 ・保険料の賦課に必要な情報の把握 ・第三者行為求償事務の励行を含めた医療費の給付の適正化の取組の普及の奨励 ・レセプトの電算化による審査支払機関の事務の適正化・効率化の推進 ・保険医療機関等に対する適切な指導の実施
					赤字保険者数（健保組合）	C M	-	-	1,339	1,350	701 (1)			
					赤字保険者数（市町村国保）	C M	-	-	2,012	2,051	-			
					財政窮屈健保組合の指定件数	P	-	-	40	24	19			
					国保安定化計画の指定市町村数	P	-	-	129	109	131			
					制度別収支状況（健保組合、百万円）	P	-	-						
					・経常ベース				301,259	399,942	138,568 (1)			
					・総収支ベース				247,200	217,600	434,714 (1)			
					・準備金等からの繰入れ、繰越金を除いた総収支差引額				126,800	261,900	217,800 (1)			
					制度別収支状況（政府管掌健康保険、百万円）	P	-	-						
					・経常ベース				423,100	616,900	70,400			
					・総収支ベース				117,500	617,500	47,500			
					制度別収支状況（市町村国保、赤字補填額を加味したもの、百万円）	P	-	-	414,700	543,500	-			
					（参考指標）									
					国民医療費のN I比（%）	C M	-	-	8.5	-	-			
					一人当たり保険料額（健保組合、円）	C M	-	-	368,780	367,347	398,271 (1)			
					一人当たり保険料額（政府管掌健康保険、円）	C M	-	-	319,704	316,494	-			
					一人当たり保険料額（市町村国保、円）	C M	-	-	79,512	79,321	-			
					一人当たり給付費額（健保組合、円）	C M	-	-	100,393	99,051	-			
					一人当たり給付費額（政府管掌健康保険、円）	C M	-	-	110,948	108,868	-			
					一人当たり給付費額（市町村国保、円）	C M	-	-	173,683	170,284	-			
					保険者の適用・徴収・給付事務を適正かつ効率的なものとすること	P	<実績目標に示されていない評価指標>							
					保険料の徴収額（健保組合、百万円）	P	-	-	5,598,883	5,500,832	5,859,641			
					保険料の収納額（政管健保、百万円）	P	-	-	6,221,754	6,047,895	-			
					保険料（税）の収納額（市町村国保・国保組合、百万円）	P	-	-	3,309,291	3,356,681	-			
					保険料の徴収率（健保組合、%）	P	-	-	99.9	99.9	-			
					保険料の収納率（政管健保、%）	P	-	-	96.9	96.8	-			
					保険料（税）の収納率（市町村国保・国保組合、%）	P	-	-	92.02	91.52	-			
					滞納処分件数（市町村国保・国保組合）	P	-	-	44,167	51,512	-			
					保険者、被保険者及び被扶養者の資格、標準報酬等を適正に把握すること	P	<実績目標に示されていない評価指標>							
					資格関係事由によるレセプト返戻率（基金）（件数率、%）	P	-	-	0.732	0.725	0.735			
					レセプト点検や医療費通知等を通じて、医療費の給付を適正に行うこと	P	<実績目標に示されていない評価指標>							
					医療費通知実施保険者数（健保組合）	P	-	-	1,646	1,529	-			
					医療費通知実施保険者数（市町村国保・国保組合）	P	-	-	3,372	3,354	-			
					レセプト点検実施保険者数（健保組合）	P	-	-	1,695	-	-			
					レセプト点検実施保険者数（市町村国保）	P	-	-	3,235	3,224	-			
					第三者求償件数（市町村国保・国保組合）	P	-	-	60,314	57,383	-			

政策番号	達成すべき目標				測定指標	指標分類	目標値	目標期間		測定結果			評価の結果	政策手段
	政策 (「施策目標」)	目標分類	(「実績目標」)	目標分類				基準年次	達成年次	H13	H14	H15		
			審査支払機関の事務が適正かつ効率的なものとなるようにすること	P	<実績目標に示されていない評価指標> 電算処理されたレセプトの割合(支払基金審査分、医科、%)	P	-	-	0.71	1.78	5.59			
				P	電算処理されたレセプトの割合(国保連審査分、医科、%)	P	-	-	0.76	1.85	5.82			
				P	社会保険診療報酬支払基金分 ・査定率(原審査、点数率、%)	P	-	-	0.248	0.239	0.219			
				P	・査定後容認率(基金責任分、点数率、%)	P	-	-	0.097	0.080	0.072			
				P	国民健康保険団体連合会分 ・査定率(原審査、点数率、%)	P	-	-	0.192	0.192	-			
			保健医療機関等に対する適切な指導を行うこと	P	<実績目標に示されていない評価指標>									
				P	指導件数	P	-	-	33,088	33,317	-			
施策目標1-12 妊産婦・児童から高齢者に至るまでの幅広い年齢層において、地域・職場などの様々場所で、国民的な健康づくりを推進すること														
1-12-	地域住民の健康の保持・増進及び地域住民が安心して暮らせる保健医療体制の確保を図ること	C	保健所、市町村保健センター等の整備を通じた地域保健活動の基盤を整備すること	P	<実績目標に示されていない評価指標>									
				P	保健所数(箇所)	P	-	-	592	582	576			
				P	市町村保健センター数(箇所)	P	-	-	1,705	1,746	1,782			
			地域保健従事者の人材確保及び資質の向上を図ること	C	<実績目標に示されていない評価指標>									
				P	保健婦未設置又は1人設置市町村(数)	P	-	-	123	116	-			
				P	保健師中央研修受講者人数(人)	P	-	-	161	166	163			
				P	保健所専門職人数(人)	P	-	-	59,959	61,113	-			
			地域における健康危機管理体制の確保を図ること	C(P)	<実績目標に示されていない評価指標>									
				P	健康危機管理保健所長研修受講者数(人)	P	-	-	168	343	260			
				P	保健所長充足率(%)	P	-	-	94.8	95	96			
				P	地域における健康危機管理の手引書(作成自治体数)	P	-	-	56	76	106			
				P										
1-12-	医療保険者が行う健康管理事業を推進すること	P	医療保険者が保健福祉事業の一環として行う健康管理事業を効果的に推進すること	P	<実績目標に示されていない評価指標>									
				P	健診実施件数(政府管掌健康保険、千件)	P	-	-	3,196	3,231	3,137			
				P	健診実施件数(市町村国保・国保組合、千件)	P	-	-	3,528	4,205	-			
				P	事後指導実施件数等(政府管掌健康保険、千件)	P	-	-	432	448	451			
				P	健康管理事業に要する費用(健保組合、百万円)	P	-	-	170,292	169,584	-			
				P	健康管理事業に要する費用(政府管掌健康保険、百万円)	P	-	-	55,873	46,746	46,967			
				P	健康管理事業に要する費用(市町村国保、百万円)	P	-	-	44,517	42,153	-			
				P										
施策目標1-13 健康危機管理を推進すること														
1-13-	健康危機が発生した際に迅速かつ適切に対応するための体制を整備すること	P	危機管理に対応するための組織を整備すること	P	<実績目標に示されていない評価指標>									
				P	健康危機管理調整会議(幹事会)の定期開催	P	-	-	月2	月2	月2			
			健康危機が発生した際に迅速かつ適切に対応すること	P	<実績目標に示されていない評価指標>									
				P	健康危機管理調整会議(幹事会)の随時開催	P	-	-	随時開催	随時開催	随時開催			

政策番号	達成すべき目標				測定指標	指標分類	目標値	目標期間		測定結果			評価の結果	政策手段					
	政策 (「施策目標」)	目標分類	(「実績目標」)	目標分類				基準年次	達成年次	H13	H14	H15							
基本目標2 安心・快適な生活環境作りを衛生的観点から推進すること																			
施策目標2-1 食品の安全性を確保すること																			
2-1-1	食中毒等食品による衛生上の危害の発生を減らし、食品の安全性の確保を図ること	C	食中毒発生を減少させること	C	<実績目標に示されていない評価指標>								目標の達成度 達成に向けて進展があった。 分析の的確性 分析があおむね的確に行われている。 評価結果の概要 総合衛生管理製造過程の承認取得率の向上、BSE検査の着実な実施など、食品安全の確保に間に、着実に成果を上げており、施策目標の達成に向け大きな進展があった。全体としては改善の方向に向かっている一方で、大規模・広域食中毒対策や大量調理施設における高度な衛生管理手法の導入の推進等の個別課題については、一層の対策強化が必要である。	・大量調理施設衛生管理マニュアルの普及及び定着 ・都道府県等による事業者への監視指導の徹底 ・総合衛生管理製造過程の承認審査の円滑な実施 ・法制度、規制に関する情報の発信、周知徹底 ・BSE全頭検査の着実な実施 ・食肉検査時の特定部位の確実な除去・焼却					
					食中毒統計を基礎に施策に対応した健康危害発生数(件)	CM	-	-	-	113	117	134							
			HACCPによる衛生管理を普及すること	C	<実績目標に示されていない評価指標>														
					業種毎の総合衛生管理製造過程承認取得率(%)	CM	-	-	-	38.99	42.49	45.86							
					・乳・乳製品	CM	-	-	-	4.28	4.64	4.01							
					・食肉製品	CM	-	-	-	0.60	0.57	0.59							
			食品等の違反率を減少させること	C	・魚肉練り製品	CM	-	-	-	0.85	0.88	1.03							
					・容器包装詰加压加熱殺菌食品	CM	-	-	-	0.56	1.37	1.80							
			食品等の違反率を減少させること	C	・清涼飲料水	CM	-	-	-	<実績目標に示されている評価指標>									
					食品の違反率(%)	CM	-	-	-	1.13	1.00	-							
			全頭検査などBSE対策を含め、と畜場における衛生対策を図ること	P	<実績目標に示されていない評価指標>														
					全頭検査の実施状況(万頭)	P	-	-	-	52	125	125							
2-1-2	国民の健康を守るために、輸入食品の安全性の確保を図ること	C	輸入食品の違反を減少させること	C	<実績目標に示されていない評価指標>								目標の達成度 目標をほぼ達成した。 分析の的確性 分析があおむね的確に行われている。 評価結果の概要 輸入食品監視支援システム利用率や国際食品規格の策定に係る施策目標については、達成されたといえる。また、輸入食品監視指導計画に基づくモニタリング検査計画の達成率についても確実に上がっており、施策目標の達成に向けて、進展が見られる。	・輸入される食品等については、年度ごとに策定される「モニタリング検査計画」に基づき各食品群毎の違反率を考慮しつつ検査を実施 ・輸入食品監視支援システムの利用の促進 ・コーデックス委員会(国際食品規格策定機関)の特別部会議長国となり国際的な企画での作成					
					モニタリング検査計画に基づく「モニタリング検査」の達成率(%)	P	-	-	-	73	117	-							
			輸入食品監視支援システム利用率を平成15年までに90%にすること	P	<実績目標に示されている評価指標>														
					輸入食品監視支援システム利用率(%)	P	90	-	15年度	89	89	91							
			遺伝子組換え食品の安全性確保のため、平成15年度までに国際的基準を策定すること	P	<実績目標に示されている評価指標>														
					国際的基準策定の進捗状況	P	基準の策定	-	15年度	Step 8	-	採択							
2-1-3	食品添加物の規格基準や残留農薬基準の整備等を通じ、食品の安全性の確保を図ること	C	食品添加物中既存添加物の規格数を平成16年度までに総数100までに増加させること	P	<実績目標に示されている評価指標>								目標の達成度 達成に向けて進展があった。 分析の的確性 分析が的確に行われている。 評価結果の概要 食品安全を確保する観点から、既存添加物の規格基準の設定については、平成17年度までに120品目作成できるよう作業を進めている。農薬については、残留基準設定農薬の数は増加し続けている。また、平成18年5月までのポジティブリスト制の導入に向け、残留基準及び暫定基準等の整備が、継続的に進められている。	・食品添加物公定書作成検討会の設置及び新規規格案の策定、食品安全委員会及び農事・食品衛生審議会への諮問 ・ポジティブリスト施行後、速やかに科学的知見に基づき見直すこととしている。食品安全法第11条第1項に基づく規格として暫定基準を、コーデックス基準や国内の農薬取締法に基づく登録保留基準等を参考に設定 ・残留基準が設定されていない農薬が残留する食品の流通等を原則禁止するために、一律基準等を作成 ・平成15年6月の農業取締法改正に基づき、国内での登録と同時に食品安全法に基づく残留基準の設定					
					既存添加物の規格数(品目)	P	100	-	16年度	72	72	72							
			暫定基準の設定及び残留基準が設定されていない農薬が残留する食品の流通等を原則禁止する制度(いわゆるポジティブリスト制)の導入	P	<実績目標に示されていない評価指標>														
					残留基準認定農薬数(農薬)	P	-	-	-	229	229	240							
					食品中に残留する農薬等の暫定基準案(第1次案)(品目数)	P	-	-	-	-	-	647							
					食品中に残留する農薬等の暫定基準案(第2次案)(品目数)	P	-	-	-	-	-	-							

政策番号	達成すべき目標				測定指標	指標分類	目標期間		測定結果			評価の結果	政策手段				
	政策 (「施策目標」)	目標分類	(「実績目標」)	目標分類			目標値	基準年次	達成年次	H13 H14 H15							
2-1-	いわゆる健康食品等について、広告・表示の適正化を図り、適切な情報の下で消費者がこれを選択できること	C	いわゆる健康食品等の健康保持増進効果等について、著しく事実に相違する又は著しく人を誤認させるような表示を禁止することにより、表示・広告の適正化を図り、健康被害発生を未然に防止すること	C	<実績目標に示されていない評価指標>							目標の達成度 目標をほぼ達成した。 分析的的確性 分析があまり的確でない。 評価結果の概要 健康の保持増進効果等に係る虚偽誇大広告等を禁止する法改正に基づき、健康の保持増進効果についての表示の適正化及び安全性及び健康被害情報についての情報収集が行われ、施策目標の推進に向け進展があった。今後、監視指導のノウハウの蓄積、事業者及び消費者への普及啓発による不適正広告の一掃を行う必要がある。	・地方厚生局、都道府県等に対し広告適正化的指針を示すとともに研修を実施し、協働で不適正広告を行う事業者の監視・指導等				
					健康増進法第32条の2(虚偽誇大広告)違反に対する勧告数(件)	P	-	-	-	-	-	0					
					健康食品等に関する健康被害報告数(件)	C M	-	-	-	-	193	89					
施策目標2-2 麻薬・覚せい剤等の乱用を防止すること																	
2-2-	国民、特に青少年に対して、薬物乱用の危険性を啓発し、薬物乱用を未然に防止すること	P	薬物乱用防止キャラバンカー、マス・メディア等を活用し、啓発を行うこと	P	<実績目標に示されていない評価指標>							目標の達成度 達成に向けて進展があった。 分析的的確性 分析があおむね的確に行われている。 評価結果の概要 未成年者の覚せい剤事犯による検挙者数が前年度に比べ減少するとともに、薬物乱用防止キャラバンカーの学校訪問等、様々な媒体を通じて広報啓発を行っており、これまでの啓発活動に一定の効果がみられた。今後とも、青少年に対する啓発活動を一層充実し、薬物乱用の未然防止に取り組む必要がある。	・各種啓発教材の配布等広報啓発活動の実施				
					薬物乱用経験者数(生涯経験率(%))	C M	-	-	1.3	-	0.8						
					啓発資材の配布実績(万部)	P	-	-	168	184	403						
					薬物乱用防止キャラバンカーの稼働実績(運行箇所数)	P	-	-	1,273	1,378	1,380						
					学校における薬物乱用防止教育への協力実績(回数)	P	-	-	577	562	619						
2-2- 薬物対策関係省庁の連携の下、密売者や乱用者に対する取締の実施・薬物密造国等の取締当局との情報交換の実施																	
2-2-	国内及び水際において、薬物事犯に対する取締りを徹底すること	P	国内の関係機関と協力し、不正な麻薬、覚せい剤等を押収すること	P	<実績目標に示されていない評価指標>							目標の達成度 達成に向けて進展があった。 分析的的確性 分析があおむね的確に行われている。 評価結果の概要 前年度を上回る覚せい剤を押収する等、関係機関との連携により摘発に積極的に貢献し成果を挙げることができ、施策目標の達成に向けて進展があった。しかしながら、薬物事犯は依然として深刻な状況にあり、今後とも関係機関が緊密な連携を図り、取締体制の充実強化を図ることが必要である。	・薬物対策関係省庁の連携の下、密売者や乱用者に対する取締の実施 ・薬物密造国等の取締当局との情報交換の実施				
					薬物事犯の検挙件数(件)	P	-	-	28,053	26,953	24,384						
					・うち麻薬取締職員による押収件数				380	472	441						
					薬物事犯の検挙人数(人)	P	-	-	19,953	19,219	17,555						
					・うち麻薬取締職員による検挙人数				302	391	381						
					主な薬物の押収量(kg)				419.2	442.1	493.5						
					・覚せい剤	P	-	-	13.1	5.2	1.5						
					うち麻薬取締職員による押収量				917.4	531.7	881.3						
					・大麻(乾燥大麻及び大麻樹脂の合計)	P	-	-	252.0	14.7	35.3						
					うち麻薬取締職員による押収量												
					薬物乱用経験者数(%)	C M	-	-	1.3	-	0.8						
2-2- 薬物密造国等の取締当局との情報交換の実施																	
					<実績目標に示されていない評価指標>							目標の達成度 達成に向けて進展があった。 分析的的確性 分析があおむね的確に行われている。 評価結果の概要 前年度を上回る覚せい剤を押収する等、関係機関との連携により摘発に積極的に貢献し成果を挙げることができ、施策目標の達成に向けて進展があった。しかしながら、薬物事犯は依然として深刻な状況にあり、今後とも関係機関が緊密な連携を図り、取締体制の充実強化を図ることが必要である。	・薬物対策関係省庁の連携の下、密売者や乱用者に対する取締の実施 ・薬物密造国等の取締当局との情報交換の実施				
					薬物事犯の検挙件数(件)	P	-	-	28,053	26,953	24,384						
					・うち麻薬取締職員による押収件数				380	472	441						
					薬物事犯の検挙人数(人)	P	-	-	19,953	19,219	17,555						
					・うち麻薬取締職員による検挙人数				302	391	381						
					主な薬物の押収量(kg)				419.2	442.1	493.5						
					・覚せい剤	P	-	-	13.1	5.2	1.5						
					うち麻薬取締職員による押収量				917.4	531.7	881.3						
					・大麻(乾燥大麻及び大麻樹脂の合計)	P	-	-	252.0	14.7	35.3						
					うち麻薬取締職員による押収量												
					薬物乱用経験者数(%)	C M	-	-	1.3	-	0.8						

政策番号	達成すべき目標			測定指標	指標分類	目標値	目標期間		測定結果			評価の結果	政策手段				
	政策 (「施策目標」)	目標分類 (「実績目標」)	目標分類				基準年次	達成年次	H13 H14 H15								
2 - 2 -	脱法ドラッグの不正使用を防止するとともに、薬物依存・中毒者の治療と社会復帰を支援すること	P	薬物依存・中毒者に対し相談・指導すること	P	<実績目標に示されていない評価指標>								目標の達成度 達成に向けて進展があった。 分析の的確性 分析があおむね的確に行われている。 評価結果の概要 精神保健福祉センターでの薬物相談窓口事業を始めてから、薬物依存・中毒者に対する相談件数が約2倍強で推移していることや、脱法ドラッグの不正使用防止に關し、インターネット監視による関係都道府県への警告件数が年々減少していること等、施策目標の達成に向けて進展があった。	・薬物依存・中毒者に対する相談・指導の実施 ・インターネット上の広告監視等の実施 ・脱法ドラッグの買上げ調査、成分分析			
					薬物相談窓口における相談件数(件)	P	-	-	8,991	9,031	8,899						
2 - 3 -	安全で質が高い水道を整備すること	C	高度浄水処理の導入等によって被害人口を減らすこと	C	<実績目標に示されていない評価指標>								目標の達成度 目標をほぼ達成した。 分析の的確性 分析があおむね的確に行われている。 評価結果の概要 高度浄水処理水の推計利用人口は増加しており、安全で質が高い水道水の供給に一定の効果があったと評価できる。今後も引き続き現行の施策を推進し、安全で質が高い水道水の供給の確保に努めることが必要である。	・高度浄水施設整備への国庫補助 ・クリプトスピリジウム対策実施状況調査の実施及び「水道におけるクリプトスピリジウム暫定対策指針」の適正な運用についての周知徹底			
					高度浄水処理水の推計利用人口(千人)	C M	-	-	27,216	27,865	-						
2 - 3 -	災害に強い水道の整備など水道水の安定供給を図ること	P	水道事業の広域化を図ること	C	<実績目標に示されていない評価指標>								目標の達成度 目標をほぼ達成した。 分析の的確性 分析があおむね的確に行われている。 評価結果の概要 広域化の推進による経営基盤の強化、耐震管路延長の増加等水道水の安定供給のための基盤整備が進んでいると評価できる。今後も引き続き現行の施策を推進し、災害に強い水道の整備など水道水の安定供給を図ることが必要である。	・国庫補助事業等による水道広域化施設整備の推進 ・国庫補助事業等による水道水源の確保、水源の複数化、老朽管等の水道施設の計画的・効率的な更新及び基幹管路の耐震化等の推進 ・水道関係担当者会議等における技術的助言			
					災害対応力を強化すること	P	<実績目標に示されていない評価指標>										
2 - 3 -	未普及地域における水道水の整備を図ること	P	水道未普及地域を解消すること	P	<実績目標に示されていない評価指標>								目標の達成度 目標をほぼ達成した。 分析の的確性 分析があおむね的確に行われている。 評価結果の概要 施策の実施により水道未普及人口は年々減少しており、水道未普及地域の減少に効果があった。今後も引き続き現行の施策を推進し、水道未普及地域の解消に努めて参りたい。	・簡易水道等の整備への国庫補助 ・申請手続きの簡素合理化(届出)の実施			
					水道未普及人口(千人)	C M	-	-	4,203	4,066	-						
施策目標2 - 4 国民生活を取り巻く化学物質による人の健康被害を防止すること																	
2 - 4 -	毒物・劇物の適正な管理を推進すること	P	毒物・劇物営業者等に対する立入検査を実施すること	P	<実績目標に示されていない評価指標>								目標の達成度 達成に向けて進展があった。 分析の的確性 分析があまり的確でない。 評価結果の概要 業種等に重点をおき、過去の立入検査の頻度や違反状況等も考慮に入れた立入検査及び重点的に個別に丁寧で細やかな指導等が行われ、立入検査施行施設数及び立入検査実施率は減少したが、違反発見施設数及び違反発見率は増加しており、事業場等における毒物・劇物の適正な管理の推進に向けて進展があった。	・毒物・劇物営業者等に対する立入検査の実施			
					立入検査施行施設数	P	-	-	42,597	41,448	(集計中)						
2 - 4 -	毒物・劇物の適正な管理を推進すること	P	毒物・劇物営業者等に対する立入検査を実施すること	P	<実績目標に示されていない評価指標>								目標の達成度 達成に向けて進展があった。 分析の的確性 分析がああまり的確でない。 評価結果の概要 業種等に重点をおき、過去の立入検査の頻度や違反状況等も考慮に入れた立入検査及び重点的に個別に丁寧で細やかな指導等が行われ、立入検査施行施設数及び立入検査実施率は減少したが、違反発見施設数及び違反発見率は増加しており、事業場等における毒物・劇物の適正な管理の推進に向けて進展があった。	・毒物・劇物営業者等に対する立入検査の実施			
					登録届出施設数	P	-	-	94,978	94,283	(集計中)						
2 - 4 -	毒物・劇物の適正な管理を推進すること	P	毒物・劇物営業者等に対する立入検査を実施すること	P	<実績目標に示されていない評価指標>								目標の達成度 達成に向けて進展があった。 分析の的確性 分析がああまり的確でない。 評価結果の概要 業種等に重点をおき、過去の立入検査の頻度や違反状況等も考慮に入れた立入検査及び重点的に個別に丁寧で細やかな指導等が行われ、立入検査施行施設数及び立入検査実施率は減少したが、違反発見施設数及び違反発見率は増加しており、事業場等における毒物・劇物の適正な管理の推進に向けて進展があった。	・毒物・劇物営業者等に対する立入検査の実施			
					立入検査実施率(%)	P	-	-	44.8	44.0	(集計中)						
2 - 4 -	毒物・劇物の適正な管理を推進すること	P	毒物・劇物営業者等に対する立入検査を実施すること	P	<実績目標に示されていない評価指標>								目標の達成度 達成に向けて進展があった。 分析の的確性 分析がああまり的確でない。 評価結果の概要 業種等に重点をおき、過去の立入検査の頻度や違反状況等も考慮に入れた立入検査及び重点的に個別に丁寧で細やかな指導等が行われ、立入検査施行施設数及び立入検査実施率は減少したが、違反発見施設数及び違反発見率は増加しており、事業場等における毒物・劇物の適正な管理の推進に向けて進展があった。	・毒物・劇物営業者等に対する立入検査の実施			
					違反発見施設数	P	-	-	5,382	5,579	(集計中)						
2 - 4 -	毒物・劇物の適正な管理を推進すること	P	毒物・劇物営業者等に対する立入検査を実施すること	P	<実績目標に示されていない評価指標>								目標の達成度 達成に向けて進展があった。 分析の的確性 分析がああまり的確でない。 評価結果の概要 業種等に重点をおき、過去の立入検査の頻度や違反状況等も考慮に入れた立入検査及び重点的に個別に丁寧で細やかな指導等が行われ、立入検査施行施設数及び立入検査実施率は減少したが、違反発見施設数及び違反発見率は増加しており、事業場等における毒物・劇物の適正な管理の推進に向けて進展があった。	・毒物・劇物営業者等に対する立入検査の実施			
					違反発見率(%)	P	-	-	12.6	13.5	(集計中)						

政策番号	達成すべき目標			測定指標	指標分類	目標値	目標期間		測定結果			評価の結果	政策手段				
	政策 (「施策目標」)	目標分類 (「実績目標」)	目標分類				基準年次	達成年次	H13 H14 H15								
2-4-	化学物質の毒性について評価し、適正な管理を推進するための規制を実施すること	P	既存化学物質の国際安全性点検（4年で70個）を推進すること	P	<実績目標に示されている評価指標>												
					国際安全性点検数	P	70個	13年度	16年度	13	16	16	目標の達成度 達成に向けて進展があった。 分析的確性 分析があおむね的確に行われている。 評価結果の概要 毒性評価の性格に基づく時間及び予算等の検討課題はあるとはいえ、国際安全性点検の着実な実施及び化審法に基づく既存化学物質の指定の着実な実施を通して、施策目標の達成に向けて進展があった。	・既存化学物質についての毒性試験 ・「化学物質の審査及び製造の規制等に関する法律」に基づき監視下におく必要が高いものから、試験実施及び文献調査により、毒性に関する情報を収集し、薬事・食品衛生審議会に意見聴取を行い、一定の毒性を有するものについて、第二種監視化学物質に指定			
2-4-	家庭用品の安全性を確保すること	C	家庭用品の安全確保マニュアルの策定を推進すること	P	<実績目標に示されている評価指標>												
					マニュアル策定数	P	-	-	-	1	0	0	目標の達成度 達成に向けて進展があった。 分析的確性 分析があまり的確でない。 評価結果の概要 マニュアル作成の手引きの策定を着実に進めることにより、施策目標の進展に向け効果があつた。今後も引き続き策定作業を行う。また、新たに必要な商品群についてマニュアル作成の手引きの策定を進める必要がある。	・安全確保マニュアル作成の手引きの策定			
施策目標2-5 生活衛生関係営業の振興等により生活衛生の向上・増進を図ること																	
2-5-	生活衛生関係営業における衛生水準の確保及び振興を図ること	C	生活衛生関係営業の経営の安定・強化・充実を図ること	C	<実績目標に示されていない評価指標>												
					振興計画の認定件数(件)	P	-	-	-	519	519	519	目標の達成度 目標をほぼ達成した。 分析的確性 分析があおむね的確に行われている。 評価結果の概要 生活衛生関係営業において、各種施策が一定程度の実績をあげてあり、また、国民の身体に重要な影響を及ぼすような事例はほとんど報告されていないことから、各種施策は生活衛生水準の確保及び生活衛生関係営業の振興を図る上で一定の効果をあげていると考えられる。	・国民生活に密着している業種の営業者の組合化の促進及び振興指針に沿った進行計画の作成 ・シルバースター登録制度及び福祉浴場についての情報提供の実施 ・厚生労働大臣が指定する業種についての標準営業約款の策定			
					営業における高齢化社会への対応を図ること	C	<実績目標に示されていない評価指標>										
2-5-	建築物衛生の改善及び向上等を図ること	C	建築物内における良好な空気環境を確保すること	C	<実績目標に示されていない評価指標>									目標の達成度 達成に向けて進展があった。 分析的確性 分析があまり的確でない。 評価結果の概要 評価指標としている不適合率については、顕著な減少こそ見られないものの、目立った増加ではなく低水準で推移しており、施策目標の達成に向けて進展があつたものと評価できる。	・空気環境の調整に関する建築物環境衛生管理基準の遵守率に関するアンケート調査の毎年度実施及びその結果のフィードバック・助言の実施 ・給水の管理に関する建築物環境衛生管理基準の遵守率に関するアンケート調査の毎年度実施及びその結果のフィードバック・助言の実施		
					環境衛生基準への不適合率	CM	-	-	-	2.2	1.6	1.8					
					・浮遊じんの量(%)	CM	-	-	-	0.5	0.5	0.3					
2-5-	建築物内における良好な給水を確保すること	C	建築物内における良好な給水を確保すること	C	<実績目標に示されていない評価指標>									目標の達成度 達成に向けて進展があつた。 分析的確性 分析があまり的確でない。 評価結果の概要 評価指標としている不適合率については、顕著な減少こそ見られないものの、目立った増加ではなく低水準で推移しており、施策目標の達成に向けて進展があつたものと評価できる。	・水質基準(%)		
					環境衛生基準への不適合率	CM	-	-	-	8.2	9.0	8.5					
					・一酸化炭素の含有率(%)	CM	-	-	-	9.7	9.2	10.4					
2-5-	建築物内における良好な給水を確保すること	C	建築物内における良好な給水を確保すること	C	<実績目標に示されていない評価指標>									目標の達成度 達成に向けて進展があつた。 分析的確性 分析があまり的確でない。 評価結果の概要 評価指標としている不適合率については、顕著な減少こそ見られないものの、目立った増加ではなく低水準で推移しており、施策目標の達成に向けて進展があつたものと評価できる。	・相対湿度(%)		
					・温度(%)	CM	-	-	-	30.8	32.9	34.6					
					・相対湿度(%)	CM	-	-	-	1.2	1.1	0.9					
2-5-	建築物内における良好な給水を確保すること	C	建築物内における良好な給水を確保すること	C	<実績目標に示されていない評価指標>									目標の達成度 達成に向けて進展があつた。 分析的確性 分析があまり的確でない。 評価結果の概要 評価指標としている不適合率については、顕著な減少こそ見られないものの、目立った増加ではなく低水準で推移しており、施策目標の達成に向けて進展があつたものと評価できる。	・ホルムアルデヒドの量		
					環境衛生基準への不適合率	CM	-	-	-	-	-	-					
					・水質基準(%)	CM	-	-	-	0.3	0.2	0.2					
2-5-	建築物内における良好な給水を確保すること	C	建築物内における良好な給水を確保すること	C	<実績目標に示されていない評価指標>									目標の達成度 達成に向けて進展があつた。 分析的確性 分析があまり的確でない。 評価結果の概要 評価指標としている不適合率については、顕著な減少こそ見られないものの、目立った増加ではなく低水準で推移しており、施策目標の達成に向けて進展があつたものと評価できる。	・残留塩素含有率(%)		
					環境衛生基準への不適合率	CM	-	-	-	1.3	1.7	1.8					
					・残留塩素含有率(%)	CM	-	-	-	-	-	-					

政策番号	達成すべき目標			測定指標	指標分類	目標値	目標期間		測定結果			評価の結果	政策手段					
	政策 (「施策目標」)	目標分類	(「実績目標」)				基準年次	達成年次	H13	H14	H15							
基本目標3 労働者が安心して快適に働くことができる環境を整備すること																		
施策目標3-1 労働条件の確保・改善を図ること																		
3-1-	法定労働条件の確保・改善を図ること	P	労働時間、安全衛生基準、最低賃金等の法定労働条件の履行確保を図るために監督指導業務の適正な運営を図ること	P	<実績目標に示されていない評価指標>								目標の達成度 達成に向けて進展があった。 分析の的確性 分析があまり的確でない。 評価結果の概要 申告処理件数が増加する中で、定期監督、申告処理、司法処分等の実施を通じて労働条件の確保・改善が適切に進められている。	法定労働条件の履行確保のための監督指導 ・申告処理 ・重大悪質な法違反に対する司法処分				
3-1-	年間総実労働時間1,800時間の達成・定着	C	労働時間短縮の促進を図ること	C	<実績目標に示されている評価指標>								目標の達成度 達成に向けて進展があった。 分析の的確性 分析が的確に行われている。 評価結果の概要 景気の回復等により平成15年度に年間総実労働時間は増加しているが、時間外労働協定において、特別条項付き協定が必要となる「特別の事情」を「臨時的なものに限る」ことを明確にする限度基準の改正を行い、その内容についてリーフレットを作成・活用し、周知徹底を図るとともに、事業主等による労働時間短縮に向けた取組を促進するための支援を行うこと等により目標の達成に向けて進展があった。	時間外労働時間の限度基準の設定及びその履行確保に向けた指導 ・事業主等に対する相談、その他の援助 ・事業主等に対する助成金の支給 ・労働時間短縮に関する情報及び資料の収集並びに事業主等に対する情報等の提供 ・啓発活動				
3-1-	賃金対策の推進を図ること	P	最低賃金制の適正な運営を図ること	P	<実績目標に示されていない評価指標>								目標の達成度 目標をほぼ達成した。 分析の的確性 分析があまり的確でない。 評価結果の概要 最低賃金制について、市町村広報誌への掲載等を通じ周知啓発を図り、最低賃金制度の適正な運営を推進 ・未払い賃金の立替払いの適正な実施	都道府県労働局等において、市町村広報誌への掲載等を通じ周知啓発を図り、最低賃金制度の適正な運営を推進 ・未払い賃金の立替払いの適正な実施				
			未払賃金の立替制度の適正な運営を図ること	P	<実績目標に示されていない評価指標>								最低賃金制について、市町村広報誌への掲載等を通じ周知啓発を図り、最低賃金制度の適正な運営を推進 ・未払い賃金の立替払いの適正な実施	最低賃金制については、低賃金労働者の生活の安定を図るというセーフティネットとしての機能を果たすために地域に根ざした広報活動を行い、関係労使に周知啓発がなされている現状においては、目標をほぼ達成した。 また、立替払制度は、企業倒産により賃金の支払を受けられないまま退職を余儀なくされた労働者に対し、未払賃金のうち一定範囲のものを国が事業主に代わって立替払することにより、労働者の生活の安定を図るというセーフティネットとしての機能を果たしており、目標をほぼ達成した。				

政策番号	達成すべき目標			測定指標	指標分類	目標値	目標期間		測定結果			評価の結果	政策手段
	政策 (「施策目標」)	目標分類 (「実績目標」)	目標分類				基準年次	達成年次	H13	H14	H15		
施策目標3-2 労働者の安全と健康を確保すること													
3-2-	事業所における安全衛生水準の一層の向上を図ること	P	労働災害による死亡者数の減少傾向を堅持するとともに、年間1,500人を大きく下回ることを目指し、一層の減少を図ること	C <実績目標に示されている評価指標>	労働災害による死亡者数	CM 年間1,500人を大きく下回る	-	1,790	1,658	1,628	目標の達成度 達成に向けて進展があった。 分析の的確性 分析がおおむね的確に行われている。 評価結果の概要 第10次労働災害防止計画に基づく労働災害防止対策は一定の効果を上げているところであり、その目標の達成に向けて進展があった。また、安全衛生に関する自主的な取組、小規模事業場に対する安全衛生水準向上の支援に係る施策は、一定の効果を上げてあり、目標の達成に大きく寄与している。	・労働災害発生状況に適切に対応した災害防止対策を講じる ・第10次労働災害防止計画の策定 ・労働災害防止に関する情報を幅広く関係者に提供・普及 ・小規模事業場等団体安全衛生活動援助事業による事業者団体の活動の促進 ・産業医共同選任事業による労働者の健康管理を担当する産業医の選任の促進等を実施 ・全国347力所に整備している地域産業保険センターにおいて、小規模事業場の事業者及びその労働者に対し健康相談等を実施	・労働災害発生状況に適切に対応した災害防止対策を講じる ・第10次労働災害防止計画の策定 ・労働災害防止に関する情報を幅広く関係者に提供・普及 ・小規模事業場等団体安全衛生活動援助事業による事業者団体の活動の促進 ・産業医共同選任事業による労働者の健康管理を担当する産業医の選任の促進等を実施 ・全国347力所に整備している地域産業保険センターにおいて、小規模事業場の事業者及びその労働者に対し健康相談等を実施
3-2-	産業安全水準の一層の向上を図ること	P	建設業における労働災害の減少を図ること	C <実績目標に示されている評価指標>	建設業における労働災害発生状況(建設業における休業4日以上の死傷者数)	CM -	-	32,608	30,650	29,263	目標の達成度 達成に向けて進展があった。 分析の的確性 分析がおおむね的確に行われている。 評価結果の概要 建設業における労働災害による死亡者数については、第9次計画期間中に引き続き第10次計画期間中においても減少していること、また、同期間の交通労働災害による死亡者数も減少していることから、これらの分野における労働災害防止対策は一定の効果を上げているところであり、目標の達成に向けて進展があった。	・専門工事業者、中小総合工事業者、木造屋等低層住宅建築工事業者に対し、それぞれの実態を踏まえた、安全管理能力の向上等のための指導・支援を実施 ・交通労働災害防止事業(交通労働災害を防止するため、モデル事業場の育成等を推進)の実施 ・総合的な改善整備を必要とする事業場を安全管理特別指導事業場として個別に指定し、安全管理改善計画の作成をさせるとともに、継続的な安全指導等を実施	・専門工事業者、中小総合工事業者、木造屋等低層住宅建築工事業者に対し、それぞれの実態を踏まえた、安全管理能力の向上等のための指導・支援を実施 ・交通労働災害防止事業(交通労働災害を防止するため、モデル事業場の育成等を推進)の実施 ・総合的な改善整備を必要とする事業場を安全管理特別指導事業場として個別に指定し、安全管理改善計画の作成をさせるとともに、継続的な安全指導等を実施
			重点対象分野における労働災害防止活動の促進を図ること	P <実績目標に示されていない評価指標>	専門工事業者安全管理活動等促進事業の利用状況等 ・安全衛生教育実施回数 ・安全衛生教育参加者数	CM -	-	641	628	372			
				P	木造屋等低層住宅建築工事安全対策推進モデル事業の利用状況等 ・教育研修会開催回数 ・教育研修会参加者数等	CM -	-	16,630	10,285	11,487			
				P	中小総合工事業者指導力向上事業の利用状況等 ・現場所長研修会開催回数 ・現場所長研修会参加者数等	CM -	-	143	140	93			
				P	・店舗安全衛生管理担当者研修開催回数 ・店舗安全衛生管理担当者研修参加者数	CM -	-	4,412	5,063	3,203			
				P	交通労働災害防止対策推進事業の利用状況等(指導員による個別事業場への指導件数)	CM -	-	106	105	92			
				P	労働安全管理水準の改善の状況 ・安全管理特別指導対象事業場における度数率 (対前年増減率)	CM -	-	4,592	4,539	3,673			
				P	・強度率 (対前年増減率)	CM -	-	2,921	1,904	2,217			
				P	労働安全管理水準の改善の状況 ・安全管理特別指導対象事業場における度数率 (対前年増減率)	CM -	-	4.0	4.3(集計中)				
				P	・強度率 (対前年増減率)	CM -	-	58.58	57.10(集計中)				
				P	労働安全管理水準の改善の状況 ・安全管理特別指導対象事業場における度数率 (対前年増減率)	CM -	-	0.4	0.5(集計中)				
				P	・強度率 (対前年増減率)	CM -	-	85.16	84.32(集計中)				

政策番号	達成すべき目標			測定指標	指標分類	目標値	目標期間		測定結果			評価の結果	政策手段				
	政策 (「施策目標」)	目標分類 (「実績目標」)	目標分類				基準年次	達成年次	H13 H14 H15								
3 - 2 -	労働衛生対策の推進を図ること	P じん肺、職業がん等の重篤な職業性疾患、死亡災害に直結しやすい酸素欠乏症、一酸化炭素中毒等を減少させること	C <実績目標に示されていない評価指標>	業務上疾病者数	C M	-	-	7,984	7,502	8,055			目標の達成度 達成に向けて進展があった。 分析の的確性 分析がおおむね的確に行われている。 評価結果の概要 労働衛生対策は、これまで着実に対策を講じてきた結果、業務上疾病者数を20年間で約半数にまで減少させることに成功してきたもので、長期的に見れば一定の成果を上げてきた。	・労働衛生について改善措置を講ずる必要があると認められる事業場を指定し指導等を行う衛生管理特別指導制度等の実施 ・化学物質管理支援事業等を実施 ・中小規模事業場健康づくり事業による中小企業事業場における健康づくりの支援の実施 ・職場におけるメンタルヘルス対策の事業者等支援事業によるメンタルヘルス指針に関する研修の実施 ・産業保険推進センターにおける産業保険スタッフに対する研修棟の実施 ・過重労働総合対策の普及・定着のための活動の実施			
				酸素欠乏症者等死亡者数	C M	-	-	8	22	3							
				一酸化炭素中毒死亡者数	C M	-	-	4	4	7							
				化学物質管理支援事業の利用状況（化学物質管理者研修受講者数）	C M	-	-	4,362	4,076	1,451							
				<実績目標に示されていない評価指標>	P												
		P 過重労働による健康障害防止、心の健康づくりを含めた健康の確保及び産業保険に対する支援を図ること	C 中小規模事業場における心とからだの健康づくり（T H P）の普及状況	T H P 導入指導の実施事業場数	P	-	-	1,385	1,831	2,049							
				T H P 導入指導の実施対象者数	P	-	-	37,907	45,981	47,732							
				・小規模事業種 T H P 体験研修実施回数	P	-	-	220	179	81							
				・小規模事業種 T H P 体験研修参加人数	P	-	-	2,596	1,452	679							
				メンタルヘルス指針の普及状況	P	-	-	79	74	68							
				・研修事業開催回数	P	-	-	6,057	5,048	4,462							
				・研修事業参加者数	P	-	-	52	61	61							
				・モデル事業事業場数	P	-	-	446	936	849							
				・モデル事業場におけるメンタルヘルスの専門家による取組指導回数	P	-	-										
				産業保険推進センターの利用状況	P	-	-	1,738	2,000	2,307							
				・産業保険スタッフに対する研修の実施回数	P	-	-	9,142	9,098	9,552							
				・事業者等からの相談件数	P	-	-	100	60								
				過重労働による健康障害防止対策の状況（過重労働総合対策関係パンフレット配布件数）（万部）	P	-	-										

施策目標 3 - 3 労働災害に被災した労働者等の公正な保護を行うとともに、労働者の福祉の増進を図ること

3 - 3 -	労災保険給付の適正な処理を行うことにより、被災労働者等の保護を図ること	P 療養（補償）給付等の適正な給付を図ること	C <実績目標に示されていない評価指標>	療養（補償）給付件数（件）	P	-	-	3,066,044	3,008,259	（集計中）		目標の達成度 達成に向けて進展があった。 分析の的確性 分析があまり的確でない。 評価結果の概要 被災労働者等の保護のため、労災保険給付の適正な事務処理の徹底を図っているところであり、目標達成に向けて進展があった。	・労災保険法に基づく保険給付の実施
				休業（補償）給付件数（件）	P	-	-	697,120	679,010	（集計中）			
				傷病（補償）給付件数（件）	P	-	-	79,107	75,424	（集計中）			
				障害（補償）給付件数（件）	P	-	-	568,107	570,432	（集計中）			
				障害（補償）一時金給付件数（件）	P	-	-	26,414	25,237	（集計中）			
				遺族（補償）年金給付件数（件）	P	-	-	643,377	649,139	（集計中）			
				遺族（補償）一時金給付件数（件）	P	-	-	817	790	（集計中）			
				葬祭料（葬祭給付）給付件数（件）	P	-	-	3,244	3,239	（集計中）			
				介護（補償）給付件数（件）	P	-	-	43,054	43,841	（集計中）			
				二次健康診断等給付件数（件）	P	-	-	3,187	10,633	（集計中）			
3 - 3 -	被災労働者及びその家族の援護を図り、また被災労働者の円滑な社会復帰を促進すること	C 労災就学等援護費の適正な支給を図ること	P <実績目標に示されていない評価指標>	労災就学等援護費の支給実績（労災就学等援護費支給件数）	P	-	-	45,541	44,140	（集計中）		目標の達成度 達成に向けて進展があった。 分析の的確性 分析があまり的確でない。 評価結果の概要 被災労働者及びその家族の援護及び被災労働者の円滑な社会復帰の促進を行っているところであり、目標達成に向けて進展があった。	・労災就学等援護費の適正な支給 ・義肢等補装具の適正な支給 ・傷病に罹患した被災者に対するアフターケアの実施及び傷病の再発予防その他保健上の措置の実施
				義肢等補装具の適正な支給を行うこと	P	<実績目標に示されていない評価指標>							
				義肢等補装具の支給件数（義肢等補装具の支給件数）	P	-	-	8,225	8,471	（集計中）			
		C アフターケアの適正な実施を図ること	P <実績目標に示されていない評価指標>	アフターケアの実施状況（アフターケアの実施件数）	P	-	-	411,838	424,443	（集計中）			

政策番号	達成すべき目標			測定指標	指標分類	目標値	目標期間		測定結果			評価の結果	政策手段	
	政策 (「施策目標」)	目標分類	(「実績目標」)				目標分類	基準年次	達成年次	H13	H14	H15		
施策目標3-4 勤労者生活の充実を図ること														
3-4-1	勤労者の財産形成の促進を図ること	C	勤労者財産形成促進制度の活用促進を図ること	C	<実績目標に示されていない評価指標>							目標の達成度 目標をほぼ達成した。 分析の的確性 分析があおむね的確に行われている。 評価結果の概要 財形貯蓄残高については、主として近年の厳しい経済情勢における金利の低下等の外生的原因により減少傾向が見られるが、財形融資については、平成11年度の制度改善に伴う貸付利率の低下及び広報活動等による制度の周知が図られたことにより、貸付残高は、平成13年度から15年度において連続して増加しており施策目標をほぼ達成した。	・勤労者財産形成促進制度に関する周知・広報活動の実施	
3-4-2	中小企業における退職金制度の普及促進を図ること	C	中小企業退職金共済制度の普及促進を図ること	C	<実績目標に示されていない評価指標>							目標の達成度 達成に向けて進展があった。 分析の的確性 分析があおむね的確に行われている。 評価結果の概要 「平成15年就労条件総合調査報告」(厚生労働省)による30~99人規模の企業における退職金制度の普及率は84.7パーセントとなっており、1,000人以上規模の企業の普及率(97.1パーセント)と比べると依然低い状況であるところ、中小企業退職金共済制度の被共済者数は昨年度と比較して増加しており目標達成に向けて進展があった。	・都道府県や都道府県労働局に対し、中小企業退職金共済制度の普及促進を依頼 ・新規加入に対する掛金助成制度の実施及び周知	
3-4-3	自由時間の充実等勤労者生活の充実を図ること	C	勤労者のボランティア活動への参加等自由時間の充実を図ること	C	<実績目標に示されていない評価指標>							目標の達成度 達成に向けて進展があった。 分析の的確性 分析があおむね的確に行われている。 評価結果の概要 平成15年度は、勤労者マルチライフ支援事業の3年目であり、各実施地域の実情に合った形での各種取組の実施等を行ったところ、本事業の参加者の56.7パーセントから「プログラムに参加してボランティア活動の参加意識が高まった」との評価を得るなど、目標はほぼ達成された。	・勤労者のボランティア活動への参加に向けての基盤整備 ・中小企業勤労者福祉サービスセンターの設立の支援 ・労働金庫に対する検査の実施(2年に1回)	
				C	<実績目標に示されていない評価指標>							目標の達成度 達成に向けて進展があった。 分析の的確性 分析があおむね的確に行われている。 評価結果の概要 一方、中小企業勤労者福祉サービスセンターの会員数は増加傾向にあり、目標達成に向けて進展があったが、今後とも本事業の実施地域の拡大を図る必要がある。	・中小企業勤労者福祉サービスセンターの会員数は増加傾向にあり、目標達成に向けて進展があったが、今後とも本事業の実施地域の拡大を図る必要がある。	
		P	労働金庫の健全性のための施策を推進すること	P	<実績目標に示されていない評価指標>							目標の達成度 達成に向けて進展があった。 分析の的確性 分析があおむね的確に行われている。 評価結果の概要 また、労働金庫の検査については、高い検査実施率の維持及び金融庁・道県とのより緊密な連携を図ったきめ細かな検査を実施し、このことが労働金庫の健全性の確保に繋がり、目標をほぼ達成した。	・中小企業勤労者福祉サービスセンターの会員数は増加傾向にあり、目標達成に向けて進展があったが、今後とも本事業の実施地域の拡大を図る必要がある。 また、労働金庫の検査については、高い検査実施率の維持及び金融庁・道県とのより緊密な連携を図ったきめ細かな検査を実施し、このことが労働金庫の健全性の確保に繋がり、目標をほぼ達成した。	
施策目標3-6 安定した労使関係等の形成を促進すること														
3-6-1	円滑な政労使コミュニケーションの促進を図ること	C	産業労働懇談会等各種会議を開催すること	P	<実績目標に示されている評価指標>							目標の達成度 達成に向けて進展があった。 分析の的確性 分析があおむね的確に行われている。 評価結果の概要 営繕の政策課題に対応した会議(例えば、ワークショップ・セミナー等)を機動的に開催したところであり、政労使のコミュニケーションの促進自体に進展があった一方、評価指標に掲げた各種会議は開催されておらず、これらの会議の在り方について検討する必要がある。	・産業労働懇談会等各種会議の開催	

政策番号	達成すべき目標			測定指標	指標分類	目標値	目標期間		測定結果			評価の結果	政策手段						
	政策 (「施策目標」)	目標分類 (「実績目標」)	目標分類				基準年次	達成年次	H13	H14	H15								
3 - 6 -	集団的労使関係のルールの確立及び普及等を図ること	C	労働組合法及び労働関係調整法に関して、その適正な実施を図るために指導・啓発を図ること	P	<実績目標に示されていない評価指標>						目標の達成度 達成に向けて進展があった。 分析の的確性 分析があおむね的確に行われている。 評価結果の概要 労働者の労働条件の維持・向上は、労使関係を安定させ、社会経済の発展の基礎となるものである。争議行為による損失日数は減少傾向にあること、また、労働契約承認法の関連法令及び指針が、リーフレットの作成・配布を通じた周知広報により遵守され、適正に運用されていることから、目標の達成に向けて進展があったものと考えるが、新たな就業形態等への対応など、なお改善の余地がある。		・企業経営者及び労働者を対象としたセミナーの開催 ・不当労働行為の救済の申立てや労使紛争に関する労働委員会を通じた活動 ・関連法令、指針等を解説したリーフレットの作成・配布						
					<実績目標に示されていない評価指標>			法令及び指針の施行状況	P	-	-	定性的指標							
3 - 6 -	集団的労使紛争の迅速かつ適切な解決を図ること	P	不当労働行為事件の迅速かつ適切な解決・処理を図ること	P	<実績目標に示されていない評価指標>						目標の達成度 達成に向けて進展があった。 分析の的確性 分析があおむね的確に行われている。 評価結果の概要 不当労働行為審査制度及び労働争議の調整制度は、労使関係の安定化に効果的に機能しているが、不当労働行為審査制度については、審査が遅延していること、取消訴訟における命令の取消率が高いことなどの問題があり、審査のより一層の迅速化、的確化に向けた対応が必要である。 このような状況を踏まえ、審査の迅速化及び的確化を図るために、労働委員会における審査の手続及び体制の整備等を内容とする「労働組合法の一部を改正する法律案」を平成16年3月に国会に提出したところである。		・迅速かつ適切な審査の実施 ・中央労働委員会によるあっせん、調停及び仲裁の実施						
					不当労働行為事件の属性・処理状況(件)			・係属件数(計)	P	-	-	343	345	327					
					前年度繰越			P	-	-	279	279	262						
					新規申立			P	-	-	64	66	65						
					終結件数(計)			P	-	-	64	83	57						
					和解・取下			P	-	-	38	52	22						
					命令・決定			P	-	-	26	31	35						
					次年度繰越			P	-	-	279	262	270						
					不当労働行為事件の属性・処理状況(前年繰越、新規申立て、自由別集結件数)(計)(日)			P	-	-	1,283	1,023	1,102						
					・申立てから第1回審問までの期間			P	-	-	287	387	271						
					・第1回審問から結審前までの期間			P	-	-	115	128	27						
					・結審から命令書交付までの期間			P	-	-	881	508	804						
					労使紛争の早期かつ適切な解決を図ること			P	<実績目標に示されていない評価指標>										
					調整事件に係る平均処理日数			P	-	-	26.0	41.1	22.5						

施策目標 3 - 7 個別労働関係紛争の解決の促進を図ること

3 - 7 -	個別労働関係紛争の解決の促進を図ること	P	個別労働関係紛争の迅速適正な解決を図ること	P	<実績目標に示されていない評価指標>						目標の達成度 目標を達成した。 分析の的確性 分析が的確に行われている。 評価結果の概要 平成14年度と比較すると、労働局による助言・指導件数は約1.8倍、紛争調整委員会によるあっせん件数について1.7倍と伸びている。また、処理期間についても、ほとんどが1ヶ月以内に処理を終えており、施策目標を達成できた。			・総合的な個別労働紛争解決システムの整備				
					民事上の個別労働紛争相談件数(件)			P	-	-	41,284	103,194	140,822					
					助言・指導申出受付件数(件)			P	-	-	714	2,332	4,377					
					あっせん申請受理件数(件)			P	-	-	764	3,036	5,352					
					処理期間ごとの割合(%)			P	-	-	66	76	90					
					・助言・指導 1ヶ月以内						21	15	7					
					1ヶ月～2ヶ月以内						8	5	1					
					2ヶ月～3ヶ月以内						5	4	2					
					3ヶ月超え						59	61	64					
					・あっせん 1ヶ月以内						33	28	28					
					1ヶ月～2ヶ月以内						6	8	5					
					2ヶ月～3ヶ月以内						2	3	3					
					3ヶ月超え						701	2,244	4,339					
					手続き終了件数(件) 助言・指導			P	-	-	523	2,882	5,100					
					あっせん													

政策番号	達成すべき目標				測定指標	指標分類	目標期間		測定結果			評価の結果	政策手段	
	政策 （「施策目標」）	目標分類	（「実績目標」）	目標分類			目標値	基準年次	達成年次	H13	H14	H15		
施策目標3 - 8 労働保険適用徴収業務の適正かつ円滑な実施を図ること														
3 - 8 -	労働保険の適用促進及び労働保険料の適正徴収を図ること	P	労働保険の適用対象事業場を適正に把握し、適用を促進すること	P	<実績目標に示されていない評価指標>								目標の達成度 達成に向けて進展があった。 分析の的確性 分析があまり的確でない。 評価結果の概要 労働保険の適用促進及び労働保険料の適正徴収を図るために行っている労働保険制度の周知を目的とした労働保険適用促進月間の実施、未手続事業場の計画的な解消、労働保険料算定基礎調査、滞納整理等は有効かつ適正な方法であり、外部要因としての経済情勢の悪化の影響を受けているものの目標達成に向けて一定の進展があった。	・適用促進計画の策定及び適用の促進 ・労働保険料算定基礎調査の実施 ・滞納整理の実施
基本目標4 経済・社会の変化に伴い多様な働き方が求められる労働市場において労働者の職業の安定を図ること														
施策目標4 - 1 労働力需給のミスマッチの解消を図るために需給調整機能を強化すること														
4 - 1 -	公共職業安定機関における需給調整機能を強化すること	セーフティネットとして、きめ細かな職業相談・職業紹介を実施すること（平成16年度においては、公共職業安定所の求職者の就職率を30%程度に引き上げることを目指す。また、雇用保険受給者の早期再就職の促進に努め、受給資格者のうち早期に就職した者の比率を12%程度に引き上げることを目指す。）	C	<実績目標に示されている評価指標>									目標の達成度 目標をほぼ達成した。 分析の的確性 分析があおむね的確に行われている。 評価結果の概要 平成15年度に実施された各施策については、あおむね良好に機能しており、施策目標をほぼ達成した。 なお、平成16年度からは、就職率等に対し、具体的な目標を設定したところであり、目標達成に向け、着実に事業を推進していく。	・公共職業安定所における、求人の確保、職業相談・職業紹介 ・インターネットなどによる求人情報等の提供 ・経済団体に対する求人年齢制限緩和についての要請、求人開拓の際や安定所窓口での個別企業に対する説明、指導等 ・公共職業安定所長による職業訓練の受講指示 ・就職支援セミナーの開催 ・再就職支援プログラムの実施 ・キャリアコンサルティング事業 ・キャリア交流事業 ・再就職プランナーによる再就職支援を実施 ・未充足求人へのフォローアップの徹底 ・長期失業者等について、就職支援から就職後の定着指導までを包括的に民間事業者に委託
				就職率（%）	C M	30%程度	-	16年度	26.2	26.7	28.8			
				早期再就職支援金支給者数/雇用保険受給資格決定件数（%）	C M	12%程度	-	-	-	-	-			
				<実績目標に示されていない評価指標>										
				紹介件数（件）	P	-	-	8,245,570	9,847,961	10,341,093				
		求人情報、労働市場情報等の提供を図ること	P	就職件数（件）	C M	-	-	1,902,981	2,048,300	2,153,796				
				求人開拓数（件）	P	-	-	2,142,492	2,252,267	2,761,455				
				求人開拓数の新規求人数に占める割合（%）	P	-	-	30.7	30.6	32.9				
		求人年齢制限の緩和を図ること（年齢不問求人の割合を平成17年度に全休日の30%に引き揚げることを目指して、平成16年度には、年連不問求人の割合が前年度を上回ることを目指す）	C	<実績目標に示されている評価指標>										
				ハローワークインターネットサービスのアクセス件数（件）	P	-	-	12,818,288	42,942,242	62,256,288				
				ネット上での応募者数（人）	P	-	-	-	258,347	762,212				
		適切な職業訓練受講指示を行なうこと	P	<実績目標に示されている評価指標>										
				年齢不問求人の割合（%）	C M	30%	-	17年度	1.6	13.5	15.2			
				<実績目標に示されていない評価指標>										
				年齢階層別求人件数（人）	C M									
				年齢計		-	-	6,419,111	6,750,715	7,747,648				
		失業等給付受給者が求職活動のノウハウを習得できるようになること（平成16年度において就職支援セミナーの受講者数を110万人以上とすることを目指す）	C	44歳以下		-	-	5,005,959	5,281,184	6,112,894				
				45～54歳		-	-	850,967	873,211	977,817				
				55歳以上		-	-	562,185	596,320	656,937				
				<実績目標に示されていない評価指標>										
				職業訓練受講指示件数（件）	P	-	-	218,341	184,751	182,955				
				<実績目標に示されている評価指標>										
				就職支援セミナーの受講者数（人）	P	110万人以上	-	16年度	-	174,898	980,314			

政策番号	達成すべき目標			測定指標	指標分類	目標値	目標期間		測定結果			評価の結果	政策手段		
	政策(「施策目標」)	目標分類	(「実績目標」)				基準年次	達成年次	H13	H14	H15				
4 - 1 -	民間労働力需給調整システムを整備すること	P	早期再就職に向けた個別支援の推進を図ること(平成16年度において、再就職支援プログラム開始件数7万件、就職率7割程度とすること並びに就職プラン作成件数を5万件以上とすることを目指す)	C	<実績目標に示されている評価指標>										
					再就職支援プログラム開始件数(件)		P	7万	-	16年度	-	2,076	51,310		
					再就職支援プログラムの就職率(%)		C M	7割程度	-	16年度	-	71.1	64.8		
					就職実現プラン作成件数(件)		P	5万件以上	-	16年度	-	-	-		
					<実績目標に示されていない評価指標>										
					キャリア交流事業参加者数(人)		P	-	-	6,112	6,448	7,736			
					キャリア・コンサルティング対象者数(人)		P	-	-	-	14,626	153,020			
					再就職プランナー相談件数(件)		P	-	-	-	-	-			
					未充足求人へのフォローアップの徹底等求人者サービスの充実による就職促進を図ること		C	<実績目標に示されていない評価指標>							
					受理後3週間以上の未充足求人に対するフォローアップ件数(件)		P	-	-	-	-	-	-		
					1年以上の長期失業者等について、就職支援から就職後の定着指導までを民間事業者に包括的に委託し、安定した就職の実現を図ること		C	<実績目標に示されていない評価指標>							
					本事業により就職した求職者数(人)		C M	-	-	-	-	-	-		
					本事業により就職した者の就職6ヶ月後の職場定着数(人)		C M	-	-	-	-	-	-		
4 - 1 -	民間労働力需給調整システムを整備すること	P	労働者派遣事業、民営職業紹介事業等の適正な運営の確保を図ること	C	<実績目標に示されていない評価指標>							目標の達成度 達成に向けて進展があった。 分析的確性 分析があおむね的確に行われている。 評価結果の概要 平成15年6月の労働者派遣法及び職業安定法の改正法の円滑な施行を図るとともに、労働者派遣事業、民営職業紹介事業等を行あうとする許可申請者が適正に事業を運営できるかについて審査を行い、また、労働者派遣事業者、民営職業紹介事業者等の適切な指導監督等を行うことにより、これらの事業の適正な運営の確保が図られたところであり、民間労働力需給調整システムを整備し、労働力需給調整機能を強化するという施策目標の達成に向けて進展があつた。		・労働者派遣事業、民営職業紹介事業等の許可基準に基づく事前審査及び適切な指導監督 ・改正労働者派遣法及び職業安定法の周知等を実施し、適正な運営を図る	
					【労働者派遣事業】許可・届出事業所数(事業所)		P	-	-	2,849	3,079	4,005			
4 - 1 -	官民の連携により労働力需給調整機能を強化すること	P	しごと情報ネットにより求人情報等へのアクセスの円滑化を図ること	P	<実績目標に示されていない評価指標>							目標の達成度 達成に向けて進展があつた。 分析的確性 分析があおむね的確に行われている。 評価結果の概要 しごと情報ネットは、官民の参加機関の有する豊富な求人情報等に多数の求職者が容易にアクセスすることを可能としているが、求人情報等のメール配信サービスの開始等のしごと情報ネットの充実により、求人情報等へのアクセスの円滑化が有効に図られたところであり、官民の連携により労働力需給調整機能を強化するという施策目標の達成に向けて進展があつた。		・「しごと情報ネット」の充実	
					しごと情報ネット参加機関数(各年度3月末現在)(機関)		P	-	-	3,438	3,820	4,533			
					しごと情報ネット求人情報件数(各年度3月末現在)(件)		P	-	-	471,272	504,095	634,002			
					しごと情報ネット求職者情報件数(障害者に係るものに限る。)(件)		P	-	-	-	-	-			
					しごと情報ネットアクセス件数(各年度3月の1日平均)【PC版】(万件)		P	-	-	35.0	39.6	51.8			
					しごと情報ネットアクセス件数(各年度3月の1日平均)【携帯版】(万件)		P	-	-	31.2	46.9	53.2			

政策番号	達成すべき目標			測定指標	指標分類	目標値	目標期間		測定結果			評価の結果	政策手段			
	政策 (「施策目標」)	目標分類 (「実績目標」)	目標分類				基準年次	達成年次	H13	H14	H15					
施策目標4-2 雇用機会を創出するとともに雇用の安定を図ること																
4-2-	中小企業・新規・成長分野企業等における雇用機会を創出するとともに労働力の確保等を図ること	C	中小企業労働力確保法に基づく各種助成措置の積極的な活用により、中小企業における雇用機会の創出、雇用管理の改善を図ること	C	<実績目標に示されていない評価指標>											
					中小企業雇用創出人材確保助成金支給決定人数(人)(上段:実績、下段:予算上の数値)	P	-	-	136,670	68,171	10,832	183,281	121,144	35,231		
					中小企業雇用創出人材確保助成金支給決定金額(百万円)(上段:実績、下段:予算上の数値)	P	-	-	98,176	28,629	4,205	107,887	55,669	14,446		
					中小企業基盤人材確保助成金支給決定人数(人)(上段:実績、下段:予算上の数値)(()内は、基盤人材と一般労働者の合計)	P	-	-	-	-	16(26)	3,788	(6,314)			
					中小企業基盤人材確保助成金支給決定金額(百万円)(上段:実績、下段:予算上の数値)	P	-	-	-	-	12	-	3,030			
					中小企業雇用創出雇用管理助成金支給決定件数(件)(上段:実績、下段:予算上の数値)	P	-	-	2,641	898	252	12,091	12,770	2,083		
					中小企業雇用創出雇用管理助成金支給決定金額(百万円)(上段:実績、下段:予算上の数値)	P	-	-	919	322	65	3,821	3,103	748		
					中小企業雇用環境整備奨励金支給決定件数(件)(上段:実績、下段:予算上の数値)	P	-	-	330	209	176	594	502	231		
					中小企業雇用環境整備奨励金支給決定金額(百万円)(上段:実績、下段:予算上の数値)	P	-	-	1,255	788	651	2,158	1,775	878		
					中小企業高度人材確保助成金支給決定人数(人)(上段:実績、下段:予算上の数値)	P	-	-	860	1,599	2,865	1,550	4,795	6,034		
					中小企業高度人材確保助成金支給決定金額(百万円)(上段:実績、下段:予算上の数値)	P	-	-	942	1,633	2,977	1,743	3,903	6,173		
					中小企業雇用創出等能力開発助成金支給決定人数(人)(上段:実績、下段:予算上の数値)	P	-	-	25,434	16,203	7,754	91,838	100,744	33,849		
					中小企業雇用創出等能力開発助成金支給決定金額(百万円)(上段:実績、下段:予算上の数値)	P	-	-	1,055	553	237	3,699	1,768	740		
					中小企業人材確保推進事業助成金支給決定団体数(団体)(上段:実績、下段:予算上の数値)	P	-	-	475	444	441	517	517	517		
					中小企業人材確保推進事業助成金支給決定金額(百万円)(上段:実績、下段:予算上の数値)	P	-	-	1,971	1,784	1,698	2,820	2,355	2,560		
					中小企業雇用管理改善助成金支給決定件数(件)(上段:実績、下段:予算上の数値)	P	-	-	-	-	5	-	-	2,218		
					中小企業雇用管理改善助成金支給決定金額(百万円)(上段:実績、下段:予算上の数値)	P	-	-	-	-	3	-	-	608		
					受給資格者創業特別助成金支給決定件数(件)(上段:実績、下段:予算上の数値)	P	-	-	1,301	816	146	2,006	2,033	398		
					受給資格者創業特別助成金支給決定金額(百万円)(上段:実績、下段:予算上の数値)	P	-	-	647	403	69	1,031	1,025	198		
					中小企業の経営基盤の強化に資する人材ニーズを求人情報として「しごと情報ネット」に登録し、求職者に情報提供することにより、中小企業の経営基盤の強化に資する人材の確保を促進すること	C	<実績目標に示されていない評価指標> 「しごと情報ネット」に提供した求人件数(人)									
						P	-	-	-	-	-	838				
						P	-	-	-	-	-	4,390				
						<実績目標に示されていない評価指標>										
						P	-	-	47,900	36,920	24,041	29,244	20,155	15,777		
						P	-	-								

政策番号	達成すべき目標			測定指標	指標分類	目標値	目標期間		測定結果			評価の結果	政策手段
	政策 (「施策目標」)	目標分類 (「実績目標」)	目標分類				基準年次	達成年次	H13	H14	H15		
	介護労働者法に基づく助成措置等により、雇用管理の改善等を図ること	C	<実績目標に示されていない評価指標>										
			介護基盤人材確保助成金支給決定人数(人)（上段：実績、下段：予算上の数値） (())内は、介護人材確保助成金に係る数)	P	-	-			(7,205)	(8,217)	(8,384)	355	
			介護基盤人材確保助成金支給決定金額(百万円) （上段：実績、下段：予算上の数値） (())内は、介護人材確保助成金に係る数)	P	-	-			(8,292)	(8,530)	(6,477)	143	
			介護雇用管理助成金支給決定件数(件)（上段：実績、下段：予算上の数値）	P	-	-			2,018	2,020	2,156	865	
			介護雇用管理助成金支給決定金額(百万円)（上段：実績、下段：予算上の数値）	P	-	-			176	148	142	389	259
			介護能力開発給付金支給決定件数(件)（上段：実績、下段：予算上の数値）	P	-	-			1,287	975	864	1,514	1,419
			介護能力開発給付金支給決定金額(百万円)（上段：実績、下段：予算上の数値）	P	-	-			49	28	22	296	269
			介護労働者福祉助成金支給決定件数(件)（上段：実績、下段：支出計画上の数値）	P	-	-			844	836	816	1,249	1,249
			介護労働者福祉助成金支給決定金額(百万円)（上段：実績、下段：支出計画上の数値）	P	-	-			72	72	70	124	124
			介護労働環境改善事業助成金支給決定件数(件)（上段：実績、下段：支出計画上の数値）	P	-	-			15	17	15	10	10
			介護労働環境改善事業助成金支給決定金額(百万円)（上段：実績、下段：支出計画上の数値）	P	-	-			72	76	75	50	50
			介護雇用環境整備奨励金支給決定件数(件)（上段：実績、下段：予算上の数値）	P	-	-			47	36	20	384	44
			介護雇用環境整備奨励金支給決定金額(百万円)（上段：実績、下段：予算上の数値）	P	-	-			102	90	49	408	87
	雇用保険の受給資格者自らが事業を開始した場合の支援措置を設けることにより、失業者の自立を積極的に促進すること	C	<実績目標に示されていない評価指標>										
			受給資格者創業支援助成金支給決定件数(件)（上段：実績、下段：予算上の数値）	P	-	-			-	-	577	1,822	
			受給資格者創業支援助成金支給決定金額(百万円)（上段：実績、下段：予算上の数値）	P	-	-			-	-	592	1,822	
	緊急対応型ワークシェアリング等の積極的な活用により、既存の雇用を維持しつつ、中高年の非自発的失業者等の雇用機会の創出を図ること	C	<実績目標に示されていない評価指標>										
			緊急雇用創出特別奨励金の支給決定人数(人)	P	-	-			8,206	12,661	13,694		
			緊急雇用創出特別奨励金の支給決定金額(百万円)	P	-	-			2,462	3,798	4,108		
			緊急雇用創出特別奨励金(うち緊急対応型ワークシェアリング分)支給決定件数(件)	P	-	-			-	1	1		
			緊急雇用創出特別奨励金(うち緊急対応型ワークシェアリング分)支給決定金額(百万円)	P	-	-			-	0.6	0.8		
4 - 2 -	地域の実情に即した雇用機会の創出等を図ること	C	雇用機会が不足している地域の雇用開発を促進すること	C	<実績目標に示されていない評価指標>								
			地域雇用開発促進助成金(地域雇用促進奨励金)支給決定人数(人)（上段：実績、下段：予算上の数値）	P	-	-			-	676	2,210		
									-	2,311	2,787		
			地域雇用開発促進助成金(地域雇用促進奨励金、地域雇用促進特別奨励金)支給決定金額(百万円)（上段：実績、下段：予算上の数値）	P	-	-			1	449	1,579		
									0	1,944	2,812		
			地域雇用機会増大促進支援事業による雇入数(人)	C M	-	-			-	-	-		
			地域雇用機会増大促進支援事業による就職件数(件)	C M	-	-			-	-	-		
			地域雇用機会増大促進支援事業利用企業等の数(企業)	P	-	-			-	-	-		
			地域雇用機会増大促進支援事業利用求職者等の数(人)	P	-	-			-	-	-		

政策番号	達成すべき目標			測定指標	指標分類	目標値	目標期間		測定結果			評価の結果	政策手段					
	政策 (「施策目標」)	目標分類 (「実績目標」)	目標分類				基準年次	達成年次	H13	H14	H15							
	地域求職者に関する情報が適切に提供されない地域の雇用開発を促進すること	C <実績目標に示されていない評価指標>	地域求職活動援助事業による人材受け入れ情報収集件数（内は、充足数）	C M	-	-	-	-	-	-	71,936 (22,362)							
				P	-	-	-	41	260	233								
				P	-	-	-	47	360	360								
				P	-	-	-	15,293	72,957	71,929								
				C M	-	-	-	-	-	-	7.4							
	高度技能労働者を活用する事業所が集積している地域の雇用開発を促進すること	C <実績目標に示されていない評価指標>	地域雇用開発促進助成金（地域高度人材確保奨励金）の支給決定件数（内は、平成15年5月末で廃止された助成金に係る数字）（上段：実績、下段：予算上の数値）	P	-	-	-	-	-	-	7 (19) (22)							
				P	-	-	-	-	-	-	0 (270) (172)							
				P	-	-	-	-	-	-	4 (11) (17)							
				P	-	-	-	-	-	-	0 (397) (267)							
				緊急地域雇用創出特別交付金を活用して、各地域のニーズを踏まえた事業を実施し、公的サービス部門において緊急かつ臨時的な雇用・就業機会の創出を図ること	C <実績目標に示されていない評価指標>	緊急地域雇用創出特別交付金（一般事業分）の事業費（支出額）（百万円）（上段：実績、下段：計画の数値）	P	-	-	8,900	133,900	136,400						
							P	-	10,700	139,600	137,300							
							C M	-	23	185	167							
							C M	-	18	140	140							
							緊急地域雇用創出特別交付金を活用して、小規模企業への事業委託を積極的に推進し、雇用創出・維持を図ること	C <実績目標に示されていない評価指標>	緊急地域雇用創出特別交付金（中小企業特別委託事業分）の事業費（支出額）（百万円）（上段：実績、下段：計画の数値）	P	-	-	-	-	6,500 (-2)	2,640		
									P	-	-	8,700 (-2)						
									C M	-	-	2,600						
									C M	-	-	2,900 (-2)						
									C M	-	-	1,100						
	地域雇用受皿事業特別奨励金の積極的な活用により、地域に貢献する事業分野における雇用機会の創出を図ること	C <実績目標に示されていない評価指標>	地域雇用受皿事業特別奨励金の支給決定法人数（法人）	P	-	-	-	-	-	-	2							
				P	-	-	-	-	-	-	5							
				P	-	-	-	-	-	-	6							
				失業者の発生を防ぐこと	C <実績目標に示されていない評価指標>	雇用調整助成金の対象者数（延べ）（休業）（千人）	P	-	-	451	913	374						
							P	-	44	84	13							
							P	-	3,242	284	124							
							P	-	11,549	15,976	2,301							
							4 - 2 - 事業活動の縮小を余儀なくされた企業における雇用の維持・安定を図ること	C <実績目標に示されていない評価指標>	雇用調整助成金の支給決定金額（百万円）	P	-	-	-	目標の達成度 目標をほぼ達成した。 分析の的確性 分析がおおむね的確に行われている。 評価結果の概要 雇用調整助成金の活用により、一定程度失業の予防が図られ、目標をほぼ達成した。今後も雇用の維持に対して本助成金の果たす役割は大きいことから、制度の周知徹底を図ることが必要である。	目標の達成度 目標をほぼ達成した。 分析の的確性 分析がおおむね的確に行われている。 評価結果の概要 雇用調整助成金の支給			

政策番号	達成すべき目標			測定指標	指標分類	目標値	目標期間		測定結果			評価の結果	政策手段					
	政策 （「施策目標」）	目標分類 （「実績目標」）	目標分類				基準年次	達成年次	H13 H14 H15									
4-2-	円滑な労働移動を促進すること	C	在職中からの計画的な再就職支援を行うことにより、できるかぎり失業を経ない労働移動の促進を図ること	C	<実績目標に示されていない評価指標>								目標の達成度 達成に向けて進展があった。 分析の的確性 分析がおおむね的確に行われている。 評価結果の概要 平成15年度に実施された各施策について は、概ね円滑な労働移動の促進に一定の役割を 果たしており、施策目標の達成に向けて進展が あった。 なお、労働移動支援助成金は、実績のない労 働移動支援体制整備奨励金を廃止し、平成16 年4月から、在職者求職活動支援助成金と統合 した。 また、求人情報等のメール配信サービスの開 始等により、しごと情報ネットの充実を図っ た。					
				P	-	-	2,336	2,816	2,405									
				P	-	-	129,026	146,906	86,799									
			労働移動支援助成金の 積極的な活用により、計 画的な労働移動の促進を 図ること	C	<実績目標に示されていない評価指標>													
				P	-	-	2,390	5,233	2,622									
				P	-	-	24,590	77,532	67,925									
				P	-	-	127	355	167									
				P	-	-	3,023	10,724	8,706									
				P	-	-	2	101	1,163									
				P	-	-	1,456	4,368	2,056									
				P	-	-	0.3	17	230									
				P	-	-	437	1,310	617									
			求人情報、労働市場情 報等の提供を図ること	P	<実績目標に示されていない評価指標>								定着講習支援給付金支給決定人数（人） (上段：実績、下段：予算上の数値)					
				P	-	-	-	-	-	1,051	541							
			しごと情報ネットによ り求人情報等へのアクセ スの円滑化を図ること	P	<実績目標に示されていない評価指標>								9,434 10,437					
				P	-	-	-	-	-	105	54							
				P	-	-	-	-	-	943	1,043							
				P	-	-	-	-	-	0	0							
				P	-	-	-	-	-	400	136							
				P	-	-	-	-	-	0	0							
				P	-	-	-	-	-	200	68							

政策番号	達成すべき目標			測定指標	指標分類	目標値	目標期間		測定結果			評価の結果	政策手段				
	政策 (「施策目標」)	目標分類 (「実績目標」)	目標分類				基準年次	達成年次	H13 H14 H15								
4 - 2 -	産業の特性に応じた雇用の安定を図ること	C 建設労働者の雇用の改善等に関する法律に基づき、その雇用の改善、能力の開発及び向上並びに福祉の増進を図ること	C <実績目標に示されていない評価指標>	雇用管理研修等受講者数(人) (上段:実績、下段:予算上の数値)	P	-	-	8,104	6,647	5,842	10,550	10,550	10,550	目標の達成度 達成に向けて進展があった。 分析の的確性 分析がおおむね的確に行われている。 評価結果の概要 ここ数年減少傾向にある各種研修及び助成金等があるものの、各種労働者の雇用管理改善、能力の開発及び向上、幅広い情報提供並びに福祉の増進等が図られており、施策目標達成に向けて進展があった。	・雇用管理責任者に対して必要な知識の習得及び向上を図るための研修の実施 ・教育訓練、福利厚生及び雇用改善等に取り組む事業主に対して、その取組みを促進させるため必要な経費を助成 ・港湾労働者派遣事業の運営を行う派遣元責任者に対し、派遣元事業主における適正な雇用管理及び事業運営の適正化のための研修の実施 ・港湾労働者の福祉の増進を図るために、雇用管理者に対して適正な雇用管理を行ったための知識の習得及び向上を図るための研修の実施 ・林業関係団体への委託により、林業就業に関する相談の実施、雇用情報の提供、職業講習等の実施 ・林業事業主等に対する研修等の実施 ・就農支援コーナー等により求人情報の提供、職業相談・紹介、農林業等関連各情報の提供等の実施		
				建設業需給調整機能強化促進助成金利用事業主体の紹介による就職件数(件)	C M	-	-	-	-	-	-	-	-				
				建設雇用改善助成金の支給決定件数(件)	P	-	-	55,021	48,695	42,882							
				建設雇用改善助成金の支給決定金額(千円) (上段:実績、下段:予算上の数値)	P	-	-	5,309,446	4,947,686	3,875,029	7,282,309	5,907,944	5,066,247				
				港湾労働者の雇用の改善等に関する措置を講ずることにより、港湾運送に必要な労働力の確保に資するとともに、港湾労働者の福祉の増進を図ること	C <実績目標に示されていない評価指標>	雇用管理研修の受講者数(人)	P	-	501	745	632						
		C 林業等への就職を希望する求職者の職業体験の充実等を通じて職業理解を促進するとともに、林業全体の事業主等に雇用管理改善の必要性と知識を普及することにより、雇用管理改善を推進すること	C <実績目標に示されていない評価指標>	派遣元責任者研修の受講者数(人)	P	-	-	192	305	546							
				常用港湾労働者の就労割合(%)	C M	-	-	98.0	98.1	98.3							
				職業講習会の開催状況(回)	P	-	-	116	106	131							
		C 農林業への多様な就業を促進すること	C <実績目標に示されていない評価指標>	職業ガイダンスの開催状況(回)	P	-	-	28	87	83							
				相談件数(就農等支援コーナー)(件)	P	-	-	-	-	4,843							
				農林漁業労働者の充足率(%)	C M	-	-	41.7	45.0	44.3							
施策目標 4 - 3 労働者等の特性に応じた雇用の安定・促進を図ること																	
4 - 3 -	高齢者の雇用就業を促進すること	C 事業主に対する指導・援助を推進することにより、65歳までの雇用の確保を促進すること	C <実績目標に示されていない評価指標>	少なくとも65歳までの雇用を確保する企業割合(%)	C M	-	-	68.1	68.3	71.8	目標の達成度 達成に向けて進展があった。 分析の的確性 分析がおおむね的確に行われている。 評価結果の概要 平成15年度に実施された施策については、高齢者の就業の促進に一定の役割を果たしており、施策目標達成に向けて進展があった。	・公共職業安定所による事業主への指導・援助 ・独立行政法人高齢者・障害者雇用支援機構による事業主への相談援助 ・65歳継続雇用達成事業 ・継続雇用定着促進助成金 ・再就職援助計画制度 ・公共職業安定所及び高齢者等雇用安定センターによるきめ細かい相談・援助 ・在職者求職活動支援助成金 ・移動高齢者等雇用安定助成金 ・中高齢者トライアル雇用事業 ・シルバーパートナーシップ事業 ・高齢者職業経験活用センター事業(高齢者雇用就業機会提供事業) ・高齢者等共同就業機会創出支援事業 ・高齢期雇用就業支援コーナーによる相談・援助					
				原則として希望者全員について65歳までの雇用を確保する企業割合(%)	C M	-	-	28.0	27.1	28.8							
				指導・援助の実施件数(件)	P	-	-	24,077	29,052	29,296							
				継続雇用定着促進助成金の支給決定件数(件)	P	-	-	15,510	18,059	11,245							
				継続雇用定着促進助成金の支給決定金額(百万円)	P	-	-	16,319	17,863	7,630							
		C 中高齢者の再就職の促進を図ること	C <実績目標に示されていない評価指標>	再就職援助計画書交付者数(人)	C M	-	-	21,664	59,137	45,724							
				要請に基づく再就職援助計画書交付者数(人)	C M	-	-	56,512	47,729	32,011							
				在職者求職活動支援助成金の支給決定対象者数(人) (上段:実績、下段:予算上の数値)	P	-	-	1,862	6,432	1,719							
				在職者求職活動支援助成金の支給決定金額(百万円) (上段:実績、下段:予算上の数値)	P	-	-	125,288	35,147	27,341							
				移動高齢者等雇用安定助成金の支給決定対象者数(人) (上段:実績、下段:予算上の数値)	P	-	-	189	809	210							
				移動高齢者等雇用安定助成金の支給決定金額(百万円) (上段:実績、下段:予算上の数値)	P	-	-	13,050	6,120	3,678							
				中高齢者トライアル開始者数(人) (上段:実績、下段:予算上の数値)	P	-	-	-	1,762	26							
				移動高齢者等雇用安定助成金の支給決定金額(百万円) (上段:実績、下段:予算上の数値)	P	-	-	-	30,000	15,000							
				中高齢者トライアル常用雇用移行者数(人) (上段:実績、下段:予算上の数値)	P	-	-	-	6,000	3,000							
				中高齢者トライアル常用雇用移行者数(人)	C M	-	-	-	-	1,148							

政策番号	達成すべき目標			測定指標	指標分類	目標値	目標期間		測定結果			評価の結果	政策手段							
	政策 (「施策目標」)	目標分類 (「実績目標」)	目標分類				基準年次	達成年次	H13	H14	H15									
4 - 3 -	障害者の雇用を促進すること	高齢者の意欲・能力に応じた多様な社会参加の促進を図ること	C <実績目標に示されていない評価指標>	シルバー人材センター会員の就業延人数(千人日)			C M	-	-	54,865	58,659	63,096	目標の達成度 目標をほぼ達成した。 分析的確性 分析があおむね的確に行われている。 評価結果の概要 平成15年度においては、障害者の厳しい雇用状況が続く中で、各施策を着実に推進した結果、就職件数が大幅に増加し過去最高となるなど、障害者の就職の促進に着実に実績を残したものと認識しており、障害者の雇用の促進という施策目標をほぼ達成した。 なお、障害者試行雇用事業については、平成16年度における具体的な目標を掲げたところであり、目標達成に向け着実に事業を推進していく。	・公共職業安定所において、障害者の方を中心相談する窓口を別途設けるなどして、きめ細やかな職業相談・職業紹介の実施 ・障害者雇用機会創出事業（トライアル雇用事業） ・職場適応援助者（ジョブコーチ）による支援事業 ・障害者就業・生活支援センター事業 ・「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づく雇用率達成指導、雇入れ計画の作成命令等 ・障害者雇用納付金制度						
				高齢職業経験活用センターによる派遣延人数(人)			C M	-	-	322	381	410								
				高齢者等共同就業機会創出助成金の支給決定件数(件) (上段：実績、下段：予算上の数値)			P	-	-	220	203	244								
				高齢者等共同就業機会創出助成金の支給決定金額(百円万) (上段：実績、下段：予算上の数値)			P	-	-	300	300	1,200								
				高齢者等共同就業機会創出助成金の支給決定金額(百円万) (上段：実績、下段：予算上の数値)			P	-	-	912	856	1,046								
				就職件数(件)			C M	15年度以上	15年度	16年度	27,072	28,354	32,885	目標の達成度 目標をほぼ達成した。 分析的確性 分析があおむね的確に行われている。 評価結果の概要 平成15年度においては、障害者の厳しい雇用状況が続く中で、各施策を着実に推進した結果、就職件数が大幅に増加し過去最高となるなど、障害者の就職の促進に着実に実績を残したものと認識しており、障害者の雇用の促進という施策目標をほぼ達成した。 なお、障害者試行雇用事業については、平成16年度における具体的な目標を掲げたところであり、目標達成に向け着実に事業を推進していく。	・公共職業安定所において、障害者の方を中心相談する窓口を別途設けるなどして、きめ細やかな職業相談・職業紹介の実施 ・障害者雇用機会創出事業（トライアル雇用事業） ・職場適応援助者（ジョブコーチ）による支援事業 ・障害者就業・生活支援センター事業 ・「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づく雇用率達成指導、雇入れ計画の作成命令等 ・障害者雇用納付金制度					
				障害者試行雇用事業の開始者数(人) (上段：実績、下段：予算上の数値)			P	4,200	-	16年度	2,181	2,661	3,162							
				・常用雇用移行率(%)			C M	8割程度	-	16年度	79	79.8	81.1							
				<実績目標に示されていない評価指標>			新規求職申込件数(件)													
				C M			-	-	83,557	85,996	88,272									
				有効求職者数(人)			C M	-	-	143,777	155,180	153,544								
				障害者試行雇用事業の開始者数(人)(再掲)			C M	-	-	1,730	2,123	2,081								
				・同常用雇用移行者数(人)			P	-	-	-	2,120	2,759								
				職場適応援助者（ジョブコーチ）による人的支援事業の支援対象者数(人) (上段：実績、下段：予算上の数値)			P	-	-	-	2,439	2,951								
				職場適応援助者（ジョブコーチ）による人的支援事業の支援修了者数(人)			P	-	-	-	1,781	2,396								
				職場適応援助者（ジョブコーチ）による人的支援事業の支援修了者の修了1ヶ月時点の定着率(%)			C M	-	-	-	79.4	83.8								
				障害者就業・生活支援センター事業における相談件数(件)			P	-	-	-	66,681	134,629								
				障害者就業・生活支援センター事業における対象者数(人)			P	-	-	-	3,178	5,888								
				・うち求職中の者(人)			P	-	-	-	1,316	2,324								
				・就職件数(件)			C M	-	-	-	694	812								
				・就職率(%)			C M	-	-	-	53	60.7								
				障害者雇用率制度の厳正な運用を通じて障害者の雇い入れの促進等を図ること			C	<実績目標に示されていない評価指標>												
				民間企業における実雇用率(%) (上段：実績、下段：法定雇用率)			C M	-	-	1.49	1.47	1.48								
				法定雇用率未達成企業割合(%)			C M	-	-	1.80	1.80	1.80								
				雇い入れ計画作成命令件数(件)			C M	-	-	56.3	57.5	57.5								
				適正実施勧告件数(件)			C M	-	-	159	306	374								
				就職件数(件)			C M	-	-	27,072	28,354	32,885								

政策番号	達成すべき目標			測定指標	指標分類	目標値	目標期間		測定結果			評価の結果	政策手段
	政策 （「施策目標」）	目標分類 （「実績目標」）	目標分類				基準年次	達成年次	H13	H14	H15		
4 - 3 -	若年者の雇用を促進すること	障害者雇用に係る事業支援・援助の実施を通じて障害者の働く場の整備を図ること	C	<実績目標に示されていない評価指標>									
				調整金支給決定件数(件) (上段:実績、下段:予算上の数値)	P	-	-	-	2,196	2,259	2,260		
				調整金支給決定金額(百万円) (上段:実績、下段:予算上の数値)	P	-	-	-	3,335	3,691	3,792		
				報奨金支給決定件数(件) (上段:実績、下段:予算上の数値)	P	-	-	-	2,373	2,245	2,105		
				報奨金支給決定金額(百万円) (上段:実績、下段:予算上の数値)	P	-	-	-	4,367	4,166	3,888		
				障害者納付金制度に基づく助成金の支給決定件数(件) (上段:実績、下段:予算上の数値)	P	-	-	-	8,184	10,264	11,526		
				障害者納付金制度に基づく助成金の支給決定金額(百万円) (上段:実績、下段:予算上の数値)	P	-	-	-	8,124	15,147	19,766		
				障害者雇用継続助成金の支給決定件数(件) (上段:実績、下段:予算上の数値)	P	-	-	-	973	953	972		
				障害者雇用継続助成金の支給決定金額(百万円) (上段:実績、下段:予算上の数値)	P	-	-	-	245	219	235		
									271	264	275		
4 - 3 -	若年者の就職意識啓発を図ること（平成16年度において、キャリア探索プログラムの参加生徒数を25万人程度とすることを目指す）	C	<実績目標に示されている評価指標>										
			キャリア探索プログラム参加者数(高校)(人)	P	25万人程度	-	16年度	-	-	198,259			
			<実績目標に示されていない評価指標>										
			セミナー等参加者数(大学等)(人)	P	-	-	-	14,176	22,548	29,013			
			インターシップ参加者数(大学等)(人)	P	-	-	-	2,316	3,352	4,215			
			ジュニアインターシップ参加者数(高校)(人)	P	-	-	-	40,924	67,868	92,179			
			若年者地域連携事業実績	P									
			・高校生の保護者対象セミナー開催回数(回)		-	-	-	-	-	-			
			・高校進路担当者セミナー開催回数(回)		-	-	-	-	-	-			
			・職場見学会・企業説明会回数(回)		-	-	-	-	-	-			
4 - 3 -	新規学卒者に対する就職支援を実施し、その円滑な就職を図ること（平成16年度の新規高卒者の内定率について15年度以上の水準を確保することを目指す。また、平成16年度において、若年者ジョブサポーターによる延べ相談件数を17万件程度とすることを目指す）	C	<実績目標に示されている評価指標>										
			高校新卒者内定率(%)（各年6月末現在）	CM	15年度以上	15年度	16年度	94.8	95.1	92.1 (3月末)			
			若年者ジョブサポーターの延べ相談件数(件)	P	17万人程度	-	16年度	-	42,805	44,226			
			<実績目標に示されていない評価指標>										
			学生職業センター利用者数(人)	P	-	-	-	395,022	401,110	376,585			
			就職ガイダンス参加者数(高校)(人)	P	-	-	-	-	-	8,349			
			<実績目標に示されている評価指標>										
			若年者トライアル雇用事業の開始者数(人) (上段:実績、下段:予算上の数値)	P	5万1千	-	16年度	4,650	31,464	37,721			
			若年者トライアル雇用事業の常用雇用移行率(%)	CM	8割程度	-	16年度	4,167	50,000	50,000			
			<実績目標に示されていない評価指標>										
			若年層トライアル雇用事業の常用雇用移行者数(人)	CM	-	-	-	72	18,141	25,534			

政策番号	達成すべき目標				測定指標	指標分類	目標期間		測定結果			評価の結果	政策手段			
	政策 (「施策目標」)	目標分類 (「実績目標」)	目標分類 (「実績目標」)	目標分類 (「実績目標」)			目標値 基準年次	目標値 達成年次	H13 H14 H15							
4 - 3 -	外国人労働者の就労環境の整備を図ること	C	外国人求職者等に対する、職業相談・職業紹介等を適切に実施するための体制等の整備を図ること	P	<実績目標に示されていない評価指標>								目標の達成度 達成に向け進展があった。	・外国人雇用サービスコーナーの設置 ・外国人雇用サービスセンターの設置 ・日系人雇用サービスセンター及び日系人職業生活相談室の設置 ・事業主等に対する外国人労働者の適正な雇用・労働条件の確保と不法就労の防止のための理解・協力を図るためにパンフレットの配布 ・毎年6月に政府全体で行う「外国人労働者問題啓発月間」中に行う講演会における外国人労働者の適正な雇用・労働条件の確保及び不法就労の防止を図るために集中的な周知・啓発 ・「外国人雇用管理アドバイザー」の事業所訪問等による外国人雇用事業主が抱える個別の問題に対する具体的な指導・援助		
					外国人求職者等に対する対応状況(通訳配置日数)(日)	P	-	-	8,016	8,256	8,496		分析的的確性 分析がおおむね的確に行われている。 評価結果の概要			
					外国人求職者等に対する対応状況(相談件数)(件)	P	-	-	119,164	115,536	127,880		分析的的確性 分析がおおむね的確に行われている。 評価結果の概要			
					事業主への啓発指導、雇用管理援助等を推進し、雇用管理の改善を図ること	C	<実績目標に示されていない評価指標>						目標の達成度 達成に向け進展があった。			
					事業主等に対する周知・啓発・指導状況(事業主向けパンフレット配布部数)(部)	P	-	-	623,550	513,240	444,000		分析的的確性 分析がおおむね的確に行われている。 評価結果の概要			
					事業主等に対する周知・啓発・指導状況(月間に講演会開催回数)(回)	P	-	-	182	141	123		分析的的確性 分析がおおむね的確に行われている。 評価結果の概要			
					事業主等に対する周知・啓発・指導状況(アドバイザー事業所訪問数)(件)	P	-	-	3,958	3,559	3,189		分析的的確性 分析がおおむね的確に行われている。 評価結果の概要			
													分析的的確性 分析がおおむね的確に行われている。 評価結果の概要			
													分析的的確性 分析がおおむね的確に行われている。 評価結果の概要			
													分析的的確性 分析がおおむね的確に行われている。 評価結果の概要			
4 - 3 -	就職困難者等の雇用の安定・促進を図ること	C	就職困難者等の円滑な就職等を図ること	C	<実績目標に示されていない評価指標>								目標の達成度 目標をほぼ達成した。	・特定求職者雇用開発助成金の支給 ・ホームレス等試行雇用事業 ・日雇労働者等技能講習事業 ・母子家庭の母等トライアル雇用事業 ・体系的な再就職支援(不良債権処理就業支援特別奨励金を活用した常用雇用支援・トライアル雇用支援等) ・早期再就職者支援金の支給		
					特定求職者雇用開発助成金支給決定件数(件)(上段:実績、下段:予算上の数値)	P	-	-	188,400	122,938	90,417		分析的的確性 分析がおおむね的確に行われている。 評価結果の概要			
						P	-	-	209,078	183,098	148,027		分析的的確性 分析がおおむね的確に行われている。 評価結果の概要			
					特定求職者雇用開発助成金支給決定金額(百万円)(上段:実績、下段:予算上の数値)	P	-	-	65,898	39,575	24,659		分析的的確性 分析がおおむね的確に行われている。 評価結果の概要			
						P	-	-	82,273	72,843	57,789		分析的的確性 分析がおおむね的確に行われている。 評価結果の概要			
					ホームレス等試行雇用の実施件数(件)	P	-	-	-	-	-	52	平成15年度に実施された各施策については、おおむね良好に機能しており、施策目標をほぼ達成した。			
					ホームレス等試行雇用を経由して就職した件数(件)	C M	-	-	-	-	-	11	なお、ホームレス等試行雇用事業については、事業主に対してホームレス等の雇用についての啓発、トライアル雇用制度についての周知を行い、ホームレス等の就業ニーズに合った求人の確保に努めることが必要である。			
					日雇技能講習の受講者数(人)	P	-	-	852	1,379	2,731		また、母子家庭の母等トライアル雇用事業についても、周知を徹底するとともに、受人事業所の積極的な開拓を行うことが必要である。			
					母子家庭の母試行雇用奨励給付金支給決定件数(件)(上段:実績、下段:予算上の数値)	P	-	-	-	0	99					
						P	-	-	-	-	3,885					
4 - 3 -	不正就労の抑制による就職率の向上を図ること	C	不正就労の抑制による就職率の向上を図ること	C	<実績目標に示されていない評価指標>								目標の達成度 目標をほぼ達成した。	・特定求職者雇用開発助成金の支給 ・ホームレス等試行雇用事業 ・日雇労働者等技能講習事業 ・母子家庭の母等トライアル雇用事業 ・体系的な再就職支援(不良債権処理就業支援特別奨励金を活用した常用雇用支援・トライアル雇用支援等) ・早期再就職者支援金の支給		
					不正就労処理就業支援特別奨励金の支給決定人数(人)	P	-	-	-	-	-	1,127	分析的的確性 分析がおおむね的確に行われている。 評価結果の概要			
					不正就労処理就業支援特別奨励金の支給決定金額(百万円)	P	-	-	-	-	-	720	分析的的確性 分析がおおむね的確に行われている。 評価結果の概要			
					民間再就職支援事業の支援対象者数(人)	P	-	-	-	-	0	129	分析的的確性 分析がおおむね的確に行われている。 評価結果の概要			
					個別求人開拓推進事業の開拓求人件数(人)	P	-	-	-	-	3,597	237,179	分析的的確性 分析がおおむね的確に行われている。 評価結果の概要			
					早期再就職者支援金支給者数(人)	P	-	-	-	-	0	397,550	分析的的確性 分析がおおむね的確に行われている。 評価結果の概要			
					早期再就職者支援金支給決定金額(百万円)	P	-	-	-	-	0	77,624	分析的的確性 分析がおおむね的確に行われている。 評価結果の概要			
													分析的的確性 分析がおおむね的確に行われている。 評価結果の概要			
													分析的的確性 分析がおおむね的確に行われている。 評価結果の概要			
													分析的的確性 分析がおおむね的確に行われている。 評価結果の概要			

政策番号	達成すべき目標			測定指標	指標分類	目標値	目標期間		測定結果			評価の結果	政策手段	
	政策 (「施策目標」)	目標分類	「実績目標」				目標分類	基準年次	達成年次	H13	H14	H15		
施策目標4-4 求職活動中の生活の保障等を行うこと														
4-4-1	雇用保険制度の安定的かつ適正な運営及び求職活動を容易にするための保障等を図ること	C	セーフティネットとして財政が安定していること	c	<実績目標に示されていない評価指標>								目標の達成度 目標をほぼ達成した。 分析の的確性 分析がおおむね的確に行われている。 評価結果の概要 保険料率の見直しにより保険料収入が増加し、平成15年度の受給者実人員は平成14年度の受給者実人員よりも減少した。以上より、セーフティネットとしての財政の安定に資することとなるものと見込まれる。 また、失業等給付については、法令、通達に基づき適正・円滑に給付が行われた。 以上により、施策目標をほぼ達成した。	・雇用保険の失業等給付(求職者給付(基本手当等)、就職促進給付(再就職手当等)、教育訓練給付及び雇用継続給付(高年齢雇用継続給付・雇用保険三事業の実施、育児休業給付及び介護休業給付))の支給
					収支バランス(失業等給付関係) (上段:決算値、下段:補正後予算)	CM(P)	-	-	23,829	25,886	(集計中)			
					・収入額(億円)		-	-	24,244	25,899	25,939			
					・収入額(うち保険料収入)(億円)		-	-	18,251	19,211	(集計中)			
					・支出額(億円)		-	-	18,839	19,251	20,406			
					・支出額(うち失業等給付費)(億円)		-	-	27,275	26,820	(集計中)			
					・積立金残高(億円)		-	-	27,227	27,998	24,733			
					収支バランス(三事業関係) (上段:決算値、下段:補正後予算)	CM(P)	-	-	26,007	25,292	(集計中)			
					・保険料収入額(億円)		-	-	26,153	26,728	23,475			
					・支出額		-	-	4,998	4,064	(集計中)			
					・雇用安定資金残高(億円)		-	-	5,461	2,899	5,270			
					給付を適正に行うこと	C(P)	<実績目標に示されていない評価指標>							
					適用事業所数(年度月平均)(千所)	P	-	-	2,028	2,023	2,009			
					新規適用事業所数(千所)	P	-	-	90	83	81			
					廃止事業所数(千所)	P	-	-	89	94	96			
					被保険者数(年度月平均)(千人)	P	-	-	34,111	33,962	34,132			
					失業等給付状況									
					・基本手当基本分(受給者実人員)(年度月平均)(千人)	P	-	-	1,106	1,048	839			
					・基本手当基本分(給付額)(億円)	P	-	-	20,128	19,360	(集計中)			
					・再就職手当(受給者数)(千人)	P	-	-	394	383	91			
					・再就職手当(給付額)(億円)	P	-	-	1,221	952	(集計中)			
					・教育訓練給付(受給者数)(千人)	P	-	-	285	381	470			
					・教育訓練給付(給付額)(億円)	P	-	-	395	683	(集計中)			
					・雇用継続給付(高年齢雇用継続給付)(初回受給者数)(千人)	P	-	-	141	147	134			
					・雇用継続給付(高年齢雇用継続給付)(給付額)(億円)	P	-	-	1,250	1,437	(集計中)			
					・雇用継続給付(育児休業基本給付金)(初回受給者数)(千人)	P	-	-	93	98	103			
					・雇用継続給付(育児休業基本給付金)(給付額)(億円)	P	-	-	512	563	(集計中)			
					・雇用継続給付(介護休業給付)(受給者数)(千人)	P	-	-	5	4	5			
					・雇用継続給付(介護休業給付)(給付額)(億円)	P	-	-	12	12	(集計中)			

政策番号	達成すべき目標			測定指標	指標分類	目標値	目標期間		測定結果			評価の結果	政策手段					
	政策 (「施策目標」)	目標分類	(「実績目標」)				基準年次	達成年次	H13	H14	H15							
基本目標 6 男女がともに能力を発揮し、安心して子どもを産み育てることなどを可能にする社会づくりを推進すること																		
施策目標 6 - 1 働く女性が性別により差別されることなく能力を十分に発揮できる雇用環境を整備すること																		
6 - 1 -	制度的・実質的に職場において男女均等取扱いが徹底されていること	P	企業において、男女均等取扱いを確保するとともにポジティブ・アクションの取組を促進すること	P	<実績目標に示されていない評価指標>						目標の達成度 達成に向けて進展があった。	<ul style="list-style-type: none"> ・男女雇用機会均等法に違反する企業に対する是正指導 ・男女労働者間に事实上生じている格差を解消するための積極的取組（ポジティブ・アクション）の促進 ・男女均等取扱いに関する女性労働者と事業主との間の個別紛争に対する、都道府県労働局による助言、指導、勧告等 ・女性の活躍推進協議会（中央・地方）の開催 ・企業におけるポジティブ・アクションの取組状況についての自主点検の奨励 ・均等推進企業表彰の実施 ・ポジティブ・アクションに関するセミナー、研修、取組マニュアルの作成等（（財）21世紀職業財團に委託） ・「女性と仕事の未来館」において働くことを中心とした女性の社会参加支援のための事業を実施（（財）女性労働協会に委託） ・ポジティブ・アクションとしての再就職モデル開発事業の実施（（財）女性労働協会に委託） 	評価結果の概要					
					都道府県労働局雇用均等室における是正指導の実施件数(件)	P	-	-	6,429	5,448	5,624	計画的に事業場を訪問し報告徴収を実施することにより、各企業の雇用管理制度とその運用実態を把握するとともに、均等法上問題がある場合は、適切に助言、指導等を行い、その是正を図っており、制度上の男女の均等取扱いの徹底に向けて進展を見せているところである。また、ポジティブ・アクションの取組の促進のためのセミナーの開催、情報提供等により企業におけるポジティブ・アクションへの関心が徐々に進んでおり、目標達成に向けて一定の進展があつたところである。	・男女均等取扱いに関するセミナー、研修、取組マニュアルの作成等（（財）21世紀職業財團に委託）					
6 - 1 -	職場におけるセクシャルハラスメント防止対策が徹底されていること	P	セクシャルハラスメント防止対策を推進すること	P	<実績目標に示されていない評価指標>						目標の達成度 達成に向けて進展があった。	<ul style="list-style-type: none"> ・男女雇用機会均等法第25条に基づく行政指導等 ・セクシャルハラスメント防止のためのセミナー開催及び企業のセクシャルハラスメント相談担当者用テキストの提供等 	分析の的確性 分析があおむね的確に行われている。					
					都道府県労働局雇用均等室における是正指導の実施件数(件)	P	-	-	5,798	4,975	5,190	評価結果の概要	・事業主のセクシャルハラスメント防止対策への一定の理解、取組は進んできており、男女雇用機会均等法第21条違反のあった企業についても、法の不知による違反は減少し、かつ違反に対する是正指導についてもそのほとんどが是正されている。また、報告徴収ヒアリング票を活用し、的確な実態把握及び必要な助言、指導等を効率的に行っており、目標達成に向けて一定の進展があつたといえる。	分析があおむね的確に行われている。				
施策目標 6 - 2 多様な就業ニーズに対応した就業環境を整備すること																		
6 - 2 -	パートタイム労働を魅力ある就業形態として事業主の雇用管理の改善に向けた事業主の取組を促進すること	C	パートタイム労働者の雇用管理の改善に向けた事業主の取組を促進すること	C	<実績目標に示されていない評価指標>						目標の達成度 達成に向けて進展があつた。	<ul style="list-style-type: none"> ・短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律（パートタイム労働法）に基づく短時間雇用管理者の選任 ・パートタイム労働法の周知のための説明会の開催 	分析の的確性 分析があおむね的確に行われている。					
					短時間雇用管理者の選任数(人)	C M	-	-	37,347	39,771	43,517	評価結果の概要	・短時間雇用管理者の選任推奨による短時間雇用管理者数の増加、パートタイム労働法の周知のための説明会等の開催件数及び参加者数の増加が見られる。これにより、事業所における雇用管理の改善、改正指針を含むパートタイム労働法の社会的な浸透・定着という施策の効果が見られ、目標達成に向けて進展があつた。	分析があおむね的確に行われている。				
					パートタイム労働法の周知のための説明会開催件数(件)	P	-	-	466	584	777							
					パートタイム労働法の周知のための説明会参加者数(人)	P	-	-	21,498	30,395	61,540							

政策番号	達成すべき目標				測定指標	指標分類	目標期間		測定結果			評価の結果	政策手段	
	政策 (「施策目標」)	目標分類	(「実績目標」)	目標分類			目標値	基準年次	達成年次	H13	H14	H15		
6-2-	在宅ワークを魅力ある就業形態とすること	C	在宅ワークの健全な発展に向けて、ガイドラインの周知・啓蒙、能力開発等の情報提供を図ること	P	<実績目標に示されていない評価指標>								目標の達成度 達成に向けて進展があった。 分析的正確性 分析があおむね的確に行われている。 評価結果の概要 都道府県労働局雇用均等室における説明会の開催や業界団体等へのパンフレットの配布は、発注者等に対するガイドラインの周知・啓発に一定の役割を果たした。 また、在宅ワーカー等を対象とする相談、セミナー、スキルアップシステムといった委託事業として実施している支援事業は、在宅ワーカーとしての能力開発に一定の役割を果たした。こうしたことから、目標達成に向けて進展があった。	・在宅ワークを発注している事業場に在宅ワークガイドラインの周知・啓発、同ガイドラインに係る自主点検票の配布、周知徹底 ・在宅ワーカースキルアップシステムの運用 ・在宅ワーカーへの必要な情報の提供、相談への対応、セミナー等の各種支援事業を委託事業として実施
施策目標6-5 子どもが健全に育成される社会を実現すること														
6-5-	地域における子育て支援の充実を図り、子育て家庭を支援すること	P	乳幼児などをもつ親の子育てへの負担感や育児不安の解消及び子どもの健全な育成を図ること	C	<実績目標に示されていない評価指標>								目標の達成度 達成に向けて進展があった。 分析的正確性 分析があおむね的確に行われている。 評価結果の概要 つどいの広場事業、子育て基盤整備事業等については、地域における子育て支援ニーズを反映し年々実施か所の増を図っているところであり、子どもが健全に育成される社会を実現するという政策目標に合致した効果的な事業といえ、また、その実施に当たっては地域の実情に応じて効率的に行われているところであることから、目標達成に向けて進展があった。	・「つどいの広場」を実施するのに必要な経費の助成
				P	<実績目標に示されていない評価指標>									
					つどいの広場設置数(か所)	P	-	-	-	28	76			
					市町村における地域子育て支援体制の強化を図ること	P	<実績目標に示されていない評価指標>							
					子育て支援基盤整備事業の実施か所数	P	-	-	-	-	54			
					子育てバリアフリー推進事業の実施か所数	P	-	-	-	-	3			
					子育て支援委員会の設置か所数(か所)	P	-	-	-	-	3			
					自動ふれあい交流促進事業の実施か所数(か所)	P	-	-	-	-	700			
6-5-	子育て家庭の生活の安定を図ること	C	児童手当制度の適正な運営を図ること	P	<実績目標に示されていない評価指標>								目標の達成度 達成に向けて進展があった。 分析的正確性 分析があおむね的確に行われている。 評価結果の概要 児童手当制度は、児童養育家庭の生活の安定に寄与するとともに次代の社会を担う児童の健全育成及び資質の向上に資するという政策目的に対し有効かつ効率的な制度であり、児童手当支給件数も増加していること等から、目標達成に向けて進展していると考えられる。	・児童手当の支給
施策目標6-6 児童虐待や配偶者による暴力を防止すること														
6-6-	児童虐待の発生件数を減少させること	C	虐待等の早期発見・早期対応のための体制を整備すること	P	<実績目標に示されていない評価指標>								目標の達成度 達成に向けて進展があった。 分析的正確性 分析があおむね的確に行われている。 評価結果の概要 児童相談所の体制の充実や密接な連携によるネットワークの整備、児童養護施設への心理療法担当職員の配置等の虐待を受けた児童の受け入れの体制整備は、児童虐待防止や虐待を受けた児童の保護に資する取組であり、一定の成果を示しており、児童相談所の立ち入り調査、一時保護なども増加傾向にあり、児童虐待の予防・早期発見に成果を上げていることから、目標達成に向けて進展があったものと考える。	・児童相談所における虐待に関する相談 ・児童虐待が疑われる場合の児童相談所による立入調査 ・児童相談所における被虐待児の一時保護 ・児童家庭支援センターにおける虐待に関する相談 ・児童虐待の防止に向けた市町村間の情報・交流・連携のためのネットワーク整備 ・児童虐待防止や虐待を受けた児童の受け入れの体制整備は、児童虐待防止や虐待を受けた児童の保護に資する取組であり、一定の成果を示す ・児童相談所における虐待に関する相談 ・児童虐待が疑われる場合の児童相談所による立入調査 ・児童相談所における被虐待児の一時保護 ・児童家庭支援センターにおける虐待に関する相談 ・児童虐待の防止に向けた市町村間の情報・交流・連携のためのネットワーク整備 ・児童虐待防止や虐待を受けた児童の受け入れの体制整備は、児童虐待防止や虐待を受けた児童の保護に資する取組であり、一定の成果を示す ・情緒障害児短期治療施設において、被虐待児等に対するケアを実施
				P	<実績目標に示されていない評価指標>									
					児童相談所の虐待に関する相談処理件数	P	-	-	23,274	23,738	(集計中)			
					児童相談所による立入調査実施件数	P	-	-	194	184	(集計中)			
					児童相談所による一時保護件数	P	-	-	7,652	8,369	(集計中)			
					児童家庭支援センターの設置数	P	-	-	30	40	46			
					児童虐待防止市町ネットワーク設置数	P	-	-	506	702	967			
				P	<実績目標に示されていない評価指標>									
					被害者児童の受け入れ態勢を整備すること	P	<実績目標に示されていない評価指標>							
					心理療法担当職員を配置する児童養護施設数	P	-	-	202	233	265			
					情緒障害児短期治療施設の施設数	P	-	-	19	21	25			

政策番号	達成すべき目標			測定指標	指標分類	目標値	目標期間		測定結果			評価の結果	政策手段							
	政策 (「施策目標」)	目標分類 (「実績目標」)	目標分類				基準年次	達成年次	H13	H14	H15									
6 - 6 -	配偶者から暴力の被害者の適切な保護・支援を図ること	P	配偶者からの暴力の被害者の適切な保護・支援を図ること	P <実績目標に示されていない評価指標>	婦人相談所等の職員の専門職員研修の実施状況(都道府県)	P	-	-	-	39	41	目標の達成度 達成に向けて進展があった。 分析的確性 分析があおむね的確に行われている。 評価結果の概要 婦人相談所等における夫等の暴力の相談件数及び一時保護件数は増加しているものの、婦人相談所等の職員への専門研修の実施や福祉事務所などの関係機関が相互に連携、調整を行うためのネットワークの整備の進展などにより、DV被害者の適切な保護及び自立に向けた支援の充実が図られており、目標に向け進展があった。	・婦人相談所の機能の強化(平日のみならず休日・夜間相談への対応、被害者の心のケア対策、職員に対する専門研修の実施等) ・社会福祉施設や一定の基準を満たす民間シェルターに一時保護を委託							
							-	-	13,071	17,611	19,260									
							-	-	2,680	3,974	4,296									
							-	-	-	38	41									
							-	-	-	47	47									
	被害者の受入体制を整備すること	P	<実績目標に示されていない評価指標>		心理療法担当職員を配置する母子生活支援施設数	P	-	-	22	37	44									
							-	-	-	47	47									
							-	-	-	47	47									
							-	-	-	47	47									
							-	-	-	47	47									
施策目標 6 - 8 総合的な母子家庭等の自立を図ること																				
6 - 8 -	母子家庭の生活の安定を図ること	C	児童扶養手当制度の適正な運営を図ること	P <実績目標に示されていない評価指標>	児童扶養手当支給件数(件)	P	-	-	759,197	822,958	890,779	目標の達成度 達成に向けて進展があった。 分析的確性 分析があおむね的確に行われている。 評価結果の概要 児童扶養手当受給者は、母子家庭の増加に伴い増えているが、平成15年度から母子家庭等の自立に向け、生活支援、就業支援、養育費の確保、経済的支援など総合的な取組を推進しており、児童扶養手当は、母子家庭等の自立に向けた経済的支援の一つとして大きな役割を果たしており、目標に向け進展があった。	・児童扶養手当の支給							
							-	-	-	-	-									
6 - 8 -	母子家庭等の自立のための就業支援を図ること	P	就業を促進すること	P <実績目標に示されていない評価指標>	母子家庭等就業・自立支援センター事業における講習会受講者数(延べ人数)	P	-	-	-	-	-	目標の達成度 達成に向けて進展があった。 分析的確性 分析があおむね的確に行われている。 評価結果の概要 母子家庭等就業・自立支援センターにおいて、個々の家庭の事情に応じた一貫した就業サービスを提供し、一定の就業実績を上げていることから、目標達成に向けて進展があった。	・母子家庭等就業・自立支援センターにおいて、就業相談、就業支援講習会・就業情報の提供など一貫した就業サービスを提供する母子家庭等就業・自立支援センター事業の実施							
							-	-	-	-	-									
基本目標 7 利用者の視点に立った質の高い福祉サービスの提供等を図ること																				
施策目標 7 - 1 生活困窮者等に対し必要な保護を行うこと																				
7 - 1 -	生活困窮者に対し必要な保護を行うこと	P	生活困窮者に対し必要な保護を行うこと	P <実績目標に示されていない評価指標>	保護費不正受給件数(件)	P	-	-	7,063	8,204	9,264	目標の達成度 達成に向けて進展があった。 分析的確性 分析があまり的確でない。 評価結果の概要 厳しい社会経済情勢のため生活困窮者が増加している中、生活困窮者に対して必要な保護が行われており、また、資産調査、収入調査等の徹底により不正受給件数が相当数顕在化しており、目標の達成に向けて進展があった。	・福祉事務所が関係機関等との連携を図ることによる、生活困窮者の的確な把握							
							-	-	1,148	1,243	1,344									
							-	-	175,980	187,693	199,148									
7 - 1 -	災害に際し応急的に必要な救助を行うこと	P	迅速に、応急救助を実施すること	P <実績目標に示されていない評価指標>	被害発生から避難所設置までの時間	P	-	-	定性的指標			目標の達成度 目標をほぼ達成した。 分析的確性 分析があおむね的確に行われている。 評価結果の概要 平成15年度において災害救助法が適用された災害については、都道府県と密に連絡を取り合い、助言を行うことによって適用の判断を早めるとともに、避難所も適切に設置・運営が行われてあり、適切な応急救助が実施され、ほぼ目標を達成した。	・迅速な応急救助の実施に向けた都道府県に対する助言等							
							-	-												

政策番号	達成すべき目標			測定指標	指標分類	目標値	目標期間		測定結果			評価の結果	政策手段		
	政策 (「施策目標」)	目標分類	(「実績目標」)				目標分類	基準年次	達成年次	H13	H14	H15			
施策目標 7 - 2 地域福祉の増進を図ること															
7 - 2 -	ボランティア活動等住民参加による地域福祉活動を促進し、地域福祉を推進すること	C	地域福祉活動に参加する住民を着実に増やすこと	C	<実績目標に示されていない評価指標> ボランティアセンターにおいて把握しているボランティア数(人)										
						C M	-	-	7,219,147	7,396,617	7,791,612				

政策番号	達成すべき目標				測定指標	指標分類	目標期間		測定結果			評価の結果	政策手段						
	政策 (「施策目標」)	目標分類 (「実績目標」)	目標分類 (「実績目標」)	目標分類 (「実績目標」)			目標値 基準年次	目標値 達成年次	H13 H14 H15										
7 - 3 -	利用者の選択を可能にするための情報提供や判断能力が不十分な者に対する援助を行うことにより、福祉サービスの利用者の保護を図ること	C	福祉サービスに関する苦情解決等を行つ「運営適正化委員会」の運営を支援すること	P	<実績目標に示されていない評価指標> 苦情受付件数に占める解決件数の割合(%)														
			福祉サービスの第三者評価の普及を図ること	P	<実績目標に示されていない評価指標> 第三者評価の受審件数(件)														
施策目標 7 - 4 戦傷病者、戦没者遺族、中国残留邦人等を援護するとともに、旧陸海軍の残務を整理すること																			
7 - 4 -	戦傷病者、戦没者遺族等に対して、援護年金の支給、療養の給付等の援護を行ふこと	P	戦傷病者戦没者遺族等援護法等に基づく援護を迅速かつ適切に行うこと	P	<実績目標に示されていない評価指標> 援護年金(公務死の遺族年金)の額(円)	P	-	-	1,959,200	1,962,500	1,962,500	目標の達成度 達成に向けて進展があった。							
			援護年金の受給者数(人)	P	分析的の確性 分析があおむね的確に行われている。 評価結果の概要	-	-	37,673	34,331	31,313	・軍人軍属等であった戦傷病者に対する障害年金、戦争公務等で死亡した軍人軍属等の遺族に対する遺族年金等(戦傷病者戦没者遺族等援護法)の支給								
7 - 4 -	戦没者遺族の援護施策の一環として、戦没者遺族の経験した戦中・戦後の国民生活上の労苦を後世代に伝えること	P	特別弔慰金及び各種特別給付金の請求期間満了から1年内に裁定処理した割合(%)	P	戦傷病者手帳の交付人数(人)	P	-	-	66,912	61,750	56,610	・戦没者等の妻、戦傷病者等の妻、戦没者の父母等に対する特別弔慰金等の支給							
			戦傷病者手帳の交付人数(人)	P	<実績目標に示されていない評価指標> 昭和館の年間入場者数(人)	P	-	-	221,804	255,460	257,422	・戦傷病者に対する療養の給付等の援護(戦傷病者特別援護法) ・昭和館(東京都千代田区)における実物資料等の収集及び入場者への閲覧等の事業							
7 - 4 -	戦没者の遺骨の収集等を行うことにより、戦没者遺族を慰藉すること	P	戦没者の遺骨の収集を迅速かつ適切に行うこと	P	<実績目標に示されていない評価指標> 収集した遺骨数(柱)	P	-	-	2,710	2,663	1,269	目標の達成度 目標をほぼ達成した。							
			旧主要戦域等において、慰霊巡拝、慰霊碑の建立等を適切に行うこと	P	<実績目標に示されていない評価指標> 慰霊巡拝の実施(地域)数	P	-	-	5	6	7	・旧ソ連地域、モンゴル地域、南方地域等海外(硫黄島及び沖縄を含む。)における戦没者の遺骨の収集、本邦への送還の実施							
7 - 4 -	中国残留邦人等の円滑な帰国を促進するとともに、永住帰国人の自立を支援すること	P	慰霊友好親善事業の実施(地域)数	P	慰霊友好親善事業の実施(地域)数	P	-	-	9	10	10	・新たに収集となった埋葬地に収集団を派遣(旧ソ連地域) ・残存遺骨情報が寄せられた場合には、収集団を派遣する(南方地域)							
			小規模慰霊碑建立数	P	小規模慰霊碑建立数	P	-	-	2	0	1	・戦域となった地域等における、遺族を主体とした慰霊巡拝の実施 ・(財)日本遺族会に委託し実施している慰霊友好親善事業 ・旧ソ連地域における小規模慰霊碑の建立							
7 - 4 -	中国残留邦人等の円滑な帰国を促進するとともに、永住帰国人の自立を支援すること	P	中国残留邦人等の円滑な帰国を促進すること	P	<実績目標に示されている評価指標> 中国残留邦人等帰國者数(世帯)	P	-	-	68	37	37	目標の達成度 目標をほぼ達成した。							
			永住帰国人の自立を支援すること	P	<実績目標に示されていない評価指標> 自立指導員派遣回数(回)	P	-	-	14,142	10,285	7,995	・中国残留法人等から帰国希望の申請があった場合の速やかな受け入れ、定着・自立支援の適切な実施により、中国残留邦人等の円滑な帰国促進、永住帰国人の自立支援の達成に向けて進展があった。							

政策番号	達成すべき目標			測定指標	指標分類	目標値	目標期間		測定結果			評価の結果	政策手段							
	政策 (「施策目標」)	目標分類 (「実績目標」)	目標分類				基準年次	達成年次	H13	H14	H15									
7-4-	旧陸海軍に関する人事資料を適切に整備保管すること	P	旧陸海軍に関する人事資料の内容を充実させ、適切に保管すること	P	<実績目標に示されていない評価指標>								目標の達成度 達成に向けて進展があった。 分析の的確性 分析がおおむね的確に行われている。 評価結果の概要 旧陸海軍に関する人事資料を適切に整備保管し、また、恩給の進達業務を迅速かつ適切に行っており、旧陸海軍に関する人事資料の適切な整備保管の達成に向けて進展があった。	・旧陸海軍の人事資料の光ディスク化 ・恩給請求書類の進達						
					平成18年度末までにロシア政府の保有する抑留者名簿を受け取り、データベース化する。（データベース化した人数（累計）：千人）	P	-	-	270	511	511									
		P	恩給請求書の進達を迅速かつ適切に行うこと	P	<実績目標に示されていない評価指標>															
					恩給請求書について、3ヶ月以内に進達した割合（%）	P	-	-	100	100	100									
基本目標8 障害のある人も障害のない人も地域でともに生活し、活動する社会づくりを推進すること																				
施策目標8-1 障害者の住まいや働く場ないし活動の場を整備すること																				
8-1-	障害者の住まいや活動の場を整備すること	P	平成19年度末までにグループホームを約30,400人分整備すること	P	<実績目標に示されている評価指標>								目標の達成度 目標をほぼ達成した。 分析の的確性 分析が的確に行われている。 評価結果の概要 施策目標を達成すべく、効果的・効率的に事業を実施している。ノーマライゼーションの理念の下、在宅サービスの整備を図ることが重要となっており、グループホーム、福祉ホーム、授産施設について、今後とも地域における計画的な整備を進めていくことが必要である。	・グループホームの事業費の国庫補助 ・福祉ホームの施設整備費の国庫補助 ・授産施設の施設整備費の国庫補助						
					グループホームの整備量（人分）	P	約30,400	-	19年度	16,020	18,807	22,859								
		P	平成19年度末までに福祉ホームを約5,200人分整備すること	P	<実績目標に示されている評価指標>															
					福祉ホームの整備量（人分）	P	約5,200	-	19年度	2,768	3,354	3,812								
8-2-	施設・在宅両面にわたる介護等のサービスが適切に提供される体制を整備すること	P	平成19年度末までにホームヘルパーを約6万人、デイサービスセンターを約1,600ヶ所、ショートステイを約5.6千人分整備すること	P	<実績目標に示されている評価指標>								目標の達成度 目標を達成した。 分析の的確性 分析が的確に行われている。 評価結果の概要 ホームヘルパーの確保並びにデイサービス及びショートステイの整備は効率的・効果的に実施されており、施策目標である在宅介護等のサービスが適切に提供される体制の整備は概ね達成していると考えられる。なお、ノーマライゼーションの理念の下、在宅サービスの整備の推進が重要であり、できる限り在宅サービスの整備を行うこととしている。	・身体障害者ホームヘルプサービス事業、障害児・知的障害者ホームヘルプサービス事業等の事業費の国庫補助						
					ホームヘルパーの確保人数 (専任)	P	約6万	-	19年度	37,377	42,722	66,804								
					ホームヘルパーの確保人数 (併任)	P	19,030	28,964	46,845											
					デイサービスセンターの設置箇所数	P	約1,600	-	19年度	1,052	1,164	1,763								
		P	ショートステイの整備量（人分）	P	<実績目標に示されている評価指標>															
					ショートステイの整備量（人分）	P	約5.6千	-	19年度	3,636	4,126	6,041								

政策番号	達成すべき目標			測定指標	目標分類	目標値	目標期間		測定結果			評価の結果	政策手段		
	政策 (「施策目標」)	目標分類 (「実績目標」)	目標分類				基準年次	達成年次	H13	H14	H15				
施策目標 8 - 3 障害者の自己実現や社会参加を通じた生活の質の向上を進めること															
8 - 3 - 1	障害者が必要とする情報や福祉用具等を十分に入手できる体制を整備すること	P 字幕や手話入りビデオテープ等の普及を推進すること	P <実績目標に示されていない評価指標>									目標の達成度 達成に向けて進展があった。 分析の的確性 分析があおむね的確に行われている。 評価結果の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉法人聴力障害者情報文化センターに「ビデオカセットライブラリー等制作貸出事業」を委託 ・社会福祉法人日本点字図書館及び社会福祉法人日本ライトハウスに「点字図書製作貸出事業」及び「声の図書製作貸出事業」を委託 ・財団法人日本障害者リハビリテーション協会が実施する「障害者情報ネットワーク運営事業」に要する経費の補助 ・手話通訳士試験（手話通訳を行う者の知識及び技能の審査・証明事業）を実施している社会福祉法人聴力障害者情報文化センターに対して、毎回の試験結果についての報告を求めるとともに、試験の実施要領を改善するように指導を実施 ・手話通訳士養成事業による手話通訳者の養成 ・福祉用具の研究開発を行う民間事業者に対し、財団法人テクノエイド協会を通じて助成金を交付 ・国立身体障害者リハビリテーションセンターにおいて、福祉用具に関する研究開発を実施 		
			字幕や手話入りビデオテープの製作数	P	-	-	-	896	945	982					
			P <実績目標に示されていない評価指標>									障害者に対する情報提供については、様々な媒体を活用し、障害者の情報入手の機会やコミュニケーション手段の拡大を図っているほか、手話通訳士試験の実施、手話通訳者の養成により、手話通訳等の普及が効果的・効率的に行われており、今後も施策目標の達成に向けてより一層の推進を図っていく。福祉用具については、「障害者の自立促進、介護者の負担軽減に資する福祉用具開発」を効率的、効果的に実施しているところであり、施策目標を達成している。			
			点字図書等の発行数、貸出数	P	-	-	-	197,850	166,801	164,341					
			P <実績目標に示されていない評価指標>												
		P 障害者情報ネットワーク（ノーマネット）等の普及及びそれを利用した情報提供の充実を図ること	障害者情報ネットワーク（ノーマネット）のアクセス数	P	-	-	-	2,294,290	31,523,721	52,263,156					
			P <実績目標に示されていない評価指標>												
8 - 3 - 2	障害者のスポーツ、芸術・文化活動を支援すること	P 障害者スポーツ大会の開催や指導者養成による、障害者スポーツの普及を推進すること	P <実績目標に示されていない評価指標>									目標の達成度 達成に向けて進展があった。 分析の的確性 分析があおむね的確に行われている。 評価結果の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者社会参加総合推進事業によるスポーツ大会開催事業及びスポーツ指導員養成事業への補助 ・市町村障害者社会参加促進事業によるスポーツ大会開催事業への補助 ・障害者スポーツ支援基金（独立行政法人福祉医療機構）によるスポーツ大会開催事業及びスポーツ指導者養成事業に対する助成 ・障害者社会参加総合推進事業による芸術・文化講座開催等事業への補助 ・市町村障害者社会参加促進事業による芸術・文化講座開催等事業への補助 		
			全国規模の障害者スポーツ大会開催数	P	-	-	-	98	102	89					
			ブロック単位の障害者スポーツ大会開催数	P	-	-	-	427	401	384					
			障害者スポーツ指導者養成数(人)	P	-	-	-	19,842	22,435	23,616					
			P <実績目標に示されていない評価指標>									障害者社会参加総合推進事業による芸術・文化講座開催等事業の実施都道府県数（「障害者の明るいくらし」促進事業・障害者社会参加総合推進事業等の実施自治体数）			
		P 障害者の芸術・文化活動の振興を図ること	P	-	-	-	-	22	25	40					
			P <実績目標に示されていない評価指標>												

政策番号	達成すべき目標			測定指標	指標分類	目標値	目標期間		測定結果			評価の結果	政策手段				
	政策 (「施策目標」)	目標分類	(「実績目標」)				目標分類	基準年次	達成年次	H13	H14	H15					
基本目標9 高齢者ができる限り自立し、生きがいを持ち、安心して暮らせる社会づくりを推進すること																	
施策目標9-1 老後生活の経済的自立の基礎となる所得保障の充実を図ること																	
9-1-1	公的年金制度の安定的かつ適正な運営を図ること	P	公的年金給付が老後生活に役に立つこと	C	<実績目標に示されていない評価指標>							目標の達成度 目標を達成した。 分析の的確性 分析が的確に行われている。 評価結果の概要 年金積立金の運用は、国内債券を中心とした、株式を一定程度組み入れた分散投資の方に基づき行っている。平成15年度末の年金運用基金分の資産構成割合は、すべての資産クラスが移行ポートフォリオの乖離許容幅の範囲に収まっており、適切に管理が行われたと判断できるため、目標を達成したと考えられる。	・年金額の改定 ・財政再計算、年金制度改革 ・年金資金運用基金において、時価による資産構成割合に係る基本ポートフォリオ(平成20年度までは移行ポートフォリオ)からの乖離状況を毎月把握し、乖離許容幅を越えた場合に収まっている場合には、その範囲内に収まるように資産構成割合の変更を行うこと等				
			公的年金の財政が安定していること	P	<実績目標に示されていない評価指標>												
			公的年金積立金について、基本ポートフォリオを適切に管理すること	P	<実績目標に示されていない評価指標>												
9-1-2	公的年金制度の上乗せの年金制度（企業年金等）の適正な運営を図ること	P	公的年金の上乗せの年金制度が普及していること	P	<実績目標に示されていない評価指標>							目標の達成度 達成に向けて進展があった。 分析の的確性 分析がおおむね的確に行われている。 評価結果の概要 平成14年度までに、公的年金に上乗せされる年金制度の選択肢が揃ったこと、また先の通常国会において、これらについて事業主や加入者の利便性を高める制度改革が行われたことを受けて、今後は、厚生年金基金及び国民年金基金に加え、確定給付企業年金及び確定拠出年金の導入が進んでいくものと考えられる。	・確定拠出年金法、確定給付企業年金法の施行 ・税制上の措置 ・企業年金の充実・安定化を図るために制度改正（厚生年金基金の免除保険料率の凍結解除、確定拠出年金の拠出限度額の引き上げ、企業年金ポータビリティの確保（年金通算措置）等）				
			厚生年金基金の設立数(件)	CM	-	-	1,737	1,656	1,357								
			厚生年金基金の加入員数(万人)	CM	-	-	1,087	1,039	924 (2)								
9-1-3	確定給付企業年金の実施件数(件)	P	国民年金基金の設立数(件)	CM	-	-	72	72	72	目標の達成度 達成に向けて進展があった。 分析の的確性 分析がおおむね的確に行われている。 評価結果の概要 平成14年度までに、公的年金に上乗せされる年金制度の選択肢が揃ったこと、また先の通常国会において、これらについて事業主や加入者の利便性を高める制度改革が行われたことを受けて、今後は、厚生年金基金及び国民年金基金に加え、確定給付企業年金及び確定拠出年金の導入が進んでいくものと考えられる。	・確定給付企業年金法の施行 ・税制上の措置 ・企業年金の充実・安定化を図るために制度改正（厚生年金基金の免除保険料率の凍結解除、確定拠出年金の拠出限度額の引き上げ、企業年金ポータビリティの確保（年金通算措置）等）						
			国民年金基金の加入員数(万人)	CM	-	-	79	77	(未確定)								
			確定給付企業年金の実施件数(件)	CM	-	-	-	44	316								
			確定拠出年金(企業型)の実施件数(件)	CM	-	-	70	361	845								
			確定拠出年金(個人型)の加入者数(人)	CM	-	-	443	13,995	28,225								

政策番号	達成すべき目標			測定指標	指標分類	目標値	目標期間		測定結果			評価の結果	政策手段	
	政策(「施策目標」)	目標分類	(「実績目標」)				目標分類	基準年次	達成年次	H13	H14	H15		
施策目標9-3 高齢者の健康づくり・生きがいづくりを推進とともに、生活支援を推進すること														
9-3-	高齢者の介護予防、健康づくり・生きがいづくり及び社会参加の支援を推進すること	C	介護予防事業を推進すること	P	<実績目標に示されていない評価指標>								目標の達成度 達成に向けて進展があった。 分析の的確性 分析があおむね的確に行われている。 評価結果の概要 個別健康教育や基本健康診査等の老人保健事業の着実な推進により、日々の運動や栄養と深く関係している心臓病、脳卒中などの疾患の予防と早期発見、早期治療、定期的な健康診査の受診と日常生活の見直し・改善につながっており、住民がQOL（生活の質）を高め生涯充実した安心できる生活を送ることを可能としていることから、目標の達成に向けて進展があった。	・市町村が地域の実情に応じて実施する介護予防事業（転倒骨折予防教室、アクティビティ・痴呆介護教室、IADL訓練事業、地域住民グループ支援事業）について国庫補助を実施 ・個別健康教育、基本健康診査等の老人保健事業の推進のため、その事業に要する費用の3分の1を国が負担 ・高齢者の生きがいと健康づくり推進事業 ・老人クラブ活動等事業
				P	<実績目標に示されていない評価指標>									
				P	個別健康教育の実施延べ人員数（種類ごと）	P	-	-	25,515	27,639	(集計中)			
					総数				3,771	3,561	(集計中)			
					高血圧				11,611	12,067	(集計中)			
					高脂血症				6,921	7,769	(集計中)			
					糖尿病				3,212	4,242	(集計中)			
					喫煙									
				P	個別健康教育の実施市町村数（種類ごと）	P	-	-	1,611	1,719	(集計中)			
					総数				463	502	(集計中)			
					高血圧				900	1,017	(集計中)			
					高脂血症				716	889	(集計中)			
					糖尿病				1,597	1,637	(集計中)			
					喫煙									
				P	基本健康診査の受診率	P	-	-	42	43	-			
				P	<実績目標に示されていない評価指標>									
				P	高齢者の生きがいと健康づくり推進事業の実施市町村数（市町村）	P	-	-	798	895	956			
				P	老人クラブ活動等事業の老人クラブ数（千クラブ）	P	-	-	129	123	127			
				P	老人クラブ活動等事業の老人クラブ加入者数（千人）	P	-	-	8,462	8,044	8,286			

基本目標10 國際化時代にふさわしい厚生労働行政を推進すること

施策目標10-1 國際機関の活動に対し協力すること

10-1-	国際労働機関が行う技術協力に対し積極的に協力すること	P	開発途上国における雇用開発、女性の就業・雇用機会の拡大に貢献すること	P	<実績目標に示されていない評価指標>								目標の達成度 達成に向けて進展があった。 分析の的確性 分析があおむね的確に行われている。 評価結果の概要 ILOやAPSDEPを通じ、国際機関の豊富なネットワークと専門知識、ノウハウをいかすことともに、加盟国同士が相互に協力し合う仕組みを探ることにより、二国間協力ではカバーできない国々を含め、アジア太平洋地域の雇用・労働分野における諸問題の解決に、幅広くかつ効率的に貢献している。個々の活動の進め方についてはなお改善の余地があるものの、ILOは改善に向けて積極的に取り組んでおり、セミナーの受講者が増加した事業も認められる。全体制して、各国民政府及び労使団体より高い評価を得ていることから、国際機関の活動に協力するという施設目標の達成に貢献している。	・中国における創業訓練、マイクロファイナンス等による雇用開発を通じた小規模の創業希望者を支援するプロジェクト ・カンボジア・ベトナムにおける女性をターゲットとする職業訓練、意識啓発等をILOやAPSDEPを通じ、国際機関の豊富なネットワークと専門知識、ノウハウをいかすことともに、加盟国同士が相互に協力し合う仕組みを探ることにより、二国間協力ではカバーできない国々を含め、アジア太平洋地域の雇用・労働分野における諸問題の解決に、幅広くかつ効率的に貢献している。個々の活動の進め方についてはなお改善の余地があるものの、ILOは改善に向けて積極的に取り組んでおり、セミナーの受講者が増加した事業も認められる。全体制して、各国民政府及び労使団体より高い評価を得ていることから、国際機関の活動に協力するという施設目標の達成に貢献している。 ・途上国への労働・雇用政策行政官を対象に、日本を含むアジア2~3か国への労働・雇用政策の制度に関する研修を行なうことを目的とした労働政策フェローシップ・プロジェクト ・任意拠出金（平成15年度15万ドル）を拠出し、アジア太平洋地域技能開発計画（APSDEP）の事業活動等を支援するとともに、我が国において、我が国のある経験、専門知識、施設等を活かしたセミナーの開催等の支援事業を実施
				P	<実績目標に示されていない評価指標>									
				P	参加者数(人)	P	-	-	304	261	40			
				P	参加者等からの事業評価	C I	-	-	-	-	-			
				P	<実績目標に示されていない評価指標>									
				P	APSDEP活動数（セミナー、会議等の件数）	P	-	-	6	5	5			
				P	支援事業の参加者数(人)	P	-	-	40	23	28			
				P	支援事業の参加国数(国)	P	-	-	22	13	19			
				P	支援事業の参加者満足度（ポイント（五段階評価））	C M	-	-	4.54	4.35	4.22			

政策番号	達成すべき目標			測定指標	指標分類	目標値	目標期間		測定結果			評価の結果	政策手段			
	政策 (「施策目標」)	目標分類 (「実績目標」)	目標分類				基準年次	達成年次	H13	H14	H15					
施策目標10-2 國際協力の促進により國際社会へ貢献すること																
10-2-1 福祉医療、労働分野における人材育成のための技術協力を推進すること	開発途上国の行政官の研修を通じて、開発途上国の社会開発に貢献すること	P	<実績目標に示されていない評価指標>						目標の達成度			・日本の過去の経験やノウハウを伝え、人づくりによる開発途上国の自立を目的として、社会保障、保健医療等に関する研修の実施 ・開発途上国の社会保障、保健医療分野における制度づくりや人づくり支援を行うことができる日本人専門家を養成するための研修事業を海外で実施 ・開発途上国労働問題労使協力事業 ・開発途上国人事・労務管理者育成事業 ・ASEAN労使関係プロジェクト支援事業 ・外国人留学生受入事業 ・国際技能開発計画 ・外国人基礎技能研修生受入事業 ・外国人研修指導、援助事業 ・技能実習制度推進事業				
		P	研修生受入人数(人)	P	-	-	147	103	135	達成に向けて進展があった。						
		C I	研修参加者からの事業評価	C I	-	-	-	-	-	分析的正確性 分析があおむね的確に行われている。						
		P	<実績目標に示されていない評価指標>						評価結果の概要							
		P	研修生参加者数(人)	P	-	-	22	14	11	研修生の受け、各種セミナー等の開催の他、技術移転による途上国の専門家の質的量的向上に貢献し、アジア・太平洋地域開発途上国における人材開発・育成に対し、各国からの高い評価を得ているところであることから、施策目標の達成に向け進展している。						
	開発途上国の健全な労使関係の構築に貢献する人材を確保すること	P	研修参加者からの事業評価	C I	-	-	-	-	-	研修生の受け、各種セミナー等の開催の他、技術移転による途上国の専門家の質的量的向上に貢献し、アジア・太平洋地域開発途上国における人材開発・育成に対し、各国からの高い評価を得ているところであることから、施策目標の達成に向け進展している。						
		P	<実績目標に示されていない評価指標>						目標の達成度							
		P	開発途上国労働問題労使協力事業 セミナー参加者数(人)	P	-	-	335	474	498	達成に向けて進展があった。						
		C I	開発途上国労働問題労使協力事業 研修参加者からの事業評価	C I	-	-	-	-	-	分析的正確性 分析があおむね的確に行われている。						
		P	開発途上国人事・労務管理者育成事業 研修参加者数(人)	P	-	-	29	16	14	評価結果の概要						
	開発途上国において職業訓練指導を担う者を養成すること	P	開発途上国人事・労務管理者育成事業 研修参加者からの事業評価	C I	-	-	-	-	-	研修生の受け、各種セミナー等の開催の他、技術移転による途上国の専門家の質的量的向上に貢献し、アジア・太平洋地域開発途上国における人材開発・育成に対し、各国からの高い評価を得ているところであることから、施策目標の達成に向け進展している。						
		P	A S E A N 労使関係セミナー等参加者数(人)	P	-	-	-	276	313	目標の達成度						
		C I	A S E A N 労使関係セミナー等研修参加者からの事業評価	C I	-	-	-	-	-	達成に向けて進展があった。						
		P	<実績目標に示されていない評価指標>						分析的正確性 分析があおむね的確に行われている。							
		P	外国人留学生受入事業における外国人留学生の受入人数(人)	P	-	-	18	18	17	評価結果の概要						
	開発途上国への技能移転を推進すること	C I	外国人留学生受入事業における帰国留学生の就職状況	C I	-	-	-	-	-	研修生の受け、各種セミナー等の開催の他、技術移転による途上国の専門家の質的量的向上に貢献し、アジア・太平洋地域開発途上国における人材開発・育成に対し、各国からの高い評価を得ているところであることから、施策目標の達成に向け進展している。						
		P	<実績目標に示されていない評価指標>						目標の達成度							
		P	国際技能開発計画における外国人研修受入人数(人)	P	-	-	141	75	166	達成に向けて進展があった。						
		C I	国際技能開発計画における帰国研修生の復職、就職、待遇、昇進状況	C I	-	-	-	-	-	分析的正確性 分析があおむね的確に行われている。						
		P	外国人基礎技能研修生受入事業における外国人研修生受入人数(人)	P	-	-	450	249	-	評価結果の概要						
		C I	外国人基礎技能研修生受入事業における帰国研修生の復職、就職、待遇、昇進状況	C I	-	-	-	-	-	研修生の受け、各種セミナー等の開催の他、技術移転による途上国の専門家の質的量的向上に貢献し、アジア・太平洋地域開発途上国における人材開発・育成に対し、各国からの高い評価を得ているところであることから、施策目標の達成に向け進展している。						
		P	外国人研修指導、援助事業における集合座学研修を効果的に実施するための公共職業能力開発施設での集合研修実施支援人数(人)	P	-	-	533	579	269	目標の達成度						
		P	外国人研修指導、援助事業における、中小企業に対する日本語教育における支援研修生人数(人)	P	-	-	2,288	1,823	2,459	達成に向けて進展があった。						
		P	技能実習制度推進事業におけるセミナー、参加者数(人)	P	-	-	350	247	293	分析的正確性 分析があおむね的確に行われている。						
		P	技能実習制度推進事業における、指導書等の作成数	P	-	-	9,000	4,500	19,300	評価結果の概要						

政策番号	達成すべき目標			測定指標	指標分類	目標値	目標期間		測定結果			評価の結果	政策手段					
	政策 (「施策目標」)	目標分類	(「実績目標」)				基準年次	達成年次	H13	H14	H15							
基本目標12 国民生活の利便性・サービスの向上を図ること																		
施策目標12-1 国民生活の利便性の向上に関わるIT化を推進すること																		
12-1-1	厚生労働省電子政府構築計画等を推進すること	P	国民の利便性・サービスの向上を図ること	C	<実績目標に示されていない評価指標>													
					申請・届出等手続等のオンライン化実施手続き数(件) (上段：当該年度手続数、下段：累計)	P	-	-	4	463	2,745	目標の達成度 達成に向けて進展があった。 分析の的確性 分析があおむね的確に行われている。	・行政分野へのIT(情報通信技術)の活用とこれに併せた業務や制度の見直し					
					申請・届出等手続等のオンライン申請利用件数(件数)	P	-	-	-	-	2,296	評価結果の概要 インターネットを介して、厚生労働省の実質的にすべての申請・届出等手続及び1,342件の申請・届出等以外の手続について、24時間365日利用可能にするなど、利用者の申請・届出等手続等に関する手続の利便性・サービスの向上を図ることができた。これらの施策により、国民の利便性・サービスの向上を目標とする厚生労働省電子政府構築計画等を着実に進めることができ、目標達成に向けて進展があった。						

(注1) 当該指標については、実績目標に示されている訳ではないが、施策目標で明確にされているため、「実績目標に示されている評価指標」と整理した。

【別添1-】

政策評価審査表（事業評価（事前）関係）

(説明)

本審査表は、公表された厚生労働省の「事業評価書（事前）」に基づき総務省の責任において整理したものである。
各欄の記載事項については、以下のとおりである。

欄名	記載事項
「整理番号」欄	評価書の記載番号に基づき記入した。
「政策（名称、目的等）」欄	評価の対象とされた施策の名称、目的等を記入した。
「手段」欄	政策目的の実現のために具体的に講じる手段を記入した。
「得ようとする効果」欄	政策の実施により得ようとする政策効果を記入した。
「有効性」欄 「効果の達成見込みの根拠」欄 「分類」欄	<p>政策の実施により「得ようとする効果」が実際に得られる見込みについて、それがどの程度確実なものなのか、その根拠（確からしさ）が評価の過程でどのように検証されたのかを整理して記入した。</p> <p>「得ようとする効果の達成見込みの根拠」の内容について、推論及び比較・推計・実験のうち該当する分類を記入した（複数もある）。 「推論」 定性的な説明等により、得ようとする効果が実際に得られると見込まれることを説明している。 <その他の検証方法（例示）> 「比較」 過去の同種類似の政策の実施等により得られた効果、実績等に基づき、今回の政策の実施により得ようとする効果が実際に得られると見込まれることを帰納的に根拠付けている。 「推計」 定量的なデータの集計・分析等に基づき、当該政策の実施により得ようとする効果が実際に得られると見込まれることを一定の手法により算出し根拠付けている。 「実験」 実験や研究の結果に基づき、当該政策の実施により得ようとする効果が実際に得られると見込まれることを実証的に根拠付けている。</p>
「効果の把握の方法」欄	得られると見込まれる効果をどのように把握・推計したのか（事後の検証を予定している場合には、政策の実施後に実際に得られた効果をどのように把握・測定するのか）を記入した。
「必要性及び効率性に関する特記事項」欄	以下に該当するものについて記入した。 「必要性」 当該政策の実施を明確に位置付けている法令、閣議決定等の政府方針に基づいていることが記述されているもの 「効率性」 当該政策の実施に要する費用等と当該政策により得られると見込まれる政策効果との関係について分析が試みられているもの

政策評価審査表（事業評価（事前）関係）

整理番号	政 策 (名称、目的等)	手 段	得ようとする効果	有効性		効果の把握の方法	必要性及び効率性 に関する特記事項
				効果の達成見込みの根拠	分類		
1	災害派遣医療チーム（DMAT）研修事業 (これまで以上に充実した救護活動ができるような研修体制の整備)	災害派遣医療チーム（DMAT）研修事業の実施 【平成17年度概算要求額】 126百万円	緊急事態発生時に行う医療の内容や統一的な連絡経路、通信手段、派遣医師等に対する指揮命令系統の確立及び各医療従事者の共有 【目標達成年度】 平成20年度	災害医療に精通し、その実績を有する独立行政法人国立病院機構災害医療センターを中心に、緊急事態発生時に行う医療の内容や統一的な連絡経路、通信手段、派遣医師等に対する指揮命令系統を確立し、これを研修によって普及させることにより、研修に参加した医療従事者の質の向上と緊急事態発生時における統一的で迅速性が確保された活動に資することとなる。	推論	研修参加チーム数を把握 (目標値：救命救急センター及び災害拠点病院を中心とした200チーム以上(年間64チーム)の参加)	【必要性】 「災害応急対策関係閣僚意見交換会」(平成15年8月29日)での内閣総理大臣の指示
2	電子診療情報連携推進事業 (電子カルテシステムの普及促進を図り、もって医療分野のIT化を推進する。)	地域の中心的役割を果たしている医療機関にWeb型電子カルテシステムを導入 (終期を平成17年度とする1カ年の予算事業) 【平成17年度予算概算要求額】 422百万円	電子カルテシステムの普及診療情報の共有化による地域医療連携の一層の促進 【目標達成年度(又は政策効果が発現する時期)】 平成18年度	低廉な価格で導入が可能なWeb型電子カルテシステムをネットワーク構築単位で導入することにより、周辺の中小病院や診療所による電子カルテソフトの活用が可能となり、電子カルテの一層の普及促進につながる。また、Web型電子カルテシステムにより、中核病院と周辺の中小病院や診療所の地域医療連携が図られる。	推論	普及率((導入施設数/400床以上の病院数もしくは全診療所数)×100) (目標値：平成18年度までに全国の400床以上の病院と全診療所のそれぞれ6割)	【必要性】 e-Japan重点計画2003(平成15年8月8日本部決定) e-Japan重点計画2004(平成16年6月15日本部決定)
3	献血手帳電子化事業 (本人確認の厳格化、健康な献血者のより一層の確保)	日本赤十字社に対する必要な関連機器類の整備、構築及び献血カードへの切り替えをすすめるための補助 【平成17年度概算要求額】 203百万円	検査目的献血者の減少と健康な献血者の確保により、血液製剤の安全性の向上と安定供給を図る。 献血者の献血情報管理に対する利便性の向上 【政策効果が発現する時期】 平成20年度	献血手帳を磁気カード化し、本人確認を厳格かつ容易にすることにより、虚偽の申告等による検査目的献血を防止する。また、献血履歴や血液検査記録を献血ルーム等に設置された端末やフロッピーディスク等により自分のパソコンから献血者自らが操作し、各種情報を引き出すことができるようにして、献血者自らの健康管理に役立て、また、利便性を向上させることにより、健康な献血者を確保を図ることができる。	推論	献血でHIV陽性が判明した率 (目標値：献血者10万人に対する陽性者率0.5人) 紙の献血手帳からの磁気カードへの切替率 (目標値：平成20年に100%)	-
4	業種・職種間ミスマッチ対策 (有効適切な求職活動ができずにいる求職者に対し、個別具体的な助言・相談等を行うことにより求人と求職のミスマッチの解消を図る。)	効果的な求職活動のノウハウの提供、セミナーの開催等の集団指導や適職選択支援員による個別具体的な助言・相談 【平成17年度概算要求額】 1,554百万円	業種・職種を理由としたミスマッチの解消、求職者の就職・求人の充足 【政策効果が発現する時期】 事業開始後順次	求職者に対して、個々の求職者の適性に応じた効果的な情報収集方法や求人選択のための援助、安定所が提供する各種サービスについての情報提供、窓口への誘導や予約等の手配、近年求人が多い業種・職種であって求人倍率が特に高くかつ充足率が低いものに關し、業種・職種の動向、将来のキャリア・パス、必要とされる知識・経験等について広く情報提供をし、専門的な相談を行うとともに、セミナー等を通じ、求職者の理解を深めることにより、職種転換を促し、求人と求職のミスマッチの解消を図り、当該業種・職種での就職を促進する。	推論	適職選択支援員の相談等の支援件数	【必要性】 経済財政運営と構造改革に関する基本方針2004(平成16年6月4日閣議決定)

整理番号	政 策 (名称、目的等)	手 段	得ようとする効果	有効性		効果の把握の方法	必要性及び効率性 に関する特記事項
				効果の達成見込みの根拠	分類		
5	早期再就職促進のための個別支援の拡充 (公共職業安定機関における需給調整機能を強化すること)	「再就職プランナー」との予約相談による希望条件等の把握、職務経歴の棚卸、自己分析、労働市場分析、応募方法等に関する学習等を含む就職実現プランを策定しこれに基づく就職支援 【平成17年度概算要求額】 2,901百万円 (うち新規拡充部分1,682百万円)	早期再就職の実現を可能とし、雇用失業情勢を改善する。 【政策効果が発現する時期】 事業開始後順次	平成16年度より雇用保険受給者であって、非自発的理由により失業した35歳から59歳の扶養家族のいる世帯主等を対象に事業を開始し、就職実現プランが11,075(平成16年4月から7月まで)件作成されるなど順調に進んでおり、今後、対象を35歳未満の雇用保険受給者であって常用就職を希望する者についても同様の効果が見込まれる。	推論比較	就職実現プラン作成数	【必要性】 経済財政運営と構造改革に関する基本方針2004(平成16年6月4日閣議決定)
6	雇用関連事業ワンストップサービスの実施 (公共職業安定機関における需給調整機能を強化すること)	公共職業安定所における、地方公共団体等の雇用関連事業の利用者(求職者及び求人者双方)に対する総合的な情報提供等の実施等、利用者の立場に立った雇用関連事業ワンストップサービスの実施 【平成17年度概算要求額】 506百万円	国、都道府県、市町村等それぞれの機関が行っている雇用関連事業について利用者がわかりやすく利用しやすくなる 【政策効果が発現する時期】 実施以降隨時、効果の発現が見込まれる。	利用者の立場に立った雇用関連事業ワンストップサービスを行うことによって、利用者の利便性の向上と、効率的な雇い入れ・就職支援に資する効果があると見込まれる。	推論	公共職業安定所窓口における情報提供件数 ハローワークインターネットサービスへのアクセス件数	【必要性】 経済財政運営と構造改革に関する基本方針2004(平成16年6月4日閣議決定)
7	地域職業相談室の体制整備について (求職者の再就職の促進を図る。)	公共職業安定所と市区町村が共同で運営する地域職業相談室を設置し、市区町村独自の相談・情報提供業務と連携した職業相談・職業紹介の実施 【平成17年度概算要求額】 731百万円	求職者の再就職の促進 【政策効果が発現する時期】 実施以降隨時、効果の発現が見込まれる。	公共職業安定所と市区町村との共同・連携した職業紹介等のサービス提供を地域職業相談室で行うことにより、求職者の利便性の向上や効率的な就職活動につながり、結果として再就職が促進されることが想定される。	推論	地域職業相談室での職業紹介による就職件数 地域職業相談室への相談件数	-
8	地域雇用創造バックアップ事業(仮称) (地域の実情に即した雇用機会の創出等を図ること)	地域における雇用創造のための構想を策定しようとする市町村等に対し、地域雇用創造支援人材データベース(仮称)に掲載された専門家等のあっ旋、都道府県労働局のアドバイザーによる助言、参考となる成功事例の紹介、地域雇用創造促進会議(仮称)の開催等により、企画・構想段階から支援 【平成17年度概算要求額】 503百万円	地域の雇用創造の実現 【目標達成年度】 平成17年度以降	市町村、経済団体等から成る協議会等による地域の創意工夫を活かした取組に対して、企画・構想段階から支援し、より効率的・効果的な事業を実施することにより、地域雇用の創造が図られる。	推論	バックアップ事業を利用した地域のパッケージ事業の提案件数 都道府県労働局のアドバイザーへの相談件数 地域雇用の創造を支援する専門家等の派遣件数 地域雇用創造促進会議(仮称)の開催件数	【必要性】 経済財政運営と構造改革に関する基本方針2004(平成16年6月4日閣議決定)

整理番号	政 策 (名称、目的等)	手 段	得ようとする効果	有効性		効果の把握の方法	必要性及び効率性 に関する特記事項
				効果の達成見込みの根拠	分類		
9	地域提案型雇用創造促進事業 (パッケージ事業)(仮称) (雇用機会が少ない等の地域における雇用情勢の改善を図る。)	雇用機会が少ない等の地域において、雇用創造に自発的に取り組む市町村等が提案した、雇用機会の創出、能力開発、情報提供・相談等の事業の中から、コンテスト方式により雇用創造効果が高いものを選抜し、当該市町村等に対しその事業の実施を委託 【平成17年度概算要求額】 6.511百万円	地域雇用創造の実現(事業利用企業における雇入れ・事業利用者の就職) 【目標達成年度】 平成17年度以降	市町村、経済団体等から成る協議会が地域の実情を踏まえ、地域の創意工夫を活かした事業を実施することにより、地域雇用の創造が図られる。	推論	事業利用企業等における雇入数 事業利用求職者等の就職件数 事業利用企業等の数 事業利用求職者等の数	【必要性】 経済財政運営と構造改革に関する基本方針2004(平成16年6月4日閣議決定)
10	地域重点産業創業助成金(仮称) (地域の雇用情勢の改善を図る。)	市町村、経済団体等から構成される地域の協議会が自ら選択した重点産業において創業する法人又は個人に対し、新規創業及び創業に伴う雇入れについて助成を実施 【平成17年度概算要求額】 1.021百万円	地域の重点産業に係る創業の促進、地域の雇用機会の創出 【目標達成年度】 平成17年度以降	既存の支援策に加え、自発的に雇用創造の取組を行う地域において、地域の協議会等が選択した重点産業に係る創業支援を行うことで、地域の重点産業に係る創業が促進され、当該地域の雇用機会が創出されることが見込まれる。	推論	本事業を活用した創業件数 本事業を活用した創業に伴う雇用者数	【必要性】 経済財政運営と構造改革に関する基本方針2004(平成16年6月4日閣議決定)
11	林業就業支援事業 (林業労働に対する就業意識の明確化)	新たに林業への就業を希望する求職者に対し、林業作業体験、山村生活体験等を通じて林業労働に対する情報・認識等を付与する。 (本事業を全国森林組合連合会へ委託して実施) 【平成17年度概算要求額】 701百万円	適切な職業選択及び就業へ円滑化及び再就職の促進 【目標達成年度】 平成18年度以降	本事業の実施に伴い、林業への就業を希望する約3,000人程度の者が参加し、林業就業に対する認識の深化及び自己の適性判断を通じ、適切な職業選択及び就業の円滑化・再就職の促進が図られる。	推論	本事業からの林業就業者数 (目標値:1,900人) 事業参加者数 (目標値:3,000人) 林業への新規参入者数	【必要性】 経済財政運営と構造改革に関する基本方針2004(平成16年6月4日閣議決定)
12	精神障害者の雇用の段階に応じた体系的支援プログラムの実施 (精神障害者の雇用の拡大及び安定を図る。)	事業主を対象 ・精神障害者の復職支援 ・精神障害者の雇用継続支援 ・精神障害者の雇用促進支援 気分障害及び統合失調症を有する者を対象 ・雇用への移行支援技法の開発 【平成17年度概算要求額】 694百万円	精神障害者の復職率の向上、職場定着率の向上、就職の促進 【政策効果が発現する時期】 事業開始時から効果の発現が見込まれる。	本事業を実施することにより、精神障害者の復職、職場定着等に対する支援体制が構築され、企業における精神障害者の雇用に対する理解の浸透、雇用管理ノウハウの蓄積が図られ、精神障害者の雇用の拡大及び継続が図られる。	推論	復職、雇用継続、雇用促進に係る支援対象事業所数	【必要性】 障害者雇用対策基本方針(平成15年3月27日告示) 障害者基本計画(平成14年12月24日閣議決定) 重点施策実施5ヶ年計画(新障害者プラン)(平成14年12月24日障害者施策推進本部決定) 経済財政運営と構造改革に関する基本方針2004(平成16年6月4日閣議決定)

整理番号	政 策 (名称、目的等)	手 段	得ようとする効果	有効性		効果の把握の方法	必要性及び効率性 に関する特記事項
				効果の達成見込みの根拠	分類		
1 3	地域障害者就労支援事業 (福祉施設に入所している一般就労の意欲と能力を有する障害者の雇用促進を図る)	地域障害者就労支援チーム(仮称)の設置 就労アドバイザー(仮称)の派遣・職場実習等を通した意識啓発の促進 【平成17年度概算要求額】 336百万円	福祉施設入所者が一般雇用への移行を果たす 【政策効果が発現する時期】 事業実施以降隨時	授産施設等の福祉施設、安定所、企業等の各地域における関係機関が緊密に連携・協力し、福祉的就労から一般雇用への移行を強力に支援できる体制を構築することになり、結果として福祉的就労から一般雇用への移行が促進される。	推論	福祉的就労から一般就労への移行者数(就職者数) 障害者就労支援計画の作成・対象とした障害者数	【必要性】 経済財政運営と構造改革に関する基本方針2004(平成16年6月4日閣議決定)
1 4	若者の人間力を高めるための国民運動の推進 (若年者が職業を通じ、生きる力、自立する力(いわば人間力)や働く意欲、能力の向上を図り、その意欲や能力に応じ働くことが可能な社会を確立する)	経済界、労働界、地域社会、政府等の関係者が一体となった、国民会議の開催や啓発活動等に取り組む国民運動の展開 【平成17年度概算要求額】 368百万円	若年者の就職の促進・職場への定着・職業能力の向上・蓄積 【政策効果が発現する時期】 実施以降隨時、効果の発現が見込まれる。	政府、労使団体等はもとより、地域の関係機関、国民一人ひとり等、様々なレベルにおける取組として、若年者の職業意識の向上や関係者の理解の深化が図られることにより、若年者の円滑な職業生活への移行、早期離職の防止が図られ、若年者が社会において持てる力を十分發揮できる環境が整備される。	推論	本事業で実施する各種啓発事業の対象者数	【必要性】 経済財政運営と構造改革に関する基本方針2004(平成16年6月4日閣議決定)
1 5	無償の労働体験等を通じての就職力強化事業(ジョブパスポート事業)の創設 (ボランティア活動など無償の労働体験機会に関する情報の収集・提供を行い、こうした体験を通じた就業の動機付けを高める。)	ジョブパスポート・マニュアルの開発・配布 地域団体との連携による社会貢献活動機会の創出・積極的情報発信等 ジョブパスポートを活用した採用選考の普及活動、就職支援 【平成17年度概算要求額】 314百万円	社会参加・職業意識の喚起、就職活動の動機付けを図る。 ボランティア活動等の実績が企業の採用選考に反映されるよう普及を図る。 【政策効果が発現する時期】 実施以降隨時、効果の発現が見込まれる。	若年者が社会貢献活動、インターンシップ等の労働体験に積極的に参加することが期待されるとともに、社会・企業において、これを積極的に評価する仕組みが構築されることが期待され、若年者が社会貢献活動等をアピールすることにより、その就職が促進される。	推論	本事業によるジョブパスポート配付部数(目標値:平成17年度に10万部) ジョブパスポート普及啓発セミナー開催回数	【必要性】 経済財政運営と構造改革に関する基本方針2004(平成16年6月4日閣議決定)
1 6	若年労働者の職場定着促進事業の実施 (中小企業等における学卒就職者等若年従業員の職場定着促進)	「働く若者ネット相談室(仮称)」の設置 地域の商工・業界団体等を対象としたセミナーの開催 地域の商工・業界団体と連携した職場定着支援事業の実施 【平成17年度概算要求額】 580百万円	若年労働者の職場定着促進 【政策効果が発現する時期】 実施以降隨時、効果の発現が見込まれる。	地域において若年労働者からの幅広い相談に応ずる体制を整備するとともに、企業側に対するアプローチとして、学卒就職者の職場定着のノウハウを中小企業を中心により広範に普及するとともに、若年労働者に対して職場定着の意識づけを行うことにより、職場定着促進につながる。	推論	「働く若者ネット相談室(仮称)」における若年者に対する相談件数 本事業により実施する業界団体等に対するセミナー実施回数 本事業により実施する若年労働者に対する講習実施回数 本事業により実施する若年労働者の相互交流会実施回数 本事業により実施する企業の管理者に対する研修実施回数	【必要性】 経済財政運営と構造改革に関する基本方針2004(平成16年6月4日閣議決定)

整理番号	政 策 (名称、目的等)	手 段	得ようとする効果	有効性		効果の把握の方法	必要性及び効率性 に関する特記事項
				効果の達成見込みの根拠	分類		
17	キャリア探索プログラム等による職業意識啓発の推進 (若年者により具体的な職業理解を促進する)	企業人等の講師派遣等による学校内の職業指導の拡充 職場体験活動等の拡充 【平成17年度概算要求額】 1,240百万円 (うち新規拡充部分945百万円)	若年者の職業理解の促進及び職業選択スキルの向上 【政策効果が発現する時期】 実施以降随時、効果の発現が見込まれる。	若年者に対して学校在学中の早い段階から、働くことに対する意識づけ、職業に対する理解の促進など、職業意識形成を積極的に支援していくことにより、職業選択、就職活動に対する意識が高まり、就職促進につながる。	推論	キャリア探索プログラム開催回数 キャリア探索プログラム参加生徒数 ジュニアインターンシップ参加生徒数	【必要性】 経済財政運営と構造改革に関する基本方針2004(平成16年6月4日閣議決定)
18	大学及び大学生に対する就職支援の強化 (大学における就職支援機能の強化・未内定学生への適切なサービスの強化)	大学就職支援機能サポート事業の実施 大卒未充足求人を活用した未内定学生に対するマッチング促進策 大学生の就職・採用選考活動のあり方に係る検討会議の開催 【平成17年度概算要求額】 265百万円 (うち新規拡充部分259百万円)	大学生の就職の確保・促進を図る 【政策効果が発現する時期】 実施以降随時、効果の発現が見込まれる。	支援体制・ノウハウの不足等から、学生の就職動向を把握できず、十分な支援がなされていない大学についての就職支援が強化され、大学生の就職が促進される。	推論	大卒就職率 マニュアル等配布大学数 進路指導担当者セミナー実施回数	
19	ホームレス就業支援事業(仮称) (就職困難者等の雇用の安定・促進を図ること。)	就業支援相談 就業機会確保支援 職場体験講習 【平成17年度概算要求額】 145百万円	野宿生活を余儀なくされている者の中で就業意欲がある者に対する就業機会の確保	本事業を実施することにより、自立支援センターに入所していないホームレスに対しても就業支援が可能となり、多くの就業意欲のあるホームレスの就業機会の確保が見込まれる。	推論	本事業による就業者数	【必要性】 ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法(平成14年8月7日施行)
20	就職基礎能力速成講座の実施 (フリーター等に対し、職業意識啓発、職場におけるコミュニケーション能力、基礎的なビジネスマナー等の習得を図る)	フリーター等に対し、民間事業者を活用して、職業意識啓発、職場におけるコミュニケーション能力、基礎的なビジネスマナー等の習得を図るための講座の実施(10日間程度) 【平成17年度概算要求額】 449百万円	フリーター等の若年者の早期就職を図る。 【目標達成年度】 平成17年度	コミュニケーション能力や基礎的なビジネスマナー、自己適性の理解と仕事理解の講座の受講、受講後の職場・就労体験、就職活動の心構え・ノウハウの習得等を実施することにより、職業意識の啓発を図るとともに、就職のための基礎的能力を習得させ、フリーター等の若年者の早期就職を図る。	推論	受講者数 本事業による就職率	【必要性】 経済財政運営と構造改革に関する基本方針2004(平成16年6月4日閣議決定)

整理番号	政 策 (名称、目的等)	手 段	得ようとする効果	有効性		効果の把握の方法	必要性及び効率性 に関する特記事項
				効果の達成見込みの根拠	分類		
2 1	若者自立塾（仮称）創出推進事業の創設について (職業人、社会人としての基本的能力の獲得、勤労観の醸成を図り、働くことについての自信と意欲を付与する。)	教育訓練も受けず就労することもできないいる若年者等に対する、合宿形式による集団生活の中での生活訓練や労働体験等の実施 【平成17年度概算要求額】 2,744百万円	若年者の円滑な職業生活への移行 職場不適応の防止 安定的な雇用 主体的なキャリア形成 【政策効果が発現する時期】 平成17年度	本事業のスキームに合致する若年者支援の取組を行う民間団体を国が支援する。その支援を受けた若年者には、支援を通じて、社会人としての基本的なルール、能力が身に付き、勤労観が醸成される。支援終了後、職業紹介機関、訓練機関等に誘導される。 その結果、これまで生活態度、職業意識が著しく欠如していた若年者が、安定的な雇用へと導かれ、キャリア形成が促進される。 さらに、上記のような取組を全国に普及していくことにより、より多くの若年者が支援を受け、安定的な雇用等へと導かれる。	推論	実施箇所数 入塾生数 就職、訓練受講等への移行率	【必要性】 経済財政運営と構造改革に関する基本方針2004（平成16年6月4日閣議決定）
2 2	母子家庭の母等に対する職業訓練受講機会の拡大 (就労経験がないか又は就労経験に乏しい母子家庭の母等の職業的自立を促す)	「プレ訓練付き職業訓練」の実施 【平成17年度概算要求額】 657百万円	母子家庭の母等の職業的自立の促進 【政策効果が発現する時期】 平成17年度	就労経験がない又は就労経験の乏しい母子家庭の母等に対する職業訓練を実施することにより、雇用の促進・職業的自立の促進が見込まれる。	推論	訓練受講者数 本事業による就職率	-
2 3	ものづくり立国の推進 (子供から大人までものづくりに親しむ社会の形成を目指すとともに、マスメディアを活用した広報活動等によるものづくり技能の尊重気運の醸成を図る。)	「ものづくり立国」の基盤整備に向けた国民的気運の醸成 若年者ものづくり人材育成促進事業 「ものづくり立国」啓発・広報事業 【平成17年度概算要求額】 1,110百万円 (うち新規拡充部分772百万円)	ものづくりに係る国民的気運の醸成を図り、若年者に対してものづくり技能の習得に意欲を持つよう喚起する。 ものづくりへの就労を促進する。 技能を習得中の若年者が技能レベルの向上に対する動機付けの機会を付与するとともに、技能レベルを向上させる。 企業のコア技能の担い手を育て、技能継承を円滑に進める。 広報サイト、雑誌及びメディアを用いて、情報を発信することで上記事業が効果的に行う。	若年者のものづくりへの就労が促進されるとともに、若年ものづくり人材の育成が図られ、技能継承が円滑に進む。	推論	シンポジウム、フォーラムの開催数 技能五輪国際大会の金メダリスト等による実演実施数 ものづくり体験教室の開催数 企業の工場・訓練校を対象にした講習会の開催数 高度熟練技能者の派遣人日 ものづくり技能競技大会の参加選手数 選手強化訓練人日 ホームページのアクセス件数	-

整理番号	政 策 (名称、目的等)	手 段	得ようとする効果	有効性		効果の把握の方法	必要性及び効率性 に関する特記事項
				効果の達成見込みの根拠	分類		
2 4	仕事と家庭の両立や働き方の見直しにむけた地方自治体の積極的な取組の推進 (働き方の見直しについて、国民や事業主により深く理解してもらう)	仕事と家庭の両立や働き方の見直しに資する以下の事業を地方自治体が行った場合に、その経費の一部を補助 管内市区町村への指導・援助の実施 積極的な取組を行う事業主への支援の実施 育児休業者や在宅就業等の多様な働き方を行う者等への支援の実施 企業、住民への意識啓発活動の実施 その他、仕事と家庭の両立や働き方の見直しに資する先導的・モデル的な事業の実施 等 【平成17年度概算要求額】 629百万円	事業所や労働者の働き方の見直しへの取組に対する心理的ハードルを無くし、仕事と家庭の両立や働き方の見直しを進める。 【政策効果が発現する時期】 実施以降随時、効果の発現が見込まれる。	男女がともに仕事時間と生活時間のバランスが取れるように働き方の見直しを図ることにより、働きながら子どもを産み育てられることなどを容易にする雇用環境の整備が進み、少子化の流れを変える施策の一つとしての効果が見込まれる。	推論	男女の育児休業取得率 (目標値：男性10% 女性80%) 小学校就学の始期までの勤務時間短縮等の措置を規定している事業所の割合(目標値：25%) テレワーク人口の増加 (目標値：2010年までに就業者人口の2割) 実施する地方自治体数 (目標値：都道府県10箇所、市町村50箇所)	【必要性】 少子化社会対策大綱(平成16年6月閣議決定)
2 5	男性が育児参加しやすい職場環境整備の取組への支援 (男女労働者が安心して子どもを産み育てられる雇用環境の実現)	父親の育児参加促進給付金(仮称)事業 それぞれの地域において波及的効果が期待できる企業を対象に、男性の育児休業取得をはじめとする男性の育児参加を可能とするような職場づくりに向けたモデル的な取組を行わせる。 普及促進事業 それらの企業の取組及び成果についての調査分析を行い、幅広く周知広報 【平成17年度概算要求額】 164百万円	男性の育児休業取得の促進 男性の育児休業の取得に向けた事業主の一層の取組の促進 【政策効果が発現する時期】 実施以降随時、効果の発現が見込まれる。	男性の育児参加が促進されることにより、男女とも職業生活と家庭生活の両立が容易に図ることができる職場環境が整備されることにつながる。	推論	男性の育児休業取得率 (目標値：10%) 父親の育児参加促進給付金(仮称)の支給企業数 (目標値：200企業)	【必要性】 次世代育成支援に関する当面の取組方針(平成15年3月少子化対策推進関係閣僚会議決定) 少子化社会対策大綱(平成16年6月閣議決定)

整理番号	政 策 (名称、目的等)	手 段	得ようとする効果	有効性		効果の把握の方法	必要性及び効率性 に関する特記事項
				効果の達成見込みの根拠	分類		
2 6	総合施設モデル事業 (教育・保育の内容や職員配置、施設設備のあり方に関する検討を行う)	平成18年度の事業の本格実施に向け、総合施設の制度の枠組みを前提とした事業の先行実施、保育・教育内容等の策定、モデル事業を実施するための経費を補助 就学前の教育・保育を一体としてとらえた一貫した総合施設について、平成18年度の本格実施に向けて、教育・保育の内容や職員配置、施設設備のあり方に関する検討を行うためのモデル事業の実施（モデル施設30か所） 【平成17年度概算要求額】 551百万円	(平成16年度中に基本的な考え方を取りまとめてることとなっており、現時点で試行の事業の内容が決定していないため、未記載)	(平成16年度中に基本的な考え方を取りまとめており、現時点で試行の事業の内容が決定していないため、未記載)	-	(平成16年度中に基本的な考え方を取りまとめており、現時点で試行の事業の内容が決定していないため、未記載)	(平成16年度中に基本的な考え方を取りまとめており、現時点で試行の事業の内容が決定していないため、未記載)
2 7	児童虐待防止対策支援事業 (児童相談所の児童虐待防止体制のより一層の充実強化を図る)	児童虐待防止対策支援事業の実施 <ul style="list-style-type: none">・協力体制整備事業・児童相談所カウンセリング強化事業・医療的機能強化事業・法的対応機能強化事業・スーパーバイズ・権利擁護機能強化事業・専門性強化事業・一時保護機能強化事業・市町村及び民間団体との連携強化事業・24時間・365日体制強化事業・児童福祉司任用資格取得のための研修 【平成17年度概算要求額】 558百万円 (うち新規拡充部分203百万円)	児童虐待の未然防止・早期発見 【政策効果が発現する時期】 実施以降隨時、効果の発現が見込まれる。	児童相談所の専門性が強化されることにより、これまで施設入所措置に留まっていた支援から家族の再統合に向けた支援等よりきめ細やかな対応が可能となるとともに、市町村と児童相談所の役割分担に応じた対応が可能となり、住民に身近な市町村において虐待の未然防止・早期発見の取組が図られることとなる。	推論	事業実施か所数（目標値：60か所） 家族の養育機能の再生に向けた支援の実施状況	【必要性】 少子化社会大綱 (平成16年6月閣議決定)
2 8	小規模作業所への支援の充実強化事業 (小規模作業所を支援し、新しい施設類型への移行の促進を図る)	小規模作業所に対し新たな施設類型への円滑な移行のために必要な知識等の修得及び人材育成・資質向上のための研修事業の実施 移行に向けたモデル的・先駆的事業等を行う小規模作業所に対する補助を行う都道府県等に対する補助 【平成17年度概算要求額】 1,500百万円	小規模作業所を支援し、新しい施設類型への移行の促進 多くの障害者が一般就労に移行 【政策効果が発現する時期】 新しい施設類型への移行が完了する年度（開始から5年後）	小規模作業所は、これまで地域で活動しているが、本事業の実施により、質の向上とともに法定施設化が促進され、その結果、障害者の一般就労も増加する見込みである。	推論	移行作業所数	【必要性】 障害者基本計画 (平成14年12月24日閣議決定) 経済財政運営と構造改革に関する基本方針2004（平成16年6月4日閣議決定）

整理番号	政 策 (名称、目的等)	手 段	得ようとする効果	有効性		効果の把握の方法	必要性及び効率性 に関する特記事項
				効果の達成見込みの根拠	分類		
29	重度障害者在宅就労促進特別事業 (障害者の就業機会を与える)	在宅の重度障害者を対象にITを活用した仕事の受注・分配等を行なう在宅就労事業者(バーチャル工房)に対して1箇所につき3年間の補助を行うとともに、工房を利用する障害者の技術指導等にかかる支援を実施 【平成17年度概算要求額】 100百万円	障害者の在宅就労の促進 【政策効果が発現する時期】この事業を通じて技術教育等が修了し、在宅雇用や起業が進む平成19年度以降	従来、就業の機会を得ることができなかつた通勤の困難な在宅の重度障害者が、本事業を活用することにより在宅での就業が可能になる。	推論	在宅雇用者、在宅起業者数 在宅就労の訓練者数	【必要性】 障害者基本計画 (平成14年12月24日閣議決定) 経済財政運営と構造改革に関する基本方針2004(平成16年6月4日閣議決定)
30	発達障害者支援体制整備事業 (仮称) (発達障害者の乳幼児期から成人期までの各ライフステージに対応する一貫した支援を行う)	全ての都道府県・指定都市に発達障害支援の検討委員会を設置 各都道府県・指定都市の管内にある障害保健福祉圏域のうちの一つにおいて個別支援計画の作成や発達支援等、支援体制の整備をモデル的に実施(計60圏域) 【平成17年度概算要求額】 391百万円	発達障害の理解の深化 子育てに対する家族の不安の軽減、ひいては社会的な不安に対する軽減 【政策効果が発現する時期】 平成17年度	都道府県等に、発達障害の検討委員会を設置することにより、関係者が一致団結して支援する機運が高まる。 個別支援計画の作成や発達支援等、支援体制の整備をモデル的に実施しその効果を評価することにより、管内の一貫した支援体制のモデルが構築される。 そのモデルは、他の多くの障害保健福祉圏域に波及し、管内全体の発達障害に対する支援の底上げが図られる。 その結果、発達障害への理解がますます深まり、子育てに対する家族の不安の軽減、ひいては社会的な不安に対する軽減が図られる。	推論	個別支援計画作成件数	
31	障害児タイムケア事業(仮称) (障害のある中高生等が養護学校等下校後に活動する場を確保するとともに、障害児を持つ親の就労支援とレスパイト)	デイサービス事業所や養護学校等の空き教室等で中高生障害児を預かるとともに、社会に適応する日常的な訓練を行う市町村に対する補助の実施 【平成17年度概算要求額】 1,007百万円	中高生障害児の放課後や長期休暇中の活動の場の確保 【政策効果が発現する時期】 平成17年度以降	中高生障害児の放課後や長期休暇中の活動の場を確保するサービスを実施することにより、これまで制度の狭間となっていた部分について対応することができる。	推論	本事業実施後のサービス利用者数	【必要性】 障害者基本計画 (平成14年12月24日閣議決定) 経済財政運営と構造改革に関する基本方針2004(平成16年6月4日閣議決定)
32	女性のがん緊急対策：マンモグラフィの緊急整備事業 (乳がんについて、受診率の向上及び死亡率減少効果のある検診を推進する)	マンモグラフィ(乳房エックス線検査装置)の緊急整備 医師及び放射線技師に対する研修 【平成17年度概算要求額】 7,875百万円	マンモグラフィによる乳がん検診受診率の向上を図り、死亡率を減少させる。 マンモグラフィの撮影・読影に必要な技術を持った医師及び放射線技師の充足 【政策効果が発現する時期】 平成17年度	マンモグラフィの整備に対する補助を行なうことで、マンモグラフィによる乳がん検診の受診率が向上し、乳がんによる死亡率の減少効果が見込まれる。	推論	乳がん患者発見数(マンモグラフィ) 乳がん検診受診者数(マンモグラフィ)	【必要性】 経済財政運営と構造改革に関する基本方針2004(平成16年6月4日閣議決定)

整理番号	政 策 (名称、目的等)	手 段	得ようとする効果	有効性		効果の把握の方法	必要性及び効率性 に関する特記事項
				効果の達成見込みの根拠	分類		
3 3	女性のがん緊急対策：女性のがん検診及び骨粗鬆症啓発普及等事業 (受診率の向上によって死亡者数を減少させるため、女性のがんや骨粗鬆症に関する正しい知識を普及させるための啓発活動を行うとともに、検診の実施等に関する情報提供を行う)	乳がん検診及び子宮がん検診について、特に若年層への教育、普及のための啓発事業を実施 受診機会の拡大に資するよう、休日・夜間等にも検診を行つて検診機関に関する情報を検診マップ等により提供 骨粗鬆症検診について、特に若年層への教育、普及のための啓発事業を実施 【平成17年度概算要求額】 284百万円	検診受診率の向上を図り、死亡率を減少させる。 高齢に達してからの骨折を原因とする要介護者を減少させる 【政策効果が発現する時期】 平成17年度	乳がん及び子宮がんに関する啓発活動に対する補助を行い、女性の関心を高めることにより、受診率が向上し、死亡率の減少効果が見込まれる。 骨粗鬆症に関する啓発活動に対する補助を行い、女性の関心を高めることにより、受診率が向上し、高齢期の骨折による要介護者の減少効果が見込まれる。	推論	乳がん患者発見数（マンモグラフィ） 子宮がん患者発見数 骨粗鬆症検診要精検者数 乳がん受診者数（マンモグラフィ） 子宮がん受診者数 骨粗鬆症受診者数	【必要性】 経済財政運営と構造改革に関する基本方針2004（平成16年6月4日閣議決定）
3 4	痴呆対策事業 (これまで以上に痴呆対策を総合的に推進する)	以下の内容の事業を実施する都道府県・指定都市、市町村に対して補助を行う。 痴呆性高齢者をかかえる家族に対する地域支援 痴呆診療サポート医養成研修等 痴呆介護指導者養成 痴呆性高齢者グループホーム管理者研修 【平成17年度概算要求額】 1,049百万円	高齢者虐待の防止 痴呆の進行予防 地域住民等に対する痴呆の知識の普及・啓発 介護サービスの適正化	本事業の実施により、地域全体で痴呆性高齢者を支える仕組みが構築され、高齢者虐待の防止、介護サービスの適正化などの政策効果が期待できる。	推論	実施市町村数（痴呆性高齢者をかかえる家族に対する地域支援）（目標値：312市町村） 研修修了者数（痴呆診療サポート）医養成研修（目標値：120人） 研修修了者数（痴呆介護指導者養成）（目標値：18,360人） 研修修了者数（痴呆性高齢者グループホーム管理者研修）（目標値：2,820人）	【必要性】 経済財政運営と構造改革に関する基本方針2004（平成16年6月4日閣議決定）
3 5	地域介護・福祉空間整備等交付金 (質・量両面にわたり介護サービス基盤の整備を図ること)	地域における介護・福祉サービス向上のための面的な基盤整備に関する計画を策定した地方公共団体（都道府県・市町村）のうち厚生労働大臣が定める基本方針に照らして適当と認められるものに対し、基盤整備のための交付金を交付 【平成17年度概算要求額】 109,000百万円	地域の実情に応じた効率的なサービス基盤の整備 【政策効果が発現する時期】 平成17年度	個別施設ごとの「点」の整備に対する補助制度を、「面」としての整備を可能とする交付金とすることにより、地方公共団体の自主性・独自性を活かした執行の弾力化が図られることで、地域の特性に応じた介護・福祉サービス基盤の整備が推進される。	推論	整備施設・サービス量	【必要性】 今後の地域再生の推進にあたっての方針と戦略（平成16年5月27日地域再生本部決定） 経済財政運営と構造改革に関する基本方針2004（平成16年6月4日閣議決定）

（注）厚生労働省の「事業評価書（事前）」に基づき当省が作成した。

【別添 1 - 】

政策評価審査表（事業評価（事後）関係）

(説明)

本審査表は、公表された厚生労働省の「事業評価書（終期付き）」に基づき総務省の責任において整理したものである。
各欄の記載事項については、以下のとおりである。

欄名	記載事項
「整理番号」欄	評価書の記載番号に基づき記入した。
「政策（名称、目的等）」欄	評価の対象とされた施策の名称、目的等を記入した。
「手段」欄	政策目的の実現のために具体的に講じる手段を記入した。
「得ようとする効果」欄	政策の実施により得ようとする政策効果を記入した。
「効果の把握・測定」欄	実際に得られた効果の把握・測定方法を記入した。
「把握した効果」欄	実際に得られた効果を記入した。
「必要性及び効率性に関する特記事項」欄	以下に該当するものについて記入した。 「必要性」 当該政策の実施を明確に位置付けている法令、閣議決定等の政府方針に基づいていることが記述されているもの 「効率性」 当該政策の実施に要する費用等と当該政策により得られると見込まれる政策効果との関係について分析が試みられているもの
「評価の結果」欄	把握した効果を基礎として導き出された評価の結論を記入した。

政策評価審査表（事業評価（事後）関係）

整理番号	政 策 (名称、目的)	手 段	得ようとする効果	効果の把握・測定		必 要 性 及 び 効 率 性 に 関 する 特 記 事 項	評価の結果
				効果の把 握の方法	把握した効果		
1	<p>難病特別対策推進事業費</p> <p>治療方法が確立していない特殊の疾病等の予防・治療等を充実し、安定した療養生活の確保と難病患者等の生活の質の向上を図る。</p>	<p>重症難病患者入院施設確保事業</p> <p>難病患者地域支援対策推進事業</p> <p>神経難病患者在宅医療支援事業</p> <p>難病患者認定適正化事業</p> <p>難病相談・支援センター事業</p> <p>【事業費の1/2補助】があるが、事業開始から年限が浅いことから、上記のうち上から2事業を中心に評価</p> <p>【平成16年度当初予算】716百万円</p> <p>【事業創設年度】平成10年度(順次事業を追加)</p>	<p>重症患者入院施設等確保事業</p> <p>重度の特定疾患患者が必要な時に入院療養が保証され、また、入院療養から在宅療養に円滑に移行し、それを安定して継続するための地域医療ネットワークを構築</p> <p>難病地域支援対策事業</p> <p>難病患者等の療養上の不安解消を図るとともに、きめ細かな支援が必要な要支援難病患者に対する適切な在宅療養支援ができる体制を整備</p>	<p>難病医療拠点病院数</p> <p>難病医療拠点病院設置都道府県数</p> <p>難病医療協力病院数</p>	<p>難病医療拠点病院、難病医療協力病院等は着実に増加しており、これらの難病医療ネットワークが構築されている地域においては、難病医療拠点病院等に配置されている難病医療専門員が中心となって、難病患者の入院施設確保にとどまらず、難病医療等の支援チームの調整、病名告知への立ち会い、メンタルサポート、入退院に際して往診医や受持医の確保、ケアプラン会議の開催等多種多様な支援活動を行っており、施策の目標は着実に実施されている。</p> <p>難病拠点病院数 (平成10年度:17ヶ所 平成14年度:70ヶ所)</p> <p>難病医療拠点病院設置都道府県数 (平成10年度:12ヶ所 平成14年度:37ヶ所)</p> <p>難病医療協力病院数 (平成10年度:337ヶ所 平成14年度:1,186ヶ所)</p>		<p>高齢者、障害者施策等に比してまだ十分な環境には到達していない状況にあり、地域における体制整備の格差を解消させるためにも本事業を引き続き推進していくことが必要である。</p> <p>難病患者地域支援対策推進事業については、事業未実施の自治体についてその原因等を把握・分析しこれらを踏まえた地域の実情に応じた事業の推進が可能となるよう、事業の選定等の弾力化について検討が必要である。</p>

整理番号	政 策 (名称、目的)	手 段	得ようとする効果	効果の把握・測定		必 要 性 及 び 効 率 性 に 関 する 特 記 事 項	評価の結果
				効果の把 握の方法	把握した効果		
2	エイズ対策促進事業費 〔エイズ予防対策の促進〕	エイズ対策促進事業 〔事業費の1/2補助〕 ・ エイズ対策推進協議会等の設置・運営事業 ・ エイズ対策推進のためのマンパワーの養成事業 ・ 啓発普及活動事業 ・ 検査、相談事業 等 地方ブロックエイズ対策促進事業 〔事業費の全額を事業実施主体(都道府県、政令市、特別区)に補助〕 ・ ブロック内エイズ治療拠点病院連絡協議会等の設置・運営事業 ・ ブロック内エイズ治療拠点病院に対する研修会・講習会の実施事業等 【平成 16 年度当初予算】 600 百万円 【事業創設年度】 平成 5 年度	エイズのまん延を防止し、良質かつ適切な医療を提供することにより、国民の公衆衛生の向上を図る。	エイズ発生動向調査によるHIV感染者数等の把握とその傾向の分析	特別の配慮を必要とする個別施策層を中心に施策を推進することによって、エイズのまん延を防止し、良質かつ適切な医療の提供が図られてきたところであるが、HIV感染者・AIDS患者数は依然として増加している。 HIV感染者報告数 (平成 10 年度 : 422 人 平成 14 年度 : 614 人) AIDS患者報告数 (平成 10 年度 : 231 人 平成 14 年度 : 308 人)	【必要性】 エイズ問題総合対策大綱(昭和 62 年 2 月 24 日) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律 (平成 10 年法律第 114 号)	危惧されている”感染爆発”は抑えられていることから、エイズのまん延防止について一定の効果があったものと考えられる。また、地域間格差が拡大しないよう、引き続き国による財政支援が必要である。 HIV感染者数及びAIDS患者数が多く、本事業の一部が未実施の都道府県等については、その原因分析を行い、これを踏まえ、都道府県等が一層地域の実情に応じた対策を推進することができるよう、本事業の効率的な実施について検討する必要がある。
3	結核対策特別促進事業 〔結核等感染症の発生・まん延の防止を図ること〕	<特別対策事業> 〔補助率 10/10〕 指定地域結核発病防止対策促進事業 ・ 高齢者等に対する結核予防総合事業 ・ 大都市における結核の治療率向上事業 先駆的、モデル的事業	結核予防法に基づく健康診断、予防接種、患者管理及び伝染予防等の既存の施策に加え、各地域の実情を踏まえながら、結核予防上特に対策を必要とする層に対し重点的な対策	結核発生動向調査年報集計結果に基づく新登録結核患者数及び新規喀痰塗抹陽性患者数	平成 14 年と事業創設時の昭和 61 年とを比較すると、新登録結核患者数、新規喀痰塗抹陽性患者数ともに大幅に減少(新登録結核患者数は約 24,000 人、新規喀痰塗抹陽性患者数については約 1,800 人)している。		結核は依然として我が国最大の感染症の一つであり、その罹患率は先進工業国と比較して高い状況にあることから、国による対策が必要である。また、新登録結核患者数等が減少傾向にあることから、結核対策として一定の効果が得られており、本事業を継続して実施することが適当である。 しかし、依然として都市部の罹患率

整理番号	政 策 (名称、目的)	手 段	得ようとする効果	効果の把握・測定		必要性及び効率性に関する特記事項	評価の結果
				効果の把握の方法	把握した効果		
		結核対策上特に重要な事業 ＜一般対策事業＞ 〔補助率1/2〕 一般住民に対して普遍的に行う事業 定着性のある事業 結核定期病状調査事業等 【平成16年度当初予算額】 600万円 【事業創設年度】 昭和61年度	を実施していくことにより、効率的かつ効果的な結核対策を促進するとともに、結核罹患率の低下を図る。		新登録結核患者数(対10万人の罹患率) 平成10年度：41,033人 (32.4%) 平成14年度：32,828人 (25.8%) 新規喀痰塗末陽性患者数(対10万人の罹患率) 平成10年度：13,405人 (10.6%) 平成14年度：11,933人 (9.4%)		が高く、地域格差が見られることから、本事業の地域ごとの成果の分析及び本事業により実施された個別具体的な事業ごとの成果の分析を行い、本事業のより効果的な実施を図っていく必要がある。
4	生活保護適正実施推進等事業費 〔生活困窮者に対し必要な保護を行うこと〕	診療報酬明細書等点検充実事業 収入・資産状況把握、扶養義務調査等充実事業 就労促進事業 等 【平成16年度当初予算額】 8,179百万円 【事業創設年度】 平成10年度	生活保護の実施において適正実施推進等事業を積極的に実施することによる、国及び地方公共団体が負担する費用の適正化を図る。 真に保護が必要な者に対する適切な保護の実施や要保護者の自立支援を図ることにより、生活に困窮する者に対する最低限度の生活の保障及びその自立の助長	診療報酬明細書等点検充実事業によって不適正な診療報酬の請求を防止した効果額の把握 収入・資産状況把握、扶養義務調査等充実事業によって発見された不正受給件数、金額、保護費削減額 就労促進事業によって被保護者の保護脱却・収入増につながった結果減少した	不適正受給等の防止により生活保護の適正な実施が図られるとともに、就労支援員の配置等により要保護者に対するきめ細やかな面接相談、就労・自立支援が可能となっている。 診療報酬明細書点検(過誤調整率：過誤調整額/診療報酬請求額) (平成10年度：0.39% 平成14年度：0.93%) 不正受給件数 (平成10年度：4,063件 平成14年度：8,204件) 不正受給額 (平成10年度：3,002,863千円) 平成14年度：5,360,659千円)	【効率性】 補助金交付額と効果額を比較し、高い費用対効果(効率率＝効果額/補助金交付額×100)を上げている事例(3市)を記載	本事業を実施した地方公共団体の例を見ると、費用対効果が高いものが多くの過誤調整率の向上等を通じて、費用の適正化の一助になっているものと考えられ、本事業を引き続き実施することが適当である。 ただし、本事業を実施した地方公共団体の間でも過誤調整率等に差異が見られることから、本事業の取組やその効果が不十分な地方公共団体について、その原因の把握及び分析を行い、今後の取組に反映させること等について検討する必要がある。

整理番号	政 策 (名称、目的)	手 段	得ようとする効果	効果の把握・測定		必 要 性 及 び 効 率 性 に 関 する 特 記 事 項	評価の結果
				効果の把 握の方法	把握した効果		
				保護費の額の 把握 等	保護廃止世帯数 (平成 10 年度 : 9,823 平成 14 年度 : 10,817)		
5	生活支援ハウス運営事業 高齢者の健 康づくり・生 きがいづくりを推進す るとともに、 生活支援を 推進するこ と	高齢等のため居宅にあ いて生活することに不安 のある者に対し、必要に応 じて住居を提供すること 居住部門利用者に対する 各種相談、助言を行うと ともに緊急時の対応を実 施行うこと 居住部門利用者が虚弱 化等に伴い、通所介護、訪 問介護等介護サービス又 は保健福祉サービスを必 要とする場合は、必要に応 じ、利用手続きの援助等を 実施 居住部門の利用者と地 域住民との交流を図るた めの各種事業及び交流の ための場の提供 【平成 16 年度当初予算額】 2,298 百万円 【事業創設年度】 平成 12 年度	高齢者に対して、 介護支援機能、居住 機能及び交流機能を 総合的に提供するこ とににより、高齢者が 安心して健康で明る い生活を送れるよう に支援することによ つて地域の高齢者福 祉の増進を図る。	生活支援ハ ウス運営事業 による介護サ ービス整備量 本事業の平 均利用人員	、とも年々実績が増 加しており、過疎地等の実 情に応じた介護支援機能、 居住機能及び交流機能の 総合的な提供が進みつつ ある。 ・生活支援ハウスのカ所数 (平成 12 年度 : 292 ケ所 平成 14 年度 : 429 ケ所) ・平均利用人員 (平成 13 年度 : 3,340 ケ所 平成 14 年度 : 3,594 ケ 所)		補助実績は増加しているものの、ゴ ールドプラン 21 における介護サービ ス提供の見込量に比べ、その実績は低 調である。 このため、その原因を分析・整理す るとともに計画量が過大ではないか 検討し、適正な計画量とすることや、 利用実績が高まるよう制度・運用等の 改善を図ること等が必要である。

(注) 厚生労働省「事業評価書(終期付き)」に基づき当省が作成した。

【別添 2】

表 1

実績評価方式を用いた評価の対象とする政策

府 省	対象とする政策の範囲	対象とする政策の単位	(参考) 政策数
厚生労働省	厚生労働行政全般を対象に事後評価を実施。事後評価の対象となる政策の特性に応じて評価の方式を選択する。	政策体系の施策目標ごとに事後評価を実施する。	108 施策目標 (109 施策目標)

(注) 1 厚生労働省の基本計画及び実施計画に基づき当省が作成した。

2 「政策数」欄における()内の数値は、平成 15 年度の厚生労働省「実績評価書」における数値である。

表 2

達成すべき目標のアウトカム、アウトプット別の内訳

(単位 : 件)

府 省	政策数	左の内訳	
		「達成すべき目標」がアウトカムに着目して設定されているもの	「達成すべき目標」がアウトプットに係る目標が設定されているもの
厚生労働省	108 (109)	50 (47)	58 (62)
「施策目標」			
「実績目標」	225	97	128

(注) 1 平成 16 年度の「厚生労働省における政策評価の評価書」に基づき当省が作成した。

2 ()内の数値は、平成 15 年度の厚生労働省「実績評価書」における数値である。

3 厚生労働省の実績評価は、達成すべき目標に二段階(「施策目標」と「実績目標」)あり、それぞれに意味を持つため、今年度から実績目標についても分類を整理した。

表 3

「達成すべき目標」及び「測定指標」の設定状況

府 省	「達成すべき目標」の設定状況	「測定指標」の設定状況
厚生労働省	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">目標数 108 (109)</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">「施策目標」 108 (109)</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">「実績目標」 225 (227)</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">施策目標の達成度を評価するためのもの</div>	<div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px;">指標数 695 (677)</div> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px;">「評価指標」 688 (667)</div> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px;">実績目標の達成状況を測定するための指標</div> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px;">「参考指標」 7 (10)</div> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px;">実績目標の達成状況を測定するための参考となる指標</div>

(注) 1 平成 16 年度の「厚生労働省における政策評価の評価書」に基づき当省が作成した。

2 ()内の数値は、平成 15 年度の厚生労働省「実績評価書」における数値である。

表4 目標に関し達成しようとする水準が数値化等されている政策 (単位:件)

府 省	評価対象 政策数	目標に関し達成しようとする水準 が数値化等されている政策数		目標に関し達成ようと する水準が数値化等されてい ない政策数	
		アウトカム	アウトプット		
厚生労働省	108 (109)	14 (15)	7 (4)	7 (11)	94 (94)

(注) 1 平成 16 年度の「厚生労働省における政策評価の評価書」に基づき当省が作成した。

2 「目標に関し達成しようとする水準が数値化等されている政策数」欄は、目標に関し達成すべき水準が数値化されている場合及び定性的であっても目標に関し達成しようとする水準が具体的に特定されているものを計上した。

3 評価対象政策数に複数の指標が設定されている場合には、少なくとも一つの指標について達成しようとする水準が数値化等されている場合に、達成しようとする水準が数値化等されている政策として計上した。その上で、数値化等されている指標中にアウトカム指標を有する政策は「アウトカム」欄へ、それ以外の政策は「アウトプット」欄へそれぞれ計上した。

4 () 内の数値は、平成 15 年度の厚生労働省「実績評価書」における数値である。

表5 目標に関し達成しようとする水準が数値化等されていない政策に設定されている
指標の分類 (単位:件)

府 省	目標に関し達成しよう とする水準が数値化等 されていない政策数	当該政策に設定されてい る指標数			
		アウトカムで 定量的に設定	アウトカムで 定性的に設定	アウトプット で設定	
厚生労働省	94 (94)	588 (613)	145 (152)	10 (10)	433 (451)

(注) 1 平成 16 年度の「厚生労働省における政策評価の評価書」に基づき当省が作成した。

2 アウトカム指標とアウトプット指標の区分については、当省において一定の考え方方が分類整理したものを作成し、それに対し、各省において分類整理について別の考え方がある場合にはその考え方の提示を受けるとともに、各府省による分類整理の結果を計上した。

3 「目標に関し達成しようとする水準が数値化等されていない政策数」欄は、目標に関し達成すべき水準が数値化等されておらず、目標に関し達成しようとする水準が具体的に特定されていないものを計上した。

4 () 内の数値は、平成 15 年度の厚生労働省「実績評価書」における数値である。

表6 目標期間の設定状況 (単位:件)

府 省	評価対象 政策数	測定指標に目標期間が設定されている政策数				測定指標に目標期 間が設定され ていない政策数
		基準年次及 び達成年次 が記載され ているもの	基準年次の みが記載さ れているも の	達成年次の みが記載さ れているも の	小 計	
厚生労働省	108 (109)	8 (3)	0 (0)	7 (9)	15 (12)	93 (97)

(注) 1 平成 16 年度の「厚生労働省における政策評価の評価書」に基づき当省が作成した。

2 「基準年次及び達成年次が記載されているもの」については、一つの政策に複数の測定指標が設定されている場合、少なくとも一つの測定指標に基準年次及び達成年次が設定されている政策数を計上した。

3 () 内の数値は、平成 15 年度の厚生労働省「実績評価書」における数値である。

表7

パターン化した文言による評価結果の整理

府 省	評価基準	パターン化した文言による評価結果	該当する目標数
厚生労働省	目標の達成度	目標を達成した	5
		目標をほぼ達成した	26
		達成に向けて進展があった	77
	分析の的確性	分析が的確に行われている	8
		分析がおおむね的確に行われている	88
		分析があまり的確でない	12

(注) 平成16年度の「厚生労働省における政策評価の評価書」に基づき当省が作成した。

表8

学識経験を有する者の知見の活用状況

府 省	知見の活用状況等	議事録等の H P掲載
厚生労働省	平成15年9月に 基本計画の策定又は変更又は その他政策評価に関する基本的事項の変更等を行う場合に知見を活用するために、「政策評価に関する有識者会議」が設置された。	(注)2 参照

(注)1 厚生労働省の基本計画に基づき当省が作成した。

2 平成15年9月18日に第1回会議を平成16年3月23日に第2回会議を開催し、その議事録については厚生労働省HPに掲載されている。